

# 建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（四）〈後篇〉

——『暫定政府会合議事録』第4巻前半（1948年6月30日～7月4日）

に見るベルナドット和平提案とイスラエル国家の

「主権」をめぐる論議——

森 まり子

## 目次

（本論考は単一のものであるが、紙幅の関係で前篇と後篇に分かれる。本稿は後篇であるが、ここでは前篇も含めた本論考全体の目次を示す。「以下は後篇掲載分」という記載から下が後篇の目次となっている。なお前篇は『東洋文化研究所紀要』第171冊、東京大学東洋文化研究所、2017年3月、274（203）～190（287）頁に掲載されている）

はじめに——建国期イスラエル政治における「主権」概念の変容——

### 1. 史料の性格と背景

（1）本議事録の位置づけ

（2）本議事録の軍事的・政治的背景

① 軍事的背景

② 政治的背景

（i）6月16日閣議の後から6月27日閣議までの政治的背景

（ii）6月28日以降の政治的背景——ベルナドット和平提案の提示——

(iii) 6月28日以降の政治的背景

——ベルナドット和平提案への双方の反応——

(iv) 本議事録における暫定政府の閣僚構成

2. 史料紹介——『暫定政府会合議事録』第4巻前半の概要——

(1) 1948年6月30日

- ① M. エリアシュ博士の報告
- ② 質疑
- ③ アリヤーの諸事項についての諸決定
- ④ 国連を代表する仲介者の諸提案
- ⑤ [タイトル・内容共に削除]
- ⑥ アリヤーの諸事項についての提案をめぐる票決
- ⑦ 予算の諸問題
- ⑧ 外国通貨への監視
- ⑨ 外国臣民の登録
- ⑩ 安息日における電車の運行
- ⑪ 近隣諸国の人々の財産

(2) 1948年7月2日 暫定政府の臨時会合

- ① 質疑
- ② 仲介者の提案 [前篇はこの項目の途中で終了。以下は後篇掲載分]
- ③ 軍における状況

(3) 1948年7月4日

- ① 仲介者の提案
- ② 質疑

3. 予備的考察 (一) ——本議事録に見る優先的審議事項とアラブ問題——

- (1) イスラエルの国連加盟と国家承認に関する諸問題
- (2) ベルナドット提案をめぐる論議——時系列的概観——
  - ① 6月30日閣議
    - (i) ベルナドット提案に関するシェルトクの概要説明
    - (ii) ベルナドット提案に関するベングリオンの意見文書（6月30日文書）
    - (iii) 技術的な点についての話し合い
  - ② 7月2日閣議
    - (i) シェルトクの報告と現状分析
    - (ii) ベルンシュタインの問題提起——戦争継続による損失——
    - (iii) ベングリオンとグリェンバウムの強硬論——「力による制圧」——
    - (iv) ローゼンブルートの反論とツイスリングの強硬論
    - (v) 穏健派の議論（シトリト、レヴィン、ベントヴ、シャピラ、カプラン）
    - (vi) 7月2日シェルトク案——11月29日決議への言及——
  - ③ 7月4日閣議
    - (i) 7月4日シェルトク案
    - (ii) ベングリオン案
    - (iii) グリェンバウム・ツイスリング案
    - (iv) ローゼンブルート案
    - (v) ベルンシュタイン案
    - (vi) シャピラ・レヴィン案
    - (vii) ベントヴ案
    - (viii) シトリト案
    - (ix) カプラン案
    - (x) ベルナドット提案への回答（文書）の仕方に関する閣議決定と意見

陳述

(xi) ベルナドットとの交渉（口頭）で予想される質問への回答に関する  
閣議決定と意見陳述

- (3) アラブ帰還に関わる諸問題
  - ① アリヤー推進と農業入植
  - ② 残留アラブ人の登録
  - ③ ハイファをめぐるアラブの動き
- (4) その他（主要な議題のみ）
  - ① 予算
  - ② ユダヤ教関連
  - ③ アルタレナ号事件関連

4. 予備的考察（二）

——ベルナドット提案への暫定政府回答とベルナドットの反応——

- (1) 閣議における議論と7月5日付暫定政府回答との整合性
  - ① 暫定政府回答の基調
  - ② 暫定政府回答の逐条的考察——閣議内容との整合性——
- (2) 7月5日付暫定政府回答に対する7月6日付ベルナドット回答

終わりに——アツマウトからリボヌートへ 暫定政府の「主権」概念の世界史的文脈——

後篇に寄せる序文

後篇では、まず前篇の史料紹介の続き（7月2日臨時閣議のローゼンブルート発言〔4：98〕から）を掲載した後、予備的考察（一）（二）と結論を掲載する。「終わりに」では、本論考「はじめに」（前篇に掲載）で提起した四論点について考察する。凡例的な事項や閣僚構成など本論考に関する基礎的情報については、前篇の本文及び註を参照して頂きたい。

2. 史料紹介——『暫定政府会合議事録』第4巻前半の概要——

(1) 1948年6月30日〔前篇に掲載〕

(2) 1948年7月2日 暫定政府の臨時会合

① 質疑〔前篇に掲載〕

② 伸介者の提案〔4：97のグリェンバウム発言までを前篇に掲載。その続きから以下に掲載〕

ローゼンブルート 実際にもし我々がベルナドット提案についての議論の枠組み内に限定されなかったなら、非常に速やかにこの議論を終わらせる事ができただろう。なぜなら我々全員が——私の理解するところによれば——エルサレムの〔イスラエル国家からの〕切り離し、アリヤーに対する制限、我々の独立における削減については、いかなる事があっても同意できないだろうという事で意見が一致しているからだ。もし我々全員がこの様な事について意見が一致しているとすると、別の諸点についての意見表明の必要があるかどうかについては疑問だが、議論が拡大されてしまったので、より包括的な政治的議論のチャンスがある方が恐らく良いだろう。いずれにせよ私は、これらに関連する諸問題についてもここで私見を表明したい〔4：98〕。

私は、その事が専ら力によって決定されるであろうというベングリオン氏の意見とは異なる意見を持っている。その事は、既にある程度は力によって決定

されたが、力によってのみならず政治的努力によっても決定されたのである。そして将来には、我々は力によって絶対的な決定をする事はできないだろう。なぜなら〔彼らは〕我々に、力によって決定する事を許容しないだろうからである。私はイギリスとアメリカが我々に、決定的で最終的な勝利を収める事を許容するだろうとは信じない。もし〔彼らが〕我々に決定する事を許容していたら、我々の物理的な力はその為には充分だっただろう。(シェルトク それに断然同意する。) 政治的配置図は、〔彼らは〕我々に〔それを〕許容しないだろうという状況だ。軍事的・財務的<sup>(1)</sup>状況に関する事では、3～4週間後でさえも我々が力によって決定するのに成功するであろうかどうか、私は疑わしく思う。私はベルンシュタイン氏の次の意見により傾いている。〔その意見とは〕我々が達成したそれらの勝利を——我々は達成したが、我々がそれら〔の勝利〕に決定的な程度において付け加えられるかどうかは大いに疑わしい、というものだ。(ベルンシュタイン 私が実際に言ったのは別の事だ。もし更なる勝利があると——それらは政治的領域では我々に多くを付け加えないだろう〔と言ったのだ〕。) 私には、軍事的状況はいずれにせよ懸念される状況だと思われる。なぜなら物理的な力は、他のどの軍にも受容される限界を超えて伸びきっているからだ。これを4～6週間で修復できるかは私には分からない。この軍は人間の力以上の働きをしたのであり、その戦績は本質的に、彼らの軍事的バランスの観点からすると驚異的で素晴らしいものである。その事柄〔複数形〕は軍における再組織化にもつながった。規律は弱く、司令は秩序立っておらず、財務的状況は明瞭でなく、〔ここで段落途中であるにもかかわらず文が途切れており、明記されていないが削除された可能性がある〕私は、兵士たちはきちんと給料を受け取っているのか否か、兵士の家族は彼らに届くものを受け取っているのか、という単純な質問への回答を受け取る事ができていない。(ベングリオン 私は蔵相に次の様に知らせたい。もし兵士の家族への支払いに関する調査の件を促進する再度の政府決定がない場合には——全く調査なしで支

払うよう、私は指示を与えるだろうと）[4：98～99]。

状況はきちんとなっていない。全てにおいて我々は、確かに停戦期間中に力[兵力]が付加された正規軍に対峙している。戦争継続には多大な危険がある。我々は効果的な交渉を行う土台を獲得したのだから、停戦のみならず戦争終結にも関心を持ち、そうして政治的交渉に本当に移行せねばならないと私は考える。我々は、我々が獲得した軍事的獲得物〔複数形〕に立脚する必要があるにもかかわらず、今、重心を再び政治的領域に移さねばならない。この土台の上に交渉を行う事ができるのだが、勿論その土台とは11月29日決議<sup>(2)</sup>であり、これは明白である。誰一人として我々がそれを放棄しているとは語らないだろう、これは自明なのだ。第二には——軍事的獲得物、これこそ十分に効果的な土台であり、かくして我々は交渉を行う事ができるだろう [4：99]。

もし我々が交渉にたどり着くなら、我々が放棄できないであろう三つの事柄があり、残りの諸事項に関しては、それらについて詳細に検討した外相の意見を私は受け入れる。確かに[外相は]はっきりとは語らず、こう言ったのである。残りの全ての問題は未決であり、未決の諸問題とは——ネゲヴとガリラヤである、と。私は筋金入りのガリラヤ主義者 [גליליט מושבע] だ。・・・私は、もしネゲヴ南部に石油があったらこれは富になるだろうという意見とは異なる意見を持っている。これは大きな国民にとっては富であり、小さく弱い国民にとっては災いだ。石油が手中にある小さな国民は、大国の手中にある戯れのボール [כדור משחק] と化すだろう。ネゲヴの石油に祝福はなく、西ガリラヤにこそはるかに多くの祝福があるのだ [4：99]。

ヤッフォ<sup>(3)</sup>に関しては、我々が国連決議に正確に立脚せねばならないのかどうか、私には分からない。この飛び地は、我々にとって危険を構成し得る [4：100]。

ハイファに関しては——たとえその問題がベルナドット伯によって提起されなかったとしても、私の意見では、我々はトランスヨルダンの為の自由港を提

案せねばならなかつたらう。さもなければ、我々とアブドゥッラーの間に和平はないだらう。これは正当な事項であり、我々は自らこれに対して注意怠りなくしていなければならなかつたらう [4:100]。

住民交換——もしその事がアメリカとイギリスによって提案されるなら——これは素晴らしい。そうでなければ、戦争の勃発以来その地を去ったアラブの帰還を防ぐ事をめざす政治を行う事は、我々には禁じられている [4:100]。

私は、アブドゥッラー及び彼との関税連合についてのベルンシュタイン氏の発言を支持したい。私が思うに、我々是我々が彼 [アブドゥッラー] と共に整える事ができる様な、我々と我々の隣人 [トランスヨルダン] の関係の存続に関心がある。全てのアラブ指導者の中でアブドゥッラーは我々が他の人よりも容易に合意に達し得るであろう人物であり、私はベルンシュタイン氏のこの意見を支持する [4:100]。

そして再び私は、私がレイク・サクセスで表明した考え方に戻りたい。我々の政治は一つの事に向けられねばならない。[それは]我々が国連における我々のメンバーシップをあてにしてはならないという事である。我々はもっと大きくもっと重要な事に向かって突進せねばならない。[それは]三大国——ロシア [ソ連]、アメリカ、イギリス——の、特別な諸条約によるイスラエル国家への保障である。西側世界も東側世界も、二つの国家の間の国境線が「中立的」であること、つまり西側ブロックも東側ブロックも国境線に責任を持つであろうという事に関心があると私は思う。これが我々の政策の大きな目的でなければならない [4:100]。

ツィスリング 停戦の問題が存在する。その議論の根本において、我々の思考の根本において、我々がそれ [停戦問題] を考慮全体から除外し、全体的に我々の立場が決定したらそれに戻る事を提案する。我々がこの問題に無関心でなくてはならないと言っているわけではないが、それは我々のアプローチへの門の役割を果たし得ない [4:101]。



第二の前提。この段階ではユダヤ人とアラブ人の間の合意、ユダヤ人とイギリス人或いはイギリス人とアメリカ人の間の合意の見込みはなく、いずれにせよユダヤ人とイギリス人の間の合意の見込みは全くない。私はこの事、[すなわち] 我々が力による制圧に向けて、或いは少なくとも力によって立つ事に向けて用意ができるかを、近い地平線に見ているのではない。戦争には諸段階がある。[彼らは] 我々を力なくして制圧する事はなく、[彼らは] 我々の力を破壊しないだろう。力の行使を控える事が可能なのはいつであるか——合意の見込みがある時である、そしてこの様な見込みがなければ、戦争の危険と平和の見込みを比較考量せねばならない。私はこの事を近い地平線に見ているのではない [4 : 101]。

我々がおかれているこの状況下では、合意の達成の上ではなく、制圧の上に構築すべきである。そしてもしそうなら、また特に我々が我々の [軍事] 力の程度を考慮に入れるなら、政治的行動路線は完全に別のものである事を余儀なくされる。私はこの問題ではベングリオン氏と次の様に意見が一致している。[すなわち] 外国列強、例えばイギリスが全力をこの戦争に傾注して、そしてこれが、それにおける我々の獲得物が何になるのか分からない様な世界大戦になる事がなければ、我々の力の上昇のお蔭で展開が我々にとって有利になっている [という事で意見が一致している]。・・・アラブ諸国の兵力の集結能力は、もし我々が我々の力を近いうちに増大させれば、もっと不確かなものになる。我々の行動はこれらの前提に発していなければならない [4 : 101]。

その諸事項の本体については——私は我々の回答を否定的な部分に限定するというシェルトク、ベングリオン両氏の結論を受け入れない。なぜなら我々全員が、これらの前提は交渉の土台ではないという事で一致しているからだ。・・・私は、我々がベルナドット伯に、主権 [ריבונות]、アリヤー、エルサレムという三つの前提のみを言わねばならないという事を受け入れない。私はガリラヤ主義者 [גליליות] とネゲヴ主義者 [נגביות] とは何かを知らないし、私

はガリラヤ主義者ではないが、西ガリラヤの放棄はユダヤ人ハイファへの危険を含み、これは我々を他の誰かに依存する州 [פרובינציה] の中に立たせる。そしてこれはアブドゥッラーを介したイギリスの政策への結節点になり得るのである [4:102]。

私はこれを政治的な観点から言ったが、これに農業面での明確化を付け加えねばならない。我々はネゲヴのいかなる部分であれ放棄する事はできない、なぜならネゲヴはガリラヤよりもはるかに大きい入植の可能性であるからだ。もしネゲヴ南部に石油があるなら、この地全体に利益 [ריחון とあるが, רווח または ריחון の誤植と思われる] があるだろう、たとえそれが我々に属する領土の中になかったとしても。・・・ネゲヴは入植の土台であり、開発の土台であり、我々がその中におかれる政治的現実を決めるだろう。ネゲヴの放棄こそは独立 [עצמאות] の放棄である。B) <sup>(4)</sup>我々はどんな事があっても、合意の中でアブドゥッラーを受け入れる事はできない。国連総会が自らの決議を変更するかどうかは私には分からない。アブドゥッラーとの結び付きという前提は、我々の意見によると、結論である。それ [その前提] は強力なアラブ勢力に我々を支配させる現実到我々を結び付ける、たとえこれに独立 [עצמאות] の制限があったとしても。第二に——それ [その前提] は、アブドゥッラーの中に——我々が見ているのと同様に——他の諸国よりも東方において際立つイギリスの危険を見ている、世界のあらゆる部分を我々から遠ざける。・・・我々はこう言わねばならない。「アブドゥッラーはノーだ！」と。我々はエルサレムに対するアラブ支配を受け入れない、なぜならそれ [エルサレム] はアラブ州 [הפרובינציה הערבית] の内部に入るのであるからだ。たとえブライ人エルサレムをイスラエル国家に結び付けたとしても、たとえ国家とエルサレムの間の結合の為に回廊を付け加えたとしても、である。これはアラブのコンパクトな共同体 [ישוב קומפקטי ערבי] の内部にある事になり、[従って] これ [回廊を設けたりすること] は欺瞞にすぎないだろう。我々は全体であれ部分であれ、エルサレ

ムに対するアラブ支配を受け入れないだろうと語らねばならず、その事の意味するところは国連 [分割] 決議への回帰である。我々は、[彼らが] いかにしてエルサレムをユダヤ人に与えるだろうか、[彼らは] ユダヤ人エルサレムを国家に結び付けるだろうか、そして [イスラエル] 国家の行動はどの様なものになるだろうか、という事を考えねばならない [4 : 102 ~ 103]。

私は、シェルトクさん、あなたにこう言いたいし、こう言う事を私に許す。未決の諸問題についてのあなたの公的な発言がベルナドットによる未決の諸問題の提示を容易にしてしまったのであり、[それらは] 扉が閉まった後も未決であり続けるだろうと。これらの問題は我々が議論せねばならないであろう事実と化している。・・・もし私が刀が決める事はないだろうという事に同意するのなら、ある時点で我々は我々の刀を鞘に納めねばならないだろう。これが勝利の瞬間においてである事を望む。レイク・サクセスの日々に悲劇的な形で存在していた幾つかの問題が恐らく立ち現れるだろう。・・・ [4 : 103]。

今、行動路線が二つの前提に基づいていなければならないと私は確信している。第一に、戦争の用意ができている事、戦争への準備である。第二に、同意のアプローチや商売人の回答 [取り引き的な回答] を採択しないこと、そうではなく我々の要求と我々の権利に基づく回答 [を採択すること]。我々が知らねばならず、彼らも知らねばならないのはこういう事だ。我々の勝利に照らして、戦争に由来する状況に照らして、地図に諸修正を入れる必要があるだろうという事である。私はあと一か月か六週間の停戦が望ましいという事を考慮する事に同意するし、恐らく我々の意見が分かれているのは文言の使い方についてであって内容についてはない。内容においては明確でなくてはならない。[その内容とは] 主権 [ריבונות]、アリヤー、アブドゥッラー、エルサレム、ネゲヴ、この戦争の獲得に由来する [הנובעים מלקח מלחמה זו] 諸修正<sup>(5)</sup>の必要性である [4 : 103]。

シトリト 我々は 11 月 29 日国連総会決議に従って行動した。我々は我々自身

をイスラエル国政府であると宣言し、ここにいる我々は暫定政府であると言った。この暫定性が、我々は11月29日決議に立脚しているという意図を際立たせている。前述の決議によると、国連の遂行委員会が決議を遂行せねばならなかったのだが、遂行しなかった。我々が国連総会決議を遂行したのだ。本件は終わらせる必要があり、我々に要求を持って来てはならない。なぜなら我々は国連総会決議に含まれている諸地域に対してのみ国家を宣言したのだが、[アラブ諸国が]我々に対して宣戦した時に、我々は戦って前述の決議の領域外にある場所[複数形]を征服したからである[4:104]。

我々の前には、国連総会決議の存続の問題のみならず内部的諸問題もあるのであり、この事をベルナドット伯は知らねばならない。或いは、いずれにせよ我々はイシューヴによって受諾された決議を考慮に入れねばならない。もし我々が前述の決議から逸脱するなら、我々は我々自身を多大な困難に直面させる事になり、恐らく我々は我々自身を内部的な無秩序に巻き込む事になるだろう[4:104]。

二つの会談から、特に私がハイファでハキーム猊下<sup>(6)</sup>と持った最近の会談から、アラブの間で何らかの動きがある事は私には明らかである。この見解はダーウード・アルイーサー<sup>(7)</sup>との会談後、私の中で強まった。彼らは自分達の発言が公式の発言ではない事を強調しているのだが、彼らの発言から引き出せるのは、彼らが、今の我々の立場がどの様なものであるかを知る事に大変関心があるという事だ。彼らの立場の中で起きた変化とは次の様なものだ。彼らは国家に同意する用意がある。それ[国家]にそのユダヤ的性格を際立たせる名称が与えられず、その中ではアラブ人とユダヤ人が平等、[すなわち]数においても平等、権利においても平等な国家である事が条件ではあるが。彼らはアリヤーを受け入れる用意がある。それ[アリヤー]にユダヤ人移住の性格が与えられない事が条件ではあるが。彼らはそれに先立って土地を準備する為に、ユダヤ人と共に座りユダヤ人と会合する用意がある。そしてこれは、我々と共に

[交渉の席に] 座らないだろうというアッザーム・パシャとアラブ諸国の宣言にもかかわらず、なのである [4: 104 ~ 105]。

ダーワード・アルイーサーとハキームの違いは、ハキームが主に・・・アラブの帰還問題に関心があり、主にキリスト教徒のアラブの帰還に関心があるという事である。この事が恐らくキリスト教徒をムスリムとの争いに巻き込みそうであるにもかかわらず、彼ら [ムスリム] は彼 [ハキーム] がムスリムを考慮に入れずにキリスト教徒の状況改善のみを心配していると主張するだろう [4: 105]。

アラブの立場に動きが生じたとしたら、これは我々の勝利のお蔭である。彼 [ハキーム] には、アラブ・ユダヤ共同国家はその内部に、将来にわたる諸問題 [פורענויות] を秘めている、と説明された。彼が次の様な懸念を表明したのも理解し得るところである。もし独立したイスラエル国家があり、自由なアリヤーがあり、民族が増大して拡張したくなったら——拡張の為の国境線への攻撃の問題が再浮上するだろう、と。彼にはこの問題は存在しないと説明された。もしユダヤ・アラブ共同国家があるとしたら、ユダヤ人は、11月29日決議の領域においてのみならず、例えば我々に禁じられていたシェヘムでも土地を購入して入植する資格を有するだろうという事は自明である。彼はこれらの事についてはいかなる懸念も表明せず、こう言った。もし一つの国家の中で生きるのであればこの権利は存在する、と [4: 105]。

我々には11月29日決議から逸脱する事は禁じられており、我々はこう主張せねばならない。我々が国境線の諸修正を要求するなら、これは我々がこれらの地域を我々の力によって獲得したからなのだ。イギリスの様な大国は我々に対峙し、同国はアラブ諸国を武装させた。そしてもし我々がこうした全てにもかかわらず攻撃に対抗したとすると、我々は土台として11月29日決議に依拠する権利を、また国連総会決議が遂行されなかった後では、戦争における我々の勝利の結果として国境線の諸修正に依拠する権利を持つのである [4:

105]。

主権 [הריבונות]。確かに我々は強固な立場をとらねばならない。我々是我々の主権に、いかなる人も国も参加させる事はできない [4:106]。

アリヤー。それはシオニズムの瞳孔の中にある。もし我々が今いかなるやり方であれ、二年後のアリヤーの諸事項における修正の提案に同意するなら、我々はこれによって我々の運命を固定するのである [4:106]。

西ガリラヤとネゲヴ。我々がこの問題について論じる時、我々是我々の諸地域の最小限の連続性について考えねばならない。我々は、アッコが我々にとって、西ガリラヤへの我々の道における大きな障害であった事を思い出さねばならない。エツィオン・ブロックは結び付きの連続性の問題において、何がしかを我々に証明した。我々は苦い経験をした<sup>(8)</sup>。もし我々が西ガリラヤにおける諸共同体の孤立に同意するなら、我々も我々の運命を固定しているのであり、自分達の領域内にいるユダヤ人に対するアラブ諸国の好意を私はいまだに信じたくないのだ。ヤッフオは私見によれば、ユダヤ人国家に編入されねばならない。もしヤッフオとそれへの道がユダヤ人国家の外にあるなら、あらゆる尋常ならざる風 [כל רוח בלתי מצויה] が我々を衝突へと持って行くだろう [4:106]。

ネゲヴとネゲヴへの道。もしその道がアラブ国家の領域を通るなら、この事は我々にとって障害になり得る。ネゲヴは大変大きな地域で1200万デユナムあり、もし我々が水の問題を解決できれば、ネゲヴの荒地は我々にとって障害にはならないだろう。見よ、我々がその上に今居住している全ての土地はかつては荒れ果てており、我々がそれを豊穡にしたのである。我々はネゲヴを放棄してはならない、なぜならそれは、入植の多大な可能性が内部にある宝であり、同時に西ガリラヤはアラブの村々によって居住されており、そこに大規模な入植の可能性があるかどうかは疑わしいからだ。北部であれ南部であれ、ネゲヴを放棄する事は我々に禁じられている。そこには石油の見込みがあり、それ[石油]は、ローゼンブルート氏の言葉の様に、必ずしも小国にとっての災いであ

るはずがない [4: 106 ~ 107]。

そしてエルサレム問題について。ハキームとの会談で我々は彼に、キリスト教世界がエルサレムの神聖さを守ったのではなく、ユダヤ軍こそが聖地を守ったのだと言った。・・・もしアラブ人エルサレムについて語られるなら——[彼らは]それがキリスト教徒にとって神聖だという事を忘れるだろう。故に、エルサレムが国際化され、それへの安全なアクセスへの保証があるだろう、という提案に同意するのが我々にとって適切<sup>(9)</sup>なのだ [4: 107]。

アラブの帰還に関しては、ハキーム及びダーウード・アルイーサーとの会談では・・・——我々はアラブを帰還させてはならないと語りたくなかったが、我々はこう言った。戦争が続く限りアラブの帰還の問題はなく、これは多くの理由の故であると。そして我々はこう指摘した。アラブは確かにユダヤ人にエツィオン・ブロックに帰る事を許さず、見よ、これこそは我々の土地なのだが、[彼らは]我々がその上に入植する事を許さなかったと。私が思うに、もし住民交換 [複数形] の提案があったら、我々はそれらを歓迎するだろう [4: 107]。

アラブもこの地へ帰りたいたとは全く思わないだろう、と思われる。なぜならここ 30 年間に彼らは、問題<sup>(10)</sup>があった全ての場合において、我々が [それらの] 問題を駆逐し、この地で我々自身を強化もした事を知ったと確信したからだ。恐らく彼らのうちの誰かは、ここでの自分の仕事をたたむだけの為に来て立ち去りたい事だろう。ベルナドット伯か国連が住民交換を提案するように我々が事を運べるとしたら——これはアラブにとって祝福になるだろうし、我々もこれに安堵するだろう。11 行ほど削除 [4: 107]

レヴィン この会合は大変深刻であり、[あなた方は] 別の世界の観点を持っているユダヤ人から意見を聞いた方がよい。結局、我々はガルト [ディアスポラ] において二千年間、悲しみも希望も共にした兄弟なのだ。正にゴイーム [「異教徒」の複数形] とのこの戦争によってガルトが終わるだろうと、誰が言うだろうか？ ヘルツ博士も、ガルトが正に戦争によって終わるとは考

えなかった。(グリェンバウム タルムードのアッガダー<sup>(11)</sup>は戦争について考察した。)六百万人のユダヤ人が虐殺された後の今の我々の状況では、ゴイームは年々、一刻一刻ますます悪どくなり、世界には良心が存在せず、世界には正義の判決が存在しない様に私には思われる。そしてもし今ベングリオン氏が、力による制圧なくして我々は立場を強化しないだろうと言ったとしたら——私は正にこう考えるのだ。もし我々が力による制圧を成し遂げなかったら、というコインの裏側も我々は見なければならないと。この事にはいかなる保証もない、とベングリオン氏も言っている。二千年間我々はディアスポラにいて、今我々は全てを危険にさらそうとしている。・・・その問題は大変深刻である、我々は全てを危険にさらす資格があるのか? [4: 108]

私は前にも言ったし今も言う。私は奇跡を信じており、私は神の助けを信じており、あなた方全員が信じている。我々が持った全ての勝利は奇跡によるものだった。・・・祝福された聖なる神は我々を救い給う、これはエレッツ・イスラエルにおいてもそうである。・・・私は、これらの奇跡が正に戦争における流血によって到来せざるを得ないかどうかは知らない。それらは別の方法によっても到来し得る。我々が勝利を収める事をイギリスかアメリカが想定しない事はあり得るし、ああ、世界大戦が起きたらどうなるのだろう。それはゴグとマゴグの戦争<sup>(12)</sup>であり得るし、それ [世界大戦] はエレッツ・イスラエルで始まり得る。(ベングリオン そうしたら、ああ、我々は守られるだろう<sup>(13)</sup>。)ポーランドのユダヤ人の上に災いが到来した時、そして [それは] 同時に白書<sup>(14)</sup>が到来した時でもあるが、真剣な人々は、戦争によって以外ユダヤ人を救う方法はないと言った。そしてその戦争によって我々が何の利益を得たかは——我々全員が知っている。今、我々はその事どもをよくよく考量せねばならない。確かに奇跡に頼ってはならない、これを私は敬虔なユダヤ教徒としても言う。もし、ああ、我々に他の方法がないなら、そして全てのゴイームが我々に対して立ち上がるなら——祝福された聖なる神は我々に味方し給うだろうと私は信じ



る。しかし奇跡に頼ってはならず、我々は自殺してはならない。これは恐れの問題ではなく、エレッツ・イスラエルの70万人のユダヤ人の動員の問題である。・・・しかし我々は初めに、我々が戦争で持ちこたえられるかどうかの正確な計算をしなければならない [4: 108 ~ 109]。

ベングリオン氏は、我々は準備する為にあと4~6週間の停戦を必要としていると言う。もしその事が私にかかっていたとしたら——それどころか、私は3~4年待つ様に言っただろう。自らの国家の樹立を戦争でもって始めた、すなわち建設でもって、その後には戦争でもって始めている民族 (אומה) や国家はいまだかつてなく、我々に準備する時間があればあるほど——その方がよい。もしも、ああ、我々が戦争に出なくてはならないなら——神の助けにより我々が成功する事はあり得るのであり、これはエルサレムに関してだけではない。あなた方は宗教的ユダヤ人がどの様なものかを知っており、エルサレム問題について感じるのは宗教的ユダヤ人だけではない。どのユダヤ人の意見でも、エルサレムなきイスラエル国家は心臓なき体の様なものだ。確かに我々にとってエルサレム全体が必要であり、我々にとってネゲヴ全体が必要であり、我々にとってガリラヤも必要である——我々にとっては全てが必要であり、祝福された聖なる神は我々を助け給うだろう。もし我々がまず、何が我々にできるだろうかという事を考慮するなら、[神は] 我々を助け給うだろう。前回の会合でベントヴ氏が首相に、我々はどの位重火器を持っているかと質問したが、これも考慮に入れねばならない。我々はローゼンブルート氏が言った事も考慮に入れねばならない。我々は交渉を打ち切らぬよう全ての事をせねばならない [4: 109]。

なるほど、どんな事があっても我々は、エルサレムをイスラエル国家から切り離す事に同意する事はできず、アリヤー制限に同意する事はできないであろうが、本件には戦略的側面がある。我々は交渉打ち切りをもたらしなない様な形で回答全体を起草せねばならず、我々が停戦を持つように全てを行わねばなら

ない。故に私は、新たな諸条件について語ったシェルトク氏の言葉が理解できなかった。確かに我々は新たな諸条件の獲得の為に全てを行わねばならないが、これによって停戦を壊してはならない。(シェルトク 私は新たな諸条件を必須条件として提示する事を提案したのではなく、変化を促す圧力をかける事を提案したのだ。) もしベングリオン氏から停戦があらざるを得ないと「我々が」聞いているのなら、それ以外の事はあり得ず、我々は我々が何をすべきかをじっくり考量せねばならない [4: 109 ~ 110]。

ベントヴ 我々の状況は些か難しい、というのも前回の会合で政府メンバーは自らの「党の」同僚たちと協議しないと決定されたからだが、明確化は初めての明確化であり、我々が最終的結論に辿り着く事ができる為の協議の形を見出さねばならない、と私は考える。そしてこれは今は可能だ、合同通信社 [United Press, 現 UPI] がベルナドット伯の提案の真の内容にほぼ合致する情報を公表した後であるから [4: 110]。

私はベングリオン氏に、停戦を信用するなど提案する。本件についてのシェルトク氏の全ての言葉は理にかなっている。停戦を守るという理解と意志はあるが、停戦はひとりでに終了し得る。イギリスがアラブに武器を供給する方法を見つける事はあり得るし、これは停戦中断の要因になり得る。我々は確かによい事に希望を持たねばならないが、全ての悪い事にも備えねばならない。・・・ [4: 110]

私は、力が大変重要な要因であるというベングリオン氏「の意見」に同意するが、これが唯一の要素ではない。それは唯一の要素ではあり得ない。(ベングリオン これこそが唯一の要因だとは私も考えていない。) [4: 110]

放棄する事が不可能な特定の国境線がある。これと共に、全ての勝利には代償がある事を忘れてはならない。政治、これも武器であり、反対を強めたり引き起こしたりするのではなく、逆に——ややそらす政治的プログラムは何百万もの弾丸に匹敵する。我々が達成した結果という観点からは意見の違いはな

い、と私には思われる。停戦が望ましい事は疑いなく、ここには戦略の問題がある。[それは] いかにしてこれらの提案が斥けられ、かつ停戦が存在する状態に持って行くかという事だ。私は、時々銃がひとりでに発砲しているというグリェンバウム氏の想定を受け入れる。しかし、我々がその様な事に関心を持っていない時に、ひとりでに発砲するであろう銃を刺激しないよう、注意深くせねばならない。私は、我々の贖罪の問題において示威的な政治には賛成しない。アラブの政治を我々は真似しないだろう。我々は和解したくない、従って彼らの政治の真似は我々にとって害にこそなれ、益にはなり得ないのだ [4 : 110 ~ 111]。

私なら・・・我々の回答の骨子は 11 月 29 日計画、恐らく一定の修正 [が施される] ならばというものでなくてはならない、という一つの前提から少々ベルナドットの言葉を使って答えるだろう [4 : 111]。

こう語る事ができる。あなた [ベルナドット] は連邦 [יחידה (Union)] を望んでいるが、それぞれの国が国連加盟国である事が条件である、と。対外政策の協調は恐らく可能だが、アブドゥッラーが外国列強との彼の全ての条約を放棄するという条件の下においてである。我々は基地や条約に反対する何がしかを語らねばならず、この点は私にとって大変重要と思われる。それは国際政治における中立を守る路線となりつつあり、これはアラブ世界において大きな勢力を喚起し得る。中東においてイギリス人から解放される事は、私にとって極めて重要だ。我々はイギリスの基地の清算の問題を提示せねばならないのであり、これによって我々は我々の立場を強化するだろう [4 : 111]。

11 月 29 日の国連決議における経済連合についての条項によると、三人のユダヤ人、三人のアラブ人、及びユダヤ人でもアラブ人でもない三人から構成される評議会を設立せねばならない。連邦についての [ベルナドット] 提案では別の事について語っている。我々は次の様に言う事ができる。二つ [二か国] のメンバーが連邦を構成し、もし評議会について語るなら、外部方面の参加は

なしで三人のユダヤ人メンバーと三人のアラブ人メンバーとしなければならない。そうする事によって我々は、軽微な修正で11月29日決議に物事を立ち返らせるのである [4:111~112]。

ネゲヴの件については、それを交換すべき何らかの理由があるとは私には思われない。西ガリラヤの一部は我々にとって必要だと私には思われる。もし [彼らが] 来てこれら二つの地域の州化 [קנטוניזציה (cantonization)] を口にし、ネゲヴ南部が多分我々のものにならないだろうという事が合意されるなら——恐らく我々はこの事に満足しただろう。いずれにせよ私は一点一点検討する事と、一定の変更を加えた11月29日計画に沿って行動する事を提案したい。そして我々は、我々が何を意図するのか総括しよう [4:112]。

シャビラ シェルトク氏の発言から、停戦継続に関する楽観主義のトーンを聞く事ができた。アメリカやイギリスの計算など。私はアラブを停戦に同意させた諸理由が何であったのかは知らない。停戦を継続したいというアメリカの願望にもかかわらず、アラブがイギリスの影響下に、我々を戦争で破壊しようとする更なる試みを行うかも知れないという事を、私は些かも疑わない。安保理が [国連憲章] 第7章<sup>(15)</sup>を作動させる事を決定したとしても、彼ら [アラブ] はかつて行ったのと同様に、今この試みを行うだろう。そして私はこの事についての懸念と恐怖で一杯なのだ。確かに奇跡に頼る人々はいないが、数学だけで戦争を行う事は不可能だ。もし我々が5月14日に単純な算術的計算をしていたなら、イスラエル国家を宣言する事は禁じられただろう。というのも我々の状況は当時、私の意見では、軍事的観点からすると今日のそれよりはるかに深刻だったからだ。少なくとも戦争の最初の週に、我々が持ちこたえた事に多くの人が驚いたのであり、そしてもし我々が持ちこたえたとすると、見よ、これは我々が背水の陣だったからであり、我々には勝利する以外の道はないという事を我々が知っていたからであり、これこそが我々を助けたのだ。しかし [アラブが] もし今攻撃を再開するなら、我々が極めて深刻で重大な事態に陥るで

あろうという事を私は疑わない [4: 112 ~ 113]。

[次の様な] 選択に直面するとしたら——一定の放棄 [複数形] による平和か、私は自分が何を放棄し何を受け取るか分かっているのだが、それとも未知の中への跳躍を意味する戦争か——私は前者の道を歩む事を選ぶだろう。勿論、「殺されても違犯はするな」という観点からすると根本的である諸事項はある。私はシェルトク氏がそれらについて語った [次の] 諸原則を受け入れる。主権 [ריבונות]、アリヤー、エルサレムである [4: 113]。

私は、我々の政治的主権に関して何であれ疑念があるという印象を我々が世界に与える事を望まない。これ [我々の政治的主権] こそは自明で受け入れられている事柄であり、我々が何を意図しているかは知られている。アリヤーに関しては、これも明白な事柄だ。明白ではないもの——これがエルサレム問題だ。私は、我々がいかにエルサレムについての対話を行わねばならないか、我々が何を要求せねばならないかという戦略についてではなく、世界のこの状況において我々が何を獲得したいのかについて語っているのだ。もし我々が、11月29日にそれに与えられた地位 [סטטוס (status)] を持ったエルサレムを獲得するなら——これは大きな、重要な獲得であろう。私は最近 [人々が] エルサレムがユダヤ的でなければならず、政府がそこへ移らねばならないという事について語り始めたのを知っている。私もこの事を望みたいところだが、これは現実的ではない事柄なのである。誰か [シトリトの発言参照、4: 107] がここでこう言った。もし [彼らが] エルサレムをアラブに与えねばならないなら、[彼らは] それがキリスト教徒にとって神聖であるという事は忘れるだろう。もしそれをユダヤ人に与えねばならないなら——これは別の話になろう、と。彼ら全員がエルサレムが「サフェド」と化し得る危険性<sup>(16)</sup>を見ているわけではないけれども、ユダヤ人の努力あってこそエルサレムは繁榮し成長する事ができるのであり、最終的にはユダヤ人がエルサレムを掌握するだろうと私は確信している。もし我々が過大な諸要求を持ち出すとすると、あと暫くの間停戦を継続

させる方向に持ち込もうという我々の戦略を弱める可能性がある。我々は何かを放棄する方向に傾いているという印象をベルナドットに与えねばならない、交渉を〔今後も〕継続できるように〔4：113〕。

もし我々がベントヴ、ツイスリング両氏の提案する道を歩むなら、〔つまりベルナドット提案の〕どの条項についても「ノー」と言うなら、仲介者には本当にすべき事がなくなってしまう。状況は明白だ。停戦はなく、戦争があり、そうしたら力が決定するだろう。我々は、彼につかむべき藁があると知らせる何らかの精神的な後押しを与えざるを得ない。もし〔彼らが〕ガリラヤとネゲヴの問題を提起しているならすぐにノーと言わず、これを交渉の為に残す必要がある。私が持つ印象では、エルサレム問題についてはベルナドットも、恐らくイギリスも11月29日決議に戻る用意があるだろうが、ネゲヴに関しては動かないだろう。私は我々がノーと語らぬ様にと言おうとしているのではない。しかし領域交換、これこそは交渉の問題なのである。・・・もし領域交換によって我々が平和に到達できるなら、私は勝利の疑わしい戦争に到達するよりも、こちらの方を好む。希望に浸るよりも何かが私の手中にある方がよい〔4：114〕。

私は三つの原則を路線の中に受け入れる。残りの諸事項を我々は交渉の為に残そう。これがある程度、停戦継続に影響する事はあり得る。・・・我々は更なる停戦に到達できるよう、和平への道を探せるよう、あらゆる努力をした方がよい。勿論・・・我々のうちの誰も、ああ我々は手を上げて降参しようとは言わないだろう。私は我々の良心がイスラエルに対しても神に対してもきれいである事を、我々が我々にできる事をした事を望んでいる。そしてもし我々が成功しなかったとしても、これは我々の咎ではない〔4：114〕。

カプラン 私はベントヴ氏に語ろう——今日我々は最初の結論に達する事ができないのだが、それは我々の使節たちとの協議の欠如の故のみならず、幾つかの詳細——恐らく最も重要な——が軍事的明確化と結び付いており、それが今

ここ数週間好調だからでもある、と。私も和平の道によって解決に至る事を切望しているが、ベルナドット提案はこの希望を非常に小さくした。我々はさんざん欺かれてきたが、これはそれらの〔欺瞞の〕一つである。私は示威には反対で、交渉を行うべき事があれば交渉を行う用意がある。シェルトク氏がベルナドットと会う時に彼〔ベルナドット〕に伝えて頂きたいと思うのだ。あたかも我々が敗北を喫して、どんな条件でも和平を受諾せねばならないかの様に彼〔ベルナドット〕が我々に提案してきた事に対する失望と苦々しさの感情を〔4：115〕。

停戦についても一つコメントをシェルトク氏に言う。私は少々あなたの諸理由を恐れている。それらはあまりにも強力で、我々はそれらの故に「泥沼」に入ってしまった、停戦があるだろうとは確信できなくなるかも知れず、この事から多くの結論が出て来る。私は停戦を非常に望んでいる。しかし〔一方では〕際限ない停戦を恐れるのであり、これは皆さんの前に持ち込む事が私の義務であるところの理由からなのだ。シェルトク氏は・・・冷たい戦争へ移行する傾向があると言った。これはつまり我々に経済的武器によって打撃を与えるという事である。停戦中でも、軍には月に400万リラかかるだろう。そして停戦が続く限り、我々はこの支出を続けねばならないだろう。我々はこの努力を終わりになく続ける事はできない。これは我々の建設を破壊し、我々の経済、小さく貧弱な経済の土台を破壊し始めるだろう。故に何年間も停戦を続ける事は不可能だ。恐らく、近々の会合の一つにおいて我々はこの問題について話し合うだろう。今週我々は21万リラを兵士の家族の為に割り当てたが、これは必要額に対して何も無いに等しく、しかもこれは国防予算における沢山の項目の一つだ。私は国内における支出である400万リラという数字をとったが、国外でなされた分については、我々は極めて厳しい報告書を受け取っている〔4：115～116〕。

連邦に関しては非常に多くの注意が必要だ。私は一か国或いは多くの国々と

の連合 [ברית] や、多くの協力の定式化を受け入れる用意がある。しかし [それは] 非常に注意深く非常に礼儀正しい定式化でなければならない。というのもここで我々にとって予想されるのは、我々が監視——それもアブドゥッラーの背後に立つであろう者 [イギリスを指す] の非常に厳しい監視——の下におかれるだろうという、脅威を感じさせる様な危険だからだ。この事が私を非常に恐れさせている [4: 116]。

ハイファ港に関しては——ベルナドットの介入なしで、我々がトランスヨルダンの為に、そしてイラクとイランの為にさえも、自由地帯を設ける事に私は賛成だ。しかしハイファ港の治外法権というあらゆる考え方と、その様な事に結び付いたあらゆる事には注意する必要がある。この条項を我々はよくよく検討せねばならない [4: 116]。

三番目のコメントは——ここでも他の人々が私に先んじたが——国境線に関するものだ。私は領域の連続性の問題と、レバノンと共有する国境線の問題を限りなく重視しているが、それは私が理解する限りの戦略的諸理由、或いはこの地の農業開発の観点、そのいずれかからである。私は南ネゲヴとの領域交換——或いは他のいかなる形であれ——に賛成だ。ベルナドットがこの事を要求しているからではなく、もし我々が自らアラブと共に [交渉の席に] 座るとしたら、この事について語らねばならないであろうからだ [4: 116]。

シュルトク氏は非常に注意深くせねばならない。我々が肯定的な事に行き着く前に、国連決議が紙切れにすぎず何にも値しないと、どうか我々が語らないようにしよう [4: 116]。

ベングリオン 最初の問題は、我々が今日決定するか日曜日に決定するかだ。メンバーが協議する事を可能にして欲しいという要望 [ベントヴの発言参照 4: 110] が表明されたとは私は理解した [4: 117]。

ベントヴ 停戦としての停戦は存在しない。私の意見では、安保理が我々に課すであろう停戦よりも、ベルナドットの現在の形での停戦の方が我々にとって



良い [4: 117]。

シェルトク 私はグリェンバウム氏に対して、エルサレムに関して明確にしておきたい。私はユダヤ人エルサレムの概念を支持する用意がある。私はこの事を、能う限りレイク・サクセスで主張したが、二つの事柄から目をそむける事は禁じられている。1) この問題は極めて論争的である、2) 確かにキリスト教側はこの件において破産し、全ての債務を免じられているが<sup>(17)</sup>、これは我々が政治的試みの印象について考える事を免じられる事を意味しない。我々がアラブ人エルサレムに抗して闘うだろうという事は明確にしておかねばならない<sup>(18)</sup>。国際的エルサレムを「堅持する」人全てに私が提案したいのは、この道 [アラブ人エルサレムに反対してユダヤ人エルサレムを主張すること] によってのみ国際的エルサレムに到達するのが可能だという事である。仲介者に対しては強硬な立場を表明せねばならない。彼は私に言った。もし私 [ベルナドット] がその大きな事で躓いたら、あなた [シェルトク] はエルサレムの非軍事化について私と話し合う事に同意してくれるか、と [4: 117]。

皆さんはスコープス山について交渉が行われている事をご存じだ。ハダッサー病院や [ヘブライ] 大学については [次の様に] 話し合われている。それらの上には国連旗が掲げられるだろう、軍の兵力は警察力と交換され、そこには 180 人がいて武器のカテゴリーが決められるだろう、と [4: 117]。

我々の立場はいかなるものであるべきか、我々は何をせねばならないか？ 我々は、仲介者に熟慮された我々の回答を渡す用意がある、と発表してそれを公表するだろう。その回答はいかなるものであるべきか？ A) 主権 [הריבונות] とアリヤーに対する制限、並びにアラブにエルサレムを引き渡す事の完全な否定。B) 我々は 11 月 29 日決議に立脚するのであり、それは二つの観点から——何よりもまず我々に対する侵攻への応答として、第二に我々の勝利 [複数形] を考慮に入れる事によって——諸修正を余儀なくされる。C) ベルナドット提案には、11 月 29 日決議で提案された様な経済的統一体 [אחדות כלכלית、経済連

合を指す]がない。もしパートナーが変わるのなら、そのパートナーとの交渉、それも原則に関する交渉がなくてはならない。我々にはできる限りもっと多くのパートナーを想定する事ができるが、自由な交渉によってである。D) 私は今、新聞各紙には否定的回答が掲載される様にといい、前回会合でのツイスリング氏の提案 [4:66] を受け入れる。ある新聞で私は非常に危険なバージョンを見たのであり、これは非常に速やかに修正する事を余儀なくされる [4:117～118]。

4:6により、日曜日の定例会合で仲介者提案の問題について票決する事を決定する [4:118]

### ③ 軍における状況

(明確化は、別に記録された——*на*<sup>(19)</sup>) [以下の事が] 決定された

[A] その問題の検討と結論の提示の為に、5人のメンバーから成る委員会を選出すること。

同委員会の構成——グリェンバウム、ツイスリング、ローゼンブルート、シャピラ、シェルトクの諸大臣。

B. a) 全ての任命は正式に発効する、b) 他の明確化までは更なる変更は導入されないだろう、c) 辞任したが辞任への認可を書面で受け取っていない人々は、彼らの任務を続けるよう要求されるだろう [4:118]。 閉会 [4:118]

(3) 1948年7月4日 (欠席：フィシュマン [辞任]、レメズ [外国])

### ① 仲介者の提案

ベングリオン 我々は今日、ベルナドット提案に対する我々の回答についての決議を採択せねばならない [4:120]。

シェルトク 昨日の朝、私の家にテルアヴィヴにいる国連連絡官たちがやって来て、ベルナドットの名で次の様に伝えた。アラブが自分達はロードスへ来る

いと彼〔ベルナドット〕に知らせてきたので、彼は昨日カイロへ飛び、金曜日に降我々〔イスラエル側〕の所へ来る用意があるが、もしこうした全てにもかかわらず——アラブの拒否にもかかわらず——我々〔イスラエル側〕がロードスへ来る事に同意するなら、大変感謝するだろうと。私は、その事は今日の政府会合で政府の前に持ち込まれるだろうと言った。その事を伝えた人物、バンチはこう付け加えた。これはあなた方の立場を大変強めるだろうと自分は確信する、と。・・・私は言った。確かにそのように言うであろう人々はいるが、別様に言うであろう人々もある——ユダヤ人は弱いのだ、彼らは自分達の少ない力を知っており、彼らの行動は彼らの弱さを証明しているのだと。この事は——と私は言った——両刃の剣だが、この地ではこの剣は一方のみを切るだろう。従って現状では、彼に我々の所へご足労願わねばならないだろう〔4：120〕。

私は、我々が今ロードスへ行かないと決定する事を提案する。もし〔今後〕継続する交渉が行われるなら——この交渉の継続中にロードスに彼を一度も訪ねない事を我々自身に命じてはならない。しかしこれは会談の初めであってはならない。彼の提案の内容は既に全体的な概要が知られているので、その文面がライターや合同通信社〔現UPI〕といった〔報道〕機関によって全文、公認されていないやり方で近々公表されるという噂もある。それに、彼がカイロへ行っている時に我々がロードスへ行ったら、我々が彼との合意に非常に熱心であると解釈されるだろう。従って我々の回答は、我々はここで明日明後日にでも、彼が来るのに都合がよい時に合わせて彼に会う用意ができていて、というものでなくてはならない〔4：120〕。

第二の事として、ベルナドット提案の全文が公表されるなら、我々の側からの公表の問題が生じるだろう。彼は、我々が彼と会見するまではいかなる事も公表せぬよう我々に要請した。いずれにせよ我々は、新聞各紙をもっと具体的なやり方でアラブの反応の方へ誘導せねばならないだろう、彼の提案の文面が公表されるなら〔4：120～121〕。

我々の立場に関して——私は、我々が彼の提案の決定的な却下を [回答の] 文面において行う事を提案しない。私は、回答が实际的であるよう、一つ一つの条項に正確にこだわる事なく我々が全体的な幾つかの原則を設定するよう提案する。それら [の原則] とは、我々は主権 [ריבונות] へのいかなる制限にも同意しないだろう、我々はアリエーに対するいかなる制限にも同意しないだろう、我々はエルサレムにおけるアラブ支配に同意しないだろう、というものである。エルサレムに関しては会談の中で少々話を広げ、彼 [ベルナドット] に、彼が提案したものを提案した事によって彼が何をしたかを説明せねばならないだろう [4: 121]。

B) 私は次の様に言う事を提案する。我々にとって土台は 11 月 29 日決議であり、我々が 11 月 29 日に受け取ったものについては我々の側からのいかなる放棄もあり得ないだろう、と。しかし経験やこの地に存在した事実のあり方に照らして、我々が主張せねばならないであろう諸事項がある。この段階では我々の立場を制約するリベットを固定せずに。この様なやり方で我々は 11 月 29 日の土台を守り、かつ我々にとって望ましい諸修正の前に門を閉ざさないのである [4: 121]。

C) 私は次の様に言う事を提案する。もし経済連合の範疇に入る諸事項について語られるなら、我々はある諸前提に基づいて経済連合に同意したのである。[従って] もしこれらの諸前提が実現されなかったら——我々はそれについて同意した通りに経済連合について義務を負う事はなくなり、これは我々と隣人の間の交渉、我々が合意された結論に到達するべく努力するであろう自由な交渉の問題以外の何ものでもなくなる。一般的に、原則的な観点からすると、我々は近隣諸国との全ての経済協力を賛成である。しかし自由港やこれの様な他の事は考慮に入らない、というのもそれは我々に最初から義務を課し、主権 [ריבונות] の原則を汚すからである。我々は交渉の道筋の中で、近隣国に対して、一定の権利、港における自由地帯を与える用意はある [4: 121]。

ベングリオン 私は、我々の回答が次の様なものになるよう提案する。〔第一に〕ベルナドットがA) 国連決議、B) この地における現実、から目をそらしている事についての遺憾の意を我々が表明すること。第二に、エルサレムをアラブに与えるという考え方に対して我々が抗議すること。・・・そして彼に簡潔に、何故か——エルサレム、これはヘブライ都市であり、これはエレッツ・イスラエルの心臓である——という事と、エルサレムに対する外国のいかなる介入についても我々は話し合わないだろう、と説明すること。第三に、我々は主権 [ריבונות] へのいかなる介入についても話し合わないだろうということ。第四に、〔ベルナドットは〕我々と11月29日〔決議で決められた基準〕以下の事については話してはならず、話し合わねばならないとすれば——現実に照らしての諸変更についてのみ話し合う必要がある（この点については、もし回答が書面であるなら、私は詳細には立ち入らないだろう）〔4: 121 ~ 122〕。

ベントヴ 「諸変更」とは、付加を意味するのか〔4: 122〕。

ベングリオン そうだ〔4: 122〕。

シェルトク 彼〔ベルナドット〕の提案の文言からは、彼が削減する事を意図している事は引き出せないが、彼は疑う余地なく削減する事を意図している。但しそれは正式なやり方によってではないのだが〔4: 122〕。

ベングリオン エルサレムの件はその方向性に光を当てている〔4: 122〕。

グリュンバウム A) 私はシェルトク氏がロードスへ行く事には反対だ。B) ベングリオン氏の定式化は、多かれ少なかれ私にとって理にかなったものだ。私ならこう言うだろう。この提案は11月29日決議と矛盾し、エレッツ・イスラエルの現在の状況にも留意しておらず、エルサレムに関してもそうである、と。残りの諸条項については鋭い批判が来なければならない。私は一つの事を付け加えるだろう。いかなるものであれ今提案を行う事が、我々にとって行うに値するとは私は考えない。彼が提案を行うよう持って行かねばならない。我々は我々の言葉を言って待つのである。もし彼が提案してくれば、我々はそれらに

ついて義務を負う事なく話す事ができるだろう。これが私にとっては決定的な点なのである、我々は提案しないで——彼が提案せねばならないという事が [4: 122]。

シェルトク 私は我々の側から一つだけ提案があるよう、提案する。[それは] アラブとの交渉についてであり、つまり我々にはアラブとの直接交渉の用意がある、という事である [4: 122]。

ローゼンブルート 私が提案したい提案は、ここでシェルトク氏が提案した事と矛盾せず、目下我々の前にある問題の領域を少々広げ、将来に向けての方針を描こうとするものである [4: 123]。

そしてこれが私の提案だ。政府は外相に、放棄してはならぬ三つの事項について、今行われている交渉で粘る事を課す。[三つの事項とは] A) エルサレムへの支配をアラブの手に与える事に同意してはならない、B) 独立 [עצמאות]、C) イスラエル国家のみの監督下でのアリヤー、である。残りの諸問題（例えば国境線の修正の問題）に関しては——妥協の解決に向けて突破し、交渉を、政府の指導下に平和における妥結の方向に向ける必要がある。つまり残りの諸問題は未決のままにする [交渉の余地を残す] [4: 123]。

シャピラ ローゼンブルート氏の定式化は、シェルトク氏の定式化とかけ離れてはいない。我々全員が同じ三つの原則を主張しているわけだ。しかし私の意見では、これ [回答] の中に、ベングリオン氏の提案 [4: 121 ~ 122 参照] の様に 11月29日決議から目をそむけている件を入れてはならない。なぜならもし事態が我々に有利になるなら、11月29日決議で画定された国境線に関する問題を我々は持っているものであり、ある領域の交換が我々にとって有利である事もあり得るからだ。故に、11月29日決議から動く事は禁じられていると我々は言ってはならない。もしその様に我々が言ってしまうと、自由な交渉の余地がもはやなくなるだろう。我々は、その中ではどれであれ放棄できない三つの原則のみを主張せねばならない。残りの諸事項に関しては——交渉の余地があ

ると語らねばならない。私は我々の側から提案しないようにというグリェンバウム氏と同意見だが、11月29日の土台に立脚する事によって我々は交渉の前に扉を閉ざしてはならない [4: 123]。

ベントヴ たとえ会談があるにしても、書面での回答に私は賛成だ。私はベングリオン氏の定式化を、次の二つの条件付きで受け入れる。A) 交換に基づくいかなる領土の変更も考慮に入らない事が明確であること、B) 11月29日決議と、この地の現実から目をそむけている事への言及に加えて、更に第三の事が前もって言われること。[それは] 我々がアブドゥッラーと経済連合の協定に至る事を妨げている要因の一つが、トランスヨルダンが独立国ではなくイギリスの艦船である事だ、という事である [4: 123 ~ 124]。

レヴィン 私は回答を口頭で行い、書面にしない事を提案する [4: 124]。

アリヤー問題と非アラブ的エルサレムについては諦めてはならない。口頭で話されるであろう残りの諸事項については——交渉を打ち切らぬよう指示する事を私は提案する [4: 124]。

ベルンシュタイン 三つの原則に関しては意見の違いはない [4: 124]。

私の意見では、残りの諸条項についても否定的に回答する必要がある——問題は、その様な事に、我々が付け加えるか付け加えないかだ [4: 124]。

私なら11月29日決議に事柄を付け加える事はしないだろう。決議の中で我々の関心を引く唯一の土台は国家の樹立そのものであり、国家は既に樹立された。そしてそれ [決議] に含まれているこれら残りの諸条件が実際には我々に反しているのである。これに対して領土問題への回答においては、私なら次の様に強調するだろう。我々は以下の事実を考慮に入れた上でそれら [領土問題] について話し合う用意がある、と。[その事実とは] 11月29日国境線は、ユダヤ人とエレット・イスラエルのアラブ人住民の間でこの地を分けねばならず、トランスヨルダンのアラブ人たちにそれを与えてはならないという前提に基づいて画定されたのだ、というものである。提案されているトランスヨルダ

ンとの取り決めはこの土台を変えるものであり、国境線問題に対する完全に異なるアプローチを自ずと強いる。これ以上は私は具体的に踏み込むまい。これは経済連合にも当てはまる。私ならシェルトク氏の提案の後に次の様に付け加えるだろう。11月29日決議に沿った経済連合について語る余地はない、なぜならこの条件も、二つのパートナーだけの間でのこの地の分割という同じ前提に基づいて設定されていたからであり、他方、ベルナドット提案はこの土台を根本から変え、完全に新しい状況をつくり出しているからだ。これにもかかわらず我々は必要に応じて、経済的取り決めについて、トランスヨルダン及び他の全ての近隣国と交渉を行う用意がある [4:124]。

シトリト 11月29日の土台から動く事は我々には禁じられている、なぜならそれは、イスラエル国家を樹立する我々の権利への承認を我々に与えた土台だからだ。もし我々が今11月29日決議から逸脱するなら——我々は自らの手でこの土台を破壊し、恐らく我々から友らを遠ざける事にもなるだろう [4:124~125]。

私は、話し合いは我々とエレッツ・イスラエルのアラブ人の間のみ、というベルンシュタイン氏の意見を支持する。我々と近隣諸国のアラブの間話し合いはない——我々にとって彼らは侵略者の範疇に入る [4:125]。

エルサレムに関しては、私ならこう付言するだろう。ヘブライ人エルサレムでなければ——国際的エルサレムか分割されたエルサレムである。イスラエル国家に編入されるであろうそれ [エルサレム] のユダヤ人部分へのアクセスは国際的保証によるだろう、と [4:125]。

領域交換の問題について。ヤッフォを放棄する事は我々には禁じられている。そうでないと [放棄すれば] それは我々にとって常に障害物となるであろうからである。他の領域を放棄する事は恐らく可能だが、ヤッフォについては不可能だ [4:125]。

私は住民交換の問題を提起する。住民交換についての取り決めは大きな少数



派から我々を解放し、東方諸国からユダヤ人を〔イスラエルに〕移住させる可能性をも我々に与えるだろう [4: 125]。

ツイスリング 私は提案する。A) ベルナドット提案への回答は——書面です。B) 明日、回答を仲介者に渡す前に国家評議会を開催する。C) 回答の文面は——否定的にする。〔閣議で〕提示された諸質問の精神と、それらの中で吐露された内容に留意した上で。すなわち、11月29日計画から完全に目をそらしていること。当時我々は最小限計画としてそれと妥協したが、今は〔アラブ諸国による〕攻撃の経験に鑑みて、それ〔11月29日計画〕は我々に有利な諸修正を義務づけるのである。この地に存在している諸事実から目をそらしていること。〔つまりその諸事実とは〕その遂行がユダヤ人の手によってなされた国連決議の一部に適合する形で国家が樹立された事実、〔並びに〕それらのお蔭で我々がエレッツ・イスラエルにおける足場を強化したところの軍事的諸事実である。エルサレムをアラブに与えたこと。イスラエル国家にとって不可欠な領域を侵害したこと。独立していない強力な要因であるアブドゥッラーを、我々と提携する相手側として引き入れたこと。これら全てに留意すると、我々は彼〔ベルナドット〕の提案の中に話し合いの土台を見ない。そして我々は別の提案もできないだろう——この点で私は、グリェンバウム氏の言葉 [4: 122 参照] に完全に同意する [4: 125]。

外相は、アラブとの交渉について語るべきである、と自ら提案している事を文言化しなかった。その事〔アラブとの交渉の用意があると回答すること〕自体に関して私は疑念を表明する。確かに我々は、常にアラブとの全ての明確化の用意がある。しかし彼らの否定的回答の後というこの段階では、彼らとの交渉の用意があるという我々の側からの宣言は、一方では仲介の否定と解釈されかねず（我々は全ての仲介をそのものとして否定しているわけではない）、他方では——この瞬間にアラブが我々に対峙している状況であるにもかかわらず、我々が彼らに交渉を要請しているという声明<sup>(20)</sup>と解釈されかねない。その事の

強調は私にとってそんなに快いものではない、いずれにしても書面では。この点で我々の間には一回も意見の違いはなかったが、もしその事が書面での回答の文面に入れられるとしたら——反応は、両方の面で、逆のものになろう<sup>(21)</sup>と私には思われる [4:126]。

カプラン 私は明日、評議会会合を開催する事に賛成だ [4:126]。

もし回答が書面で渡されるなら——私はベングリオンによって提案されている文面に傾いている。尤も私は、彼と外相の提案の文面の間に大きな違いを見ていないのだが [4:126]。

口頭での交渉では、残りの諸条項にも触れる事が不可欠である [4:126]。

グリェンバウム ローゼンブルート氏の提案 [4:98～100、123 参照] は、実際には我々の側からの11月29日決議の放棄を意味している。(ローゼンブルート その逆だ!) 私ならあらゆる面でそれ [ローゼンブルート案] を、我々によるこの決議 [11月29日決議] の決定的かつ最終的な放棄と解釈するだろう。それ [11月29日決議] の土台は国境線問題ではなく、根本的に国家の主権性 [סובריניות] <sup>(22)</sup> なのである。この土台がローゼンブルート氏の提案には欠けている [4:126]。

私は諸条項の批判に関しては外相に決定的に任せ、この件についてはいかなる条件をも彼に命令する用意はない。その批判から完全な [ベルナドット提案の] 拒否が聞かれるであろうという事は当然想定されるわけである。しかし、もし我々の側からベルナドットに提案を持って行くとしたら、私はこれを重大な誤りと考えるだろう。彼が仲介者なのであり、彼が我々に提案せねばならないのである [4:126～127]。

当初私は、我々がアラブと直接話す用意があると語る事に賛成だった。しかしツィスリング氏のためらい [4:126 参照] は私の中にもためらいを呼び起こした。もし我々とアラブの間の「仲介」という事全体について我々は疑念を持っているのだと我々が語るなら、その方がよいと私には思われる。なぜなら真実

として、アラブの背後には別の要因が存在しているからだ [4:127]。

ローゼンブルート 誤解を防ぐ為に——私は「独立」[עצמאות]<sup>(23)</sup>の代わりに「主権」[ריבונות]<sup>(24)</sup>と語る用意がある [4:127]。

ベングリオン 明日、国家評議会の非公開セッションを召集するという提案に賛成の人は誰か、お聞きしよう。ベルナドットに回答を渡す前に [4:127]。

決議：A) 1948年7月5日に評議会の特別非公開セッションを開く事を、多数派で決定する [4:127]。

B) 評議会に提示されるであろう政府の回答は、以下の様に起草されるであろう。

A. エルサレムを放棄しないこと。

B. 主権 [ריבונות]<sup>(25)</sup>。

C. アリヤーに対する支配。[4:127]

ベングリオン 原則的な問題で意見の違いがあったのであり、それは決定を要する——領土的諸変更の問題だ。三つの提案があった。A) 領土的諸変更の問題には全く言及しない、B) ベントヴ氏が提案する通り、我々にはいかなる変更の用意もないと語る、C) スケールの大きい提案：我々には変更の用意があるとは指摘せず、我々には変更の用意がないとも指摘せず、我々の回答においてこの問題を未決のままにする [4:127]。

3:7の多数派で、回答においては領土的諸変更の件に一切言及しない事を決定する [4:127]。

[ベングリオン発言の続き] シトリト氏の次の様な提案があった。我々は11月29日の土台から動かないと通告する、というものである [4:105 参照]。これ

に反対票を投じる事は、その事に論法として言及する事は禁じられているという事 [意思表示] を意味しない [4:127]。

グリェンバウム ベングリオン氏の文面を提案する。11月29日決議などから目をそらしている事についての抗議 [という文面を] [4:128]。

ベングリオン それは論法だ。私が言ったのは、もし [ベルナドット] 提案を斥けるのであれば、彼が11月29日決議から目をそらしている事に我々は驚愕していると語る余地がある、という事だ [4:128]。

シェルトク 私は、我々が11月29日決議に立脚していると言う事を提案した [4:128]。

カプラン 私は11月29日決議を土台として受け入れ、現実に照らして諸修正を要求する事を提案する [4:128]。

ベングリオン シトリト氏の提案は明快だった。11月29日決議から我々は動かないと仲介者に通告する、というものである。(反対票を投じるであろう人々は、それによって、我々が [11月29日決議から] 動くという事を意思表示するのではなく、我々が彼に通告しないという事を意思表示するのである。) [4:128]

多数派により、我々が11月29日の土台に立脚している事を回答の中で通告しない事を決定する [4:128]。

ベングリオン 次の様に言われるべきだという提案がある。11月29日決議は妥協及び最小限として我々によって受諾されたのであり、現実には [決議の内容の] 諸修正の必要がある事を証明した、と (そして諸修正とは——と M. シェルトクは言う——我々にとって有利な諸修正を意味する)。反対票を投じる者は、諸修正に反対であるという意思表示をするわけではない [4:128]。

シャピラ この様な決定は、領域交換の可能性は除外する事を意味するのか？

[4: 128]

ベングリオン そうではない [4: 128]。

回答の中で次の様に仲介者に通告する事を決定する。11月29日決議は我々が最小限として受け入れた妥協だったのであり、現実には我々にとって有利な諸修正が必要とされる、と [4: 129]。

ベングリオン 我々は領土的諸変更の前に道を閉ざさないと決定した。諸修正は一定の国境線の変更をも含む。その事は、我々がこれをすぐに仲介者に言う事を意味しない——これは我々自身の為に決めている事だ [4: 129]。そして今、カプランによって支持されたローゼンブルト氏の提案 [11月29日決議に立脚するが領土変更の可能性も残しておく] の理論に行き着いたのだ [4: 129]。

ツイスリング 我々が否定的な回答を固定した後では——我々が領域交換についてベルナドットとの交渉に入る事はないだろう [4: 129]。

シャピラ 私はツイスリングの提案に反対であり、領域交換をめぐる交渉への開かれた道について決定されるよう主張する。確かにその決定は内部的指示と考えられるものであろうが、ある程度交渉の道筋にも影響するかも知れない。この様な指示がなければ、シェルトク氏の手は縛られる [4: 129]。

ベングリオン 私は、我々が何について投票するのかを明確にしたい。シャピラ氏の提案の様に、領域交換について話し合う余地があると我々自身の為に決めるのか、それとも我々は今はこの件についていかなる事も決めないのか、それともそうした事について話し合う余地は [そもそも] ないと決めるのか [4: 129]。

グリェンバウム 私は何よりもまずスケールの大きな提案 [4: 127 参照] を投票にかける事を願います。すなわち我々は領域交換についてのいかなる交渉

にも入らないし、いかなる提案も行わない。ベルナドットが新たな諸提案をしてくる場合を除いて [4:129]。

ベングリオン 三つの提案がある。A) 我々は今のところ何も決めない。もしこの提案が採択されるなら、その事は、新たな指示を受けるまで我々の代表たちはこの件についていかなる話し合いにも入る権限を持たない事を意味する。B) 我々は扉を開けたままにする。C) この件について話し合いの余地はないという解釈を固定する [4:130]。

グリェンバウム 新たな諸提案が現れる場合は別だが [4:130]。

5:5で、領域交換についての交渉への道が開かれているという提案を拒ける事を決定する [4:130]。

ベングリオン 新たな決定まで、領域交換についてのいかなる立場も固定しないという提案がある [4:130]。

グリェンバウム 私の提案は、仲介者が新たな諸提案をしてくる場合を除いて我々は明確化や話し合いには入らない、というものだ [4:130]。

ベングリオン スケールの大きな提案 [4:127 参照] もある——我々は今いかなる事も固定しないというものだ。もしこの提案が採択されるなら——政府の中で話し合いと新たな決定が必要となるだろう [4:130]。

ツィスリング これとは反対に、我々は交渉に入らないという提案がある [4:130]。

6:4で、領域交換に関して今は決めないという提案を拒ける事を決定する、そしてもし提案が現れるなら——政府はそれについて話し合うだろう [4:130]。

ベングリオン 我々はいかなる領域交換についても交渉しない、というツィス

リング氏の提案が残っている [4 : 130]。

5 : 5で、領土的諸変更についての交渉を一切行わないという提案を斥ける事を決定する [4 : 130]。

ベングリオン その事の意味するところは、我々の代表は領土的諸変更について話し合ういかなる権限も持たない。しかしこれは彼の前に道を閉ざすのではなく、もし提案が現れれば——それを政府内での話し合いの為に持ち込まねばならないという事である [4 : 131]。

レヴィン 私は交渉担当者たちに、[ベルナドットから新提案が出ればその] 諸提案を明確化し、それらを政府決定の為に持ち込む権限を与える事を提案する [4 : 131]。

(1票の反対票が出たが) 我々の側の交渉担当者たちに、諸提案を明確化し、それらを承認の為に政府へ持ち込む権限を与えるという提案を斥ける事を決定する [4 : 131]。

グリェンバウム もし仲介者側から領域交換やその他の問題についての新たな提案が来るなら——それらを明確化し、政府内での新たな話し合いの為にそれらを持ち込む権限は我々の代表たちの手中にある [4 : 131]。

ベングリオン それは明白で、決定を要しないのだ [4 : 131]。

仲介者に対して、彼が国連決議から完全に目をそらしており、この地の軍事的現実から目をそらしていると通告する、という提案がある。彼 [ベルナドット] が強力かつ独立していない要因 [アブドゥッラー] との連合を我々に提案している事が指摘されるだろう、とベントヴ氏は付け加えている [4 : 131]。

仲介者への回答の中で、彼が自らの諸提案の中で11月29日決議と、この地に  
おける現実から目をそらしていると通告する事を決定する [4:131]。

5:3で、我々の回答の中で、彼〔ベルナドット〕が我々に強力かつ独立してい  
ない国との連合を提案しているという事が指摘されるようにという提案を拒け  
る事を決定する [4:131]。

レヴィン 我々の側の交渉の指針が、交渉を打ち切らない事であるよう提案す  
る [4:131]。

交渉が、それらを打ち切ってはならないと方向づけられたやり方で行われる事  
を決定する [4:131]。

ローゼンブルート 外相への質問だ。ベルナドットの手紙の中で、我々は反対  
提案をするよう要求されているのか [4:131]。

シェルトク 要求されてはいない——誘われている [ただだ] [4:131] <sup>(26)</sup>。

シトリト それについて〔皆が〕投票にかけなかった提案がまだある。我々は  
領域交換については話したが、住民交換については決定しなかった [4:132]。

ベングリオン 我々は今住民交換について決定せず、この時点ではその件をベ  
ルナドットの前に持ち込まないでおこうという提案がある。あなたはあなたの  
意見を主張するか? [4:132]

シトリト いや [4:132]。 その提案は議題から下りる

シェルトク 我々は反対提案を打ち出しているわけではない。しかし〔彼らが〕  
我々の前に提示しそうな諸質問に答える事は免れられないだろう。私は次の諸  
点についてベルナドット側から質問が出される可能性を見ている [4:132]。

A) 我々は全般に、近隣国とのいかなる経済連合の概念をも——合意のみなら  
ずそれがいかなる連合であっても——否定するのだろうか [4:132]。



- B) ヤッフォの将来について、我々に語るべき事があるか否か [4: 132]。
- C) 自らの居住地へのアラブの帰還問題について、語るべき事があるか否か [4: 132]。
- D) いまだに我々は国際的エルサレムに同意しているか。(我々がアラブ人エルサレムに抗して闘う事は確かだが、我々が国際的エルサレムに同意するか、という質問である) [4: 132]。
- E) 我々は、今ある諸条件の下で停戦を継続する用意があるか [4: 132]。
- これらが、同僚たちの意見に基づいて私が答える用意ができていたと思う五つの質問である [4: 132]。

私は我々が答えねばならない事を提案しよう。「経済連合」に関しては、既に言われた事を繰り返し語らねばならない。すなわち、これは11月29日決議の中で語られているあの「経済連合」とは全く別の問題であると。しかし我々はこういう可能性を最初から否定しているわけではない。合意或いは一連の合意につながり得る我々の間の交渉という問題があるのであり、この合意は二つの政府間の恒久的な提携の樹立につながり得るわけである [4: 133]。

ヤッフォに関しては、私なら、今リベットを固定する、[つまり]我々が我々の為にヤッフォを要求する事は提案しないだろう。今のところこれは仮定の問題である、と我々は語らねばならない。いまだにこの地には平和がなく、よくてもあり得るのは停戦なのであり、これは和平交渉の中で我々が話し合わねばならないであろう問題の一つである。我々にとってこの問題は未決なのである [4: 133]。

同じ回答を、私はアラブ人の帰還に関して提案する。戦争期間中は[これに]ついて話してはならず、これに対して停戦——戦争として扱われる事になっている——は、まだこれは平和の期間ではない。我々が和平合意に達する時に——我々はこれ [アラブ人の帰還] について語るだろう [4: 133]。

国際的エルサレムに関しては——我々が肯定的に回答する事を私は提案す

る。しかし今度は我々は曖昧な決議では満足しないだろう。その事を実現する用意があるのだと、我々は納得させられねばならないだろう。アラブがその中へ侵攻し、我々がその中から出されるような真空地帯 [国際的エルサレムを指す] の創出に我々は同意しないだろう。しかし我々は、我々の原則的立場をこの件について変える事はしない [4: 133]。

第五の問題——停戦——に関しては、我々は停戦の延長には同意するがアリーの諸事項については変更を要求する、と語るだろう。我々はこれを最後通牒的に要求するのではなく、この地にいる人々が、停戦の続く限り無期限にキャンプの中に住まねばならないという現状の馬鹿らしさを証明するだろう [4: 133]。

ベングリオン 幾つかの問題において文面を変える事を提案する [4: 134]。

連合については——私は、我々に課されるであろう全ての連合に反対だ。しかしこれについての肯定的な側面の為に、私はその件を少々広げたいと思う。我々は全ての近隣国との連合を結成する用意がある、よしんば連邦 [פדרציה] であっても。つまり我々は経済連合のみならず、それ以上——政治連合 [ברית פוליטית] ——の用意がある。なぜなら我々の願望は近隣諸国との最大限の協力だからだ。しかし我々は合意の為の諸条件を決める独立国家として、これに向かって歩むだろう。我々の願望、イスラエル国家の願望は全ての近隣諸国との最大限の緊密な協力である、という方向性を我々は強調するだろう [4: 134]。

ヤッフォについては、最初から間違いがなされたと我々は考えている。ヤッフォが今や [イスラエル] 国家外にあるだろうという事——これは馬鹿げており、我々はそれが国家に含まれる事を要求する [4: 134]。

アラブ人の帰還に関しては、戦争の間中はその事は考慮に入らないと語らねばならない。戦争の後、その事は我々とアラブ世界の関係に依存するだろう [4: 134]。

国際的エルサレム。私ならこれについて合意しようと充分以上に急がぬよう注意深くするだろう。現時点では、我々に義務を課し、相手方には義務を課さない事項に我々の同意を与えてはならない。もし我々がその様な事に同意を与えるとすると——それ [国際的エルサレム] がイスラエル国家と領域的に一続きになるであろうという、一つの条件の下においてのみである。つまりもしイスラエル国家の領域が、かつて支配的でありそこから我々が教訓を学んだところの状況とは逆に、エルサレムの諸門に到達するなら、という事である [4: 134]。

停戦の継続に関しては——私はシェルトク氏の意見に同意する。我々はアリヤーにおける諸修正を要求するであろうが、これを条件とはしないだろう [4: 134]。

ベントヴ あなたが連合一般について話した時、アラブ人国家との経済連合の事も念頭にあったのか [4: 134]。

ベングリオン この事は今は考慮に入らない。この連合は、内部自治を伴う一つの国家を創出する [のだから] [4: 134]。

ベントヴ 私が言おうとしたのは、11月29日決議に沿った連合の事だ [4: 135]。

ベングリオン 11月29日決議は死んでいる。勿論、もし [彼らが] 我々に対してこれらの決議を命じるなら——我々はその様な事に反対できないだろう。私はアラブ民族との最大限の協力——経済的及び政治的な——について話したが、[彼ら (国連) が] ユダヤ人国家に対して連合を課す事に我々は同意しないだろう [4: 135]。

グリェンバウム 私は最後の事項——停戦問題——から始めよう。停戦は、検問と監視の全ての厳しさが我々に課され、少数の例外を除きアラブに関する監視について我々は聞いた事がない、という状況で行われてきた [4: 135]。

監視と監督に関して我々とアラブの間に完全な平等があるなら、我々は停戦

に何ら反対するものではない。それ〔停戦〕の諸条件が改善されないなら私は停戦に反対だ。アラブが戦争を再開すると脅している時に、我々が戦争が再開されるという恐怖と脅威感のうちに生活していると〔彼らが〕考えないように我々はその事を言う事を私は望んでいる〔4：135〕。

残りの全ての事柄に関しては、私は一つの全体的なコメントを言いたい。諸原則と、起草したものの中でそれらを実現する事——これらは東が西から遠く離れているのと同様に互いにかけて離れた事なのだ、と我々は痛感した。それ故に、我々はこれら全ての件において実際の諸提案を待ってから我々の意見を語るだろう。もしベルナドットが例えばアラブとの連合に関して実際の事を提案してくるなら・・・シェルトク氏にはその提案に関連する全てを明確化し、最終的にこう語る資格があるだろう。自分は政府のメンバーの前に本件を持ち込み、その決定に従って回答が与えられるだろうと〔4：135〕。

エルサレムに関しては、我々には大変苦い経験があると私は言いたい。我々はエルサレム地帯が国際地帯に変えられる事を全く誠実に望んでいた。その事は実行されなかった。今我々は、ユダヤ人エルサレムをイスラエル国家に編入する事を要求し、旧市街については国際地帯と宣言する事を要求している。しかし我々の基本的な要求は、イスラエル国家側からエルサレムへの一続きのアクセスがどうしてもある様にという事である〔4：135〕。

ツィスリング 経済連合に関して。私は付加が付いたベングリオンの草案〔4：121～122及び134参照〕を受け入れる。つまり、近隣諸国との平等な勢力同士の全ての協力の用意が我々にあるという事についての付加である。それらの国が実際に独立しており、他国の軍事基地と結び付いていない限り。これと共に我々は次の様に付け加えねばならない。我々は、国連総会がそれについて決議した通りの経済連合を最初から肯定的に受け入れると〔4：136〕。

ヤッフォに関しては、私はここで言われた事に同意する。アラブ人の帰還に関しては——これは合意された事項である。エルサレムへの道の取り決めに関

しては——ここで言われた事に私は同意する [4: 136]。

停戦の継続に関して。私はアリヤーの件についてはもっと明確に言う事に賛成だ。我々は今、最後通牒の段階にはいない。彼が我々に停戦を継続するか継続しないかを尋ねてくる時に我々はこの件について彼に回答する、と決める事ができよう [4: 136]。

アリヤーにおける諸変更と、停戦を遵守する際の平等の土台に関して——私の意見では、我々は、我々とアラブの間に平等がないと主張する資格はある。彼の回答次第で我々は我々の結論を引き出そう [4: 136]。

ベルナドットとのこの会談により、我々が停戦に関心があるという印象を与えぬ様にせねばならない。この件については我々は既に決定を採択した [4: 136]。

シャピラ 停戦について私はシェルトク氏の文面に同意する。私は相手側に対する監視がどの程度なのかは知らないが、私が知るところでは、我々への監視は極めて深刻だというわけではない。グリェンバウムさん、新聞では監視が非常に深刻であるという印象を受けるが、実際には、私が知るところでは、現在の形での監視が続けば——我々は停戦を長期にわたって続ける事ができるだろう [という程度の実態なのだ] [4: 136]。

ヤッフォについては——私はその件を曖昧なままにしておく事に賛成だ。我々は今ここで決定的回答を与えてはならず、シェルトク氏が言った様に——この件についての話し合いの入り口を残しておこう [4: 136]。

エルサレムについては——我々は11月29日国連決議に立脚するだろうという意見に同意するが、一点変更付きだ。道の保証である。(グリェンバウム 道か、それとも連続性か?) ——これについてはこれから話し合おう [4: 137]。

今エルサレムについて謀議し、それをアブドゥッラーに引き渡そうとする試みがなされている。もし我々が我々自身の為にエルサレムを要求するなら——我々はこの試みを弱められないだろう。しかしもし我々が国連決議の効力に

よって要求するなら——これは別問題である。なぜならこの場合、エルサレムをアブドゥッラーに引き渡す事への我々の反対に対しては、エルサレムは国際都市であるという国連決議が存在するからだ。しかしもし彼 [ベルナドット] がエルサレムをアブドゥッラーに渡したいなら——我々はその件を、我々がそれ [エルサレム] を我々自身の為に要求する、という形にしてはならない [4: 137]。

レヴィン 停戦について、私には付け加えるべき事はない。しかし我々はおつまる所、停戦が我々にとって必要か否かについて我々の意見が一致しているのかを知らねばならない。もしそれ [停戦] が必要なら——何故我々は体面の問題をその様な事と混同せねばならないのか。現在我々が停戦を要する事は我々にとって明らかであり、その継続を困難にしそうないかなる事も行ってはならない [4: 137]。

私は自分の言葉をこう締め括ろう。エルサレムに関しては、我々はそれを解放するべく決定せねばならない。この件については、私はシャピラの言葉に同意する。ヤッフォに関しては——今の現実にはヤッフォは我々の手中にあるというものだが、我々はこの件についての交渉の入り口を残しておく [4: 137]。

シトリト 連合とヤッフォへのアラブ人の帰還に関しては——ベングリオン氏の言葉に同意する。停戦に関しては、私はある事を付け加えたい。我々は停戦がいずれにせよ月に400万リラかかる事を知っている。従って一定の結果につながらずにその件を継続する事は不可能だ、という事である [4: 137]。

ベルンシュタイン ……我々は停戦に同意するが、一定の期間においてだ——1か月から1か月半である。我々はこれを強調せねばならない。私の意見では、我々はヘブライ人エルサレム及び、それと国家の間の結び付きの連続性の保証を要求せねばならない。ヤッフォは交渉の議題ではない。それはイスラエル国内に残されねばならない。アラブ人の帰還に関しては——我々にはその様な事へ傾く気持ちはないが、我々はその問題を考量する事を可能にするで

あろう様な和平の諸条件を、我々自身の為に描く事はできる [4: 137 ~ 138]。  
ベングリオン 我々が決定せねばならないのは一つの条項についてのみだ——  
停戦の件である。グリーンバウム氏はこの件について最初から反対する立場を  
とっている。彼の言葉によれば、これらの条件では我々は停戦を受け入れては  
ならないという。どの程度、諸修正の必要性を強調せねばならないか——これ  
は決定の問題ではなく、話の仕方の問題だ。本件については [複数の] コメント  
が聞かれ、アリヤー問題を特に主張する必要がある [4: 138]。

グリーンバウムの提案は、もし我々が4~6週間の停戦の継続に関心がある  
なら、その事が我々に依存している程度において——現在の諸条件でその様な  
事 [4~6週間の停戦の継続] に同意してはならない、というものである [4:  
138]。

グリーンバウム 私は一つの事を恐れている。アラブが明日戦争を再開すると  
語り、ベルナドットが停戦に同意するよう彼らに頼むとする。同時に、我々は  
停戦に同意していると語るとする。[そうすると] 我々が戦争の再開を恐れてい  
るという印象を与えるだろう。故に、私は通常の文面を少々変えて次の様に語  
りたいのである。以前から、そしていつも我々は停戦に賛成してきたのであり、  
それを継続する事に同意する用意はあるが、我々と相手側の間の諸条件におけ  
る完全かつ決定的な平等という条件付きである、と [4: 138]。

ベングリオン この件については投票しよう [4: 138]。

アリヤーに関する諸修正の要求については、意見の違いはない [4: 138]。

問題は、たとえ現在の諸条件でも、[つまり] アリヤーの諸条件を修正できな  
い場合でも——我々はあと4~6週間停戦が継続する事に同意するかという事  
だ [4: 138]。

ツィスリング 先の政府会合でこの件についての決定がある [4: 138]。

ベングリオン グリーンバウム氏はこれについて意見を異にしている [4:  
138]。

ツイスリング シェルトク氏は交渉のやり方について明確化を要請したのであり、我々が今、本件自体について決定する事は意図していなかった [4:138]。

ベングリオン この件について決定があるのなら——我々は更にもう一回投票はしないだろう [4:139]。

シャレフ この件について決定は採択されなかった [4:139] <sup>(27)</sup>。

ベングリオン 提案は次の様だ。諸変更が必要だが我々がそれらを達成できなかった場合に——我々は4～6週間停戦を継続するという我々の意見をそのまま維持するであろう、たとえ我々によってその諸修正が達成されなかったとしても [4:139]。

6:4で、たとえベルナドットに提案されるであろう諸修正が受け入れられなくても、4～6週間の停戦を継続する事に同意する事が決定された [4:139]。

連合については——投票すべき事がない。これは話の仕方の問題であり、相手側がその件をどの様に提示してくるかによる。いずれにせよ、ここで提案されている連合を——我々は斥ける。私の意見ではこの条項について決定する必要はない、なぜならここには我々の間で基本的な意見の違いがなかったからだ。起草の問題が提起されたが、これについて決定する事は不可能だ [4:139]。

エルサレムとヤッフォについては意見の違いがあらわになった。一続きの領域（回廊）によってイスラエル国家と結び付いているユダヤ人エルサレムに対する我々の要求を主張しよう、という提案がある [4:139]。

第二の提案は、あらゆる条件の下での回廊の保証、及び可能であればユダヤ人エルサレムをもたらすものである。もしそうでなければ——国際的エルサレムである。この件についての立場は「既に」固定された。まだ我々が要求していない追加の提案は「今後」あり得る、なぜなら本質的に、これは我々が手始めに決定した決定だからだ [4:139]。

この件については政府の中で意見の違いがあったという事実で充分であり、ベルナドットとの会談では他のメンバーたちがどこまで達しているかという感



覚と知識から言葉が言われる事はないだろう。なぜならいかに会話をするかを決定する事は不可能だからだ [4: 139]。

グリェンバウム 私はあなた方に次の事を心に留めて頂くようお願いしよう。我々が国際的エルサレムに同意しているという印象を与えるなら、エルサレムをめぐる戦争能力は極めて落ちるだろうという事を [4: 139]。

ベングリオン 私は国際的エルサレムに反対だ。しかしこの議論は定まらなかった。私は我々がヘブライ人エルサレムを求めて戦うであろうという事に賛成であり、これを遂行する能力を我々は持っていると信じる [4: 140]。

問題はこれらの事について決定を採択すべきか、意見の違いに満足すべきかという事だ。というのも、この件についての追加の諸提案が提示されるなら——その事が追加の話し合いの為に我々の前に持ち込まれるであろう、と我々は決定したからである [4: 140]。

これらの件については決定を採択しない事を決定する [4: 140]。

[ベングリオン発言の続き] 技術的な問題がある。我々は明日の夕方、評議会の非公開セッションが開かれる事を決定した。「非公開セッション」という言葉は何を意味するか？——これは新聞記者たちにも閉ざされたセッションとなるのか、それとも評議会メンバーがそれに参加し、セッションの内容を公開しない事を義務づけられるという条件で新聞記者たちのみが招かれる事になるのか [4: 140]。

ツイスリング セッションに新聞記者たちを参加させる事を提案する。その事が彼らに「非公開を」義務づけるという条件で。経験が証明したところでは新聞記者を参加させる方がよいし、その方が公正であり、この事は彼らをより束縛する [4: 140]。

国家評議会のセッションには評議会のメンバーと新聞記者たちのみが参加し、このセッションについては非公開セッションと宣言されるであろう、という事を決定する [4:140]。

グリェンバウム 私は質問を提示しよう。政府のメンバーたちがここで決定された幾つかの事項に反して発言し〔「発言し」の部分は印刷不鮮明〕、個人的な意見を表明するのは自由だろうか？ [4:140]

ベングリオン [ユダヤ] 機関執行部の慣行によれば、メンバーが執行部に反対して話す事を可能にすべく決定された諸事例はあった [4:140]。

ツイスリング この会合における状況は、三つの件について意見が50% - 50%に分かれたというものだった<sup>(28)</sup>。どの提案もかくして採択できなかった。故に私の意見では、[政府]メンバーたちの意見を、評議会に個々ばらばらに持ち込む事が可能である [4:140]。

カプラン 我々は今は政府なのであり、評議会の前に現れる際に、政府内で様々な意見があるというのはあり得ないだろう。[ユダヤ]機関執行部は例としての役割を果たさない。我々は政府として行動せねばならないという事に慣れざるを得ない [4:141]。

ベングリオン この件についてはカプラン氏が正しいと私には思われる。政府メンバーが政府に反対して立ち現れる慣行は、それ[政府]の立場を破壊する。我々は様々な方面からの多くの監視にさらされている。ユダヤ人は国家、政府、独立を欲した——しかし〔彼らは〕その事が何を意味するのか知らないのである。快くない状況におかれている幾人かのメンバーが政府にはいる。例えばローゼンブルート氏だが、彼は評議会内に自らの党派〔進歩党〕の同僚を一人も持たず、この事は、彼が少数派である場合に彼に〔意見〕表明の可能性を与えていない。シトリト氏も同じ状況下にある<sup>(29)</sup>。この状況には束縛と不快さがある。それにもかかわらず集団の善がここでは支配的であると私には思われる

[4: 141]。

グリュンバウム ……もしその問題を私が提起しなかったとしたら——我々はこの〔評議会〕会合で我々が今まで行動してきた様に行動し続けただろう。しかし私は忠実な人間で、予期せぬ利益を得たくないの——私の意見ではこれをする必要がある、と知らせる事を私自身にとっての義務と見たのだ、怒りを引き起こさない為にも。私はもう一つの事を強調せねばならない——我々は政府のメンバーである事とは別に、評議会のメンバーである。つまり、もし我々がこれは内閣の問題であると宣言するなら——その事は私に沈黙を守る事を義務づけただろう。然る後に私はその評決を受け入れるか否かを決めただろう。しかし、もしその事が忠誠の問題とは関係ないのなら——私は今まであった習慣を我々が正に今廃止するであろうという事の理由を見ない [4: 141]。

ツイスリング ……私は今、評議会に今まで存在していた習慣は悪くなかったと付け加えよう。一つ深刻な問題があった——エツェルの問題だ。私自身について考慮する限り——自分の意見を表明しなかった諸問題についても私は議論を控えたが、政府の現れ方ができる限り統一的でなければならぬと私は理解していた<sup>(30)</sup>。エツェルの問題については、議長が政府決定を放棄した時に私はこの枠組みから逸脱した、なぜならこれは私に自由を与えたからである [4: 141 ~ 142]。

現在話し合っている問題については、グリュンバウム氏の提案について我々が否定的に決定する事には全く正当性がない。私は今、我々がそれに沿って行動すべき原則について、また我々が今話し合っているケースについてくたぐた述べる事はするまい。原則については、諸決定を採択するにはいまだ時期尚早である。しかし抑制はなくてはならないし、我々全員が評議会の信頼を勝ち得るであろう組織体を実現する事に関心があるわけである [4: 142]。

この会合であらわになった意見の違いは、政府が決定を採択できなかった諸問題についてであった。……決定が採択された諸問題は——満場一致で採択

された。その様な事の結果として我々は、グリーンバウム氏の提案〔政府のメンバーが評議会で政府の立場以外の私見を述べてもよいとすること〕を採択する事の拒否によって、政府内で決定する事ができなかった問題についての議論を妨げてしまう。政府のメンバーたちはこの評議会において自らの意見を表明する義務がある、とは私は主張しない。しかし彼らは評議会における票決で手を挙げる、というのも政府のメンバーが手を挙げない事はできないからであり、時には政府に反対して手を挙げる事もある。〔政府のメンバーが評議会で票決に加わらざるを得ないのは〕評議会が小さいからである（これは大きな議会ではない）。そしてこの場合、政府の一人一人のメンバーの立場を否定する事は不可能である、なぜなら政府の立場というものが存在しないからだ〔4：142〕。

私の意見では、政府のメンバーたちに自らの意見を表明する可能性が与えられるなら——彼らの発言は、その件が未決のままにされるよりも、責任ある改善されたものとなるだろう〔4：142〕。

レヴィン 全ての議会と政府においては、この様な深刻な件については政府は一般に、十分に統一的な見解を持っており、評議会や議会との間で意見交換する事は不可能である〔4：142〕

我々は今、交渉の第一段階にある。私の意見では、この交渉には進展があるだろう。我々は政府として、現時点で我々には停戦が必要であると確信している。37人の評議会に停戦の必要性を説得する事はできない、なぜなら彼らに事の詳細を伝える事ができないからだ。故に、もしこの件で我々が統一的な政府として現れるなら——話し合いの第二段階で我々は、この件について彼ら全員が納得していると語る事ができるだろう。政府内に様々な政党がある事は知られており、評議会のメンバーたちは、我々が政府内でその件を明確化し結論に達したが、我々が全ての詳細を報告する事はできないのだという事を受け入れるだろう。しかし、第一段階で政府のメンバーたちの間に衝突が感じられるなら——我々に対する信用は崩されるだろう。そして我々が最終的に、我々には

停戦が必要だと語っても——〔彼らは〕我々を信用しないだろう。だから私は交渉の件については、既に第一段階のところで我々が統一的な政府として立ち現れる事を提案したのである。この事はその後の諸段階で我々の立場を助けるだろう [4: 142 ~ 143]。

ベルンシュタイン この特別な場合には、政府のメンバーたちに対し、彼らがその様な事に関心がある程度において、自らの個人的意見を表明する事を我々が許可するよう提案する。同時に我々は今後、次の原則を設定しよう。評議会ではその件に関係している大臣たちのみが話し合われている議題について発言する、と [4: 143]。

ベングリオン ムードを総括してみよう。大半の同志たちの傾向は〔次の〕二つの事に対して感じられる。A) 一般的には、政府のメンバーたちが評議会において互いに反目して立ち現れるのは望ましくない、なぜなら彼らは一つの単位としての政府の立場を掘り崩しているからである。B) 同志たちはこの件において何世代にもわたる伝統をまだやめる事には関心がない。我々は今回いかに行動すべきかを決定せねばならない [4: 143]。

二つの問題が論争中である。停戦問題は——グリェンバウムと、政府の残りのメンバーたちの間で。〔それは〕交渉の継続かその打ち切りか、重要な諸問題についての話し合いの継続かそれらの中断かの問題である [4: 143]。

停戦問題について。評議会が非公開であるとは言え、軍事的観点から停戦が続くのが我々にとって望ましい理由をそれ〔評議会〕の前に持ち込むのは良くない。この事は悪く解釈されるであろうし、状況を歪める可能性がある。なぜなら実際には、たとえ金曜日に停戦が中断されても我々は戦う事ができるからだ。故にこの件について政府のメンバーたちの間に議論があるのは望ましくない。グリェンバウム氏はこの件については政府全体にとって望ましい事を受け入れ、議論に入らないのが望ましい [4: 143]。

これに対して政府の意見が半々に分かれた、かの問題——領土的な諸領域に

ついでに、政府のメンバーは人数的観点からすると、評議会メンバーの間で重要な部分を構成している（3分の1を少々超える）。故に、一般的には政府が相反する諸見解を持った状態で現れるのは望ましくないにもかかわらず、今回は、政府のメンバーたちに自由な意見を表明する事を禁じてはならないと私には思われる [4: 143 ~ 144]。

グリェンバウム 評議会メンバーの前で話すのは私にとって初めてだ。二、三の問題について私見を表明したいと思っている。1) 交渉への全般的アプローチ（私はこの件については評価しないだろう）、2) 私はエルサレムについて話さよう、3) 停戦は平等なくしては我々にとって害となる、と私は言う。勿論私は求められる慎重さでもって私の言葉を言う。軍事的状況により停戦が4~6週間続く事を余儀なくされているという前提で私が主張している、という事を証明するよう私は政府に強くないだろう。私はこの問題を提起しないだろう [4: 144]。

ベントヴ 私は様々な意見が表明されるに至るだろうという事については大いに重要性を見ている。しかし、正に政府のメンバーたちが意見の表明者になるであろうという事については重要性を見ていない。・・・ここで諸党派によって宣言された諸意見を表明する可能性がある場合を除いて、我々は話す事を控えねばならないと私には思われる。なぜなら結局我々はここに代表として座っているのであり、この件について我々の個人的な意見を表明するわけではないからである。（ベングリオン あなたの党派 [マバム] とグリェンバウム氏の党派 [一般シオニスト党] の間には違いがある。）それにもかかわらず、私は党派の立場が一人の人間の説得能力の程度の上に立脚せねばならないとは考えない。党派は [いざとなれば] 指導者たちを連れて来る事ができる [4: 144]。

ローゼンブルート 私は私の良心と葛藤するところがあった、というのも私は評議会のメンバーたちに対して見せる為の劇には嫌悪感を覚えるのだが、[し

かし一方] 私の状況は難しいからだ [4: 144] <sup>(31)</sup>。

ベングリオン ローゼンブルート氏は少数派の中にいる。彼は政府でも評議会でもたった一人であり、彼の党派の為の表明の役割を果たす事はできない [4: 144]。

シトリト 私の状況はローゼンブルート氏の状況と似ている。しかし私は首相が提案した定式化に同意する。停戦については私はグリェンバウム氏にこう語りたい。我々はイスラエル国家の領域外では国連の検問の程度を調べる事はできないだろう、と。・・・ [4: 145]

ベングリオン 我々は三つの問題について決定せねばならない [4: 145]。

領域交換の可能性については——同志たちは自らの意見を自由に表明するよう提案する、なぜなら我々の間で意見が分かれているからだ [4: 145]。

エルサレムについても、同志たちが自らの意見を表明する事を可能にするよう提案する [4: 145]。

停戦に関しては——私の意見では、我々は同志たちを縛るべく決定せねばならない [4: 145]。

ツイスリング 停戦についてはベングリオン氏と同意だ。しかしグリェンバウム氏に自らの意見を表明するのを禁じない事を提案する、彼が適切なやり方でその諸事項を提起するという前提で [4: 145]。

シャピラ 五政党の代表である五人のメンバーから成る政治委員会を選出する事を提案する、そうすればグリェンバウム氏は彼の言葉をそれ [委員会] の前に持ち込むだろう [4: 145]。

ベングリオン 評議会は小さいので、その内部から委員会を選出する意味がない [4: 145]。

ローゼンブルート もしシェルトクが、彼の演説の中でこれらの問題については意見が分かれていると付け加え、様々な理由を指摘してくれるのであれば、私は [評議会での] 発言を諦める用意がある。これについては私は、彼が客観的

に諸事項を伝え、彼の意見を際立たせてくれる事に任せる [4:145]。

ベングリオン それは今議題にある問題ではない [4:145]。

レヴィン 政治委員会を選出すべく提案しよう、というシャピラ氏の言葉を支持する [4:146]。

ベングリオン 問題は評議会における行動がどのようになるかという事だ [4:146]。

シャピラ その提案は、停戦については選出されるであろう委員会以外では話し合わないというものだ [4:146]。

ベングリオン しかし評議会のメンバーたちはこの問題を提起する事ができるのであり、我々はこの件について彼らが意見を表明するのを防ぐ事はできないだろう、なぜなら評議会を馬鹿にしていると見なされるからだ [4:146]。

我々は、政府のメンバーが停戦について自らの意見を表明する資格があるかどうか決定せねばならない。ツイスリング氏は、この件については決定しないで、この件について政府と論争しないようグリェンバウム氏に要請する事を提案している [4:146]。

#### ツイスリング氏の提案は採択される

エルサレムについては、政府のメンバーは自らの意見を表明する資格がある [4:146]。

国境線問題についてはモシェー・シェルトクが口火を切るだろう [4:146]。

会合を中断するというグリェンバウム氏の提案が採択される [4:146]。

質疑を聞き、それらに対する答弁は、今或いは次の会合でなされる事を決定する [4:146]。

#### ② 質疑

ツイスリング 外部分子との交渉のヴィジョンについてお聞きしよう [4:146]。



ベルナドットとの交渉はイシューヴの一部によって行われてきた。私は新聞で、アグダト・イスラエルの使節団がベルナドットの前に現れた、という事を読んだ。私の意見では、政府においてその様な事について合意された場合以外、いかなる団体も彼の前に現れる権限はない [4 : 146]。

レヴィン シェルトク氏が私に、グットマン氏がベルナドットと会合する為に赴きたいと望んでいる、と知らせてきた。私は彼に行くかと電報を打った<sup>(32)</sup>。私はあなた方と共に、ラビ・ドシンスキーがあと二人のラビと共にベルナドットのもとを訪れたという事を新聞で読んだ。私は彼らが彼 [ベルナドット] と何を話したのかは知らない。しかし私は彼 [ラビ・ドシンスキー] がエルサレムの件について以外は話さなかったと信じている [4 : 146 ~ 147]。

あなた方にご留意頂きたいのだが、アグダト・イスラエルのみならず他の諸組織もこれをしたのだと私は伝えておかねばならない。アグダト・イスラエルの世界行動委員会と国内センターは、ラビ・ドシンスキーがベルナドットの所へ行く事に反対した。しかしラビ・ドシンスキーは我々に害を及ぼしそうな事はしなかったと私は確信している [4 : 147]。 2 頁弱削除 [4 : 147 ~ 148]

シェルトク 私が質疑の連続を中断する事を皆さんにお許し願いたい、というのも私は新聞各社の回答委員会と会見せねばならないからだ。今夕ベルナドット提案の文面が公表されるが、彼らはこの件についての私の指示を貪るように要求して [知りたがって] いる [4 : 148]。

- A) 私がロードスへ行く必要はなく、ベルナドットがここへ来なければならぬという事で政府が合意している、と私は想定している。いずれにせよ、この段階では [4 : 149]。
- B) 彼 [ベルナドット] は明日、国家評議会の前に私と会談をしに来たい可能性がある、なぜなら停戦の日々は数える程しか残っていないからだ。私は彼と会見する権限があるだろうと想定しているが、[回答] 書面のバージョンは国家評議会の後に彼に渡すだろう [4 : 149]。

採択される

1/3 頁削除 [4: 149]

ベントヴ その後私はエルサレムからのパルマツハの輸送隊について質問した。その事について調査する事が約束された。その後〔彼らは〕それは許可を得てエルサレムを去ったレヒの輸送隊だと言った。ここでの会合では、輸送隊が出て行ってエルサレムを掠奪し〔一部脱落がある〕道を塞いだと言われた。国防相はその事について調査する事を約束した [4: 149]。

ツィスリング あなた〔ベングリオン〕は武器の件については答えたが、掠奪の件については回答を受け取っていないと言った〔「言った」に該当する部分に一部脱落がある〕 [4: 149]。

ベングリオン 私はこの件について調査するよという指示を与えたが、回答を受け取っていない [4: 150]。

ベントヴ 私はグリェンバウム氏に質問がある。この地には、個人の市民がラジオを支配する〔ラジオ放送を許可なく流す〕事を禁じる法律がある。決まったやり方で非法放送が行われているという事を内相はご存じか、そしてこれに関してどうしようとお考えか [4: 150]。

グリェンバウム 残念な事に私はその様な法律がある事を知らなかった。その様な法律があるなら——本件を扱うのは私の仕事ではない、なぜなら私の省は武力を持っていないからだ。私はその人々を呼んで、彼らが放送を続ける事はできないと彼らに語る事はできる。しかしこの件は法務省と警察省に属する [4: 150]。

私は本件について調査し、その様な事に携わっている人々に放送をやめるか、許可を求めるよう要請する事はできる。もし〔彼らが〕許可を求めるなら——我々はその事について話し合うだろう。もし放送が禁止されて彼らが指示に従わなければ——私は二人の大臣にお願いするだろう。法相には彼らを告訴するように、警察相には——彼らの放送局を閉鎖するよにと [4: 150]。

シャレフ 法相が次回会合の第一項に、最高裁判所の件を立項するよう要請し

た [4: 150]。 採択された 閉会 [4: 150]

### 3. 予備的考察(一)——本議事録に見る優先的審議事項とアラブ問題——

本節では、前節2で見てきた本議事録の内容から把握される、暫定政府における優先的審議事項を整理・概観する。本議事録においてはベルナドット提案をめぐる審議が圧倒的部分を占めるため、本節の整理もこの審議の時系列的概観（本節(2)）が中心となり、その他の事項については（1）の国連加盟と国家承認についての審議を除くと、ごく簡潔に言及される。また本節では、殆どの審議事項にアラブ問題が絡んでいるため「アラブ問題」という項目を別立てにする事はしなかったが、代わりにこの時期のアラブ問題の中で特に重要性が高いアラブ帰還問題に注目する項目を立てて整理した<sup>(33)</sup>。なおこれらの審議が浮き彫りにした「穏健派」と「行動派」（本論考における両者の分け方については3(2)②(v)冒頭と関連註を参照）の主張の特徴や相違等についての包括的な考察は、「終わりに」に譲る。

#### (1) イスラエルの国連加盟と国家承認に関する諸問題

イスラエルは1949年5月11日に国連に加盟するが、本議事録は、1948年6月末には既に、アメリカの後押しのもと同年秋までの加盟の可能性も視野に入れつつ、暫定政府内で国連加盟が議論されていた事を示している。国連加盟問題がイスラエルの主権国家としてのあり方に正に深く関わってくる故に、国境線やアラブ難民の帰還に言及するベルナドット提案の内容と複雑に連動していた構図を浮かび上がらせるのが、6月30日閣議冒頭のエリアシュ（ニューヨークとレイク・サクセスへのイスラエル代表団のメンバー）の報告である。エリアシュが閣議に招請されたのは、何よりもまず国連加盟の為にとるべきステップ、及び国家承認・エルサレム問題などその他の重要問題について閣僚が交渉

現場の話を直接聞く必要があるとシェルトクが判断し、ベングリオン（ハイファにおり欠席）もその勧めに同意したからであった。

エリアシュは、イスラエルの国連加盟の障害は「政府の暫定性」（ベントフ [4: 46]）にあると見ており、インドが暫定政府の段階で加盟できたというシェルトクの疑問に対しては、インドが「国としては存在し」[4: 46]、「大英帝国の自治領である事は承認されている」[4: 46] ためイスラエルとは状況が違ったからだと説明する。エリアシュによれば国連加盟要件についての国際司法裁判所の判断は、国連憲章に沿う五条件しか要求できないとする多数派意見（勧告的意見）と、国連加盟は憲章の諸条件をただ満たせばよいというものではなく「政治的問題」[4: 43] であるとする少数派意見（補足的意見）に分かれ、補足的意見には、通常政府を選出する準備議会を召集し、通常政府が必要とされる義務に署名して完全な主権を獲得した後に初めて加盟が検討される、という趣旨が述べられていた。この少数派意見が強力であり、多数派意見も、国連憲章の「指示を果たす重大な義務を引き受ける事」[4: 44] は暫定政府では事実上無理であるという論理に帰結するため、国連加盟を申請するには「通常政府樹立の為のステップをできる限り加速する事が不可欠である」[4: 44] とエリアシュは結論し、国連加盟への道筋として選挙法の制定、準備議会の召集、通常政府の選出、通常政府が加盟について審議した後に加盟申請を行う、という手順を説明する。「はじめに」で第二の論点として挙げた様に、選挙法に関する彼の発言はアラブ帰還問題との関連で注目すべきであるが、「終わりに」で取り上げたい。

更にエリアシュは、以下の様に大別される国家承認関連の諸問題を挙げた。第一に、イスラエル国家を承認しない国（主にアラブ諸国）への対応である。中東の地域機構の創設が話し合われる7月18日の国連経済社会理事会会合の為に、地域機構の設立準備委員会（アラブ連盟加盟国が支配的であった）が準備した報告書は、イスラエルを無視しアラブ連盟が中東で支配的になる事を想定

している。イスラエルは経済社会理事会に出席できないが、この報告書を没にする事に向けて行動せねばならないとエリアシュは指摘する。第二に、国家承認に向けて国籍法の整備、国境線の画定、征服地の管理についての法或いは命令の整備、ユダヤ機関の地位（特に同機関とエルサレムの関係）の明確化等の国内的措置が急がれる。第三にエルサレム問題である。これは国家承認そのものには直接関係しないが、承認の対象となるイスラエル国家の領土的・管轄権的側面に関わる大問題であった。エリアシュは、アメリカ世論の圧力も影響してイギリスはエルサレムをアブドゥッラーに引き渡す事はやめ、国際的エルサレムの概念に回帰する用意があるという観測を語る。エリアシュもシェルトクもイギリスがエルサレムの国際化に傾いている事については疑念を払拭し得なかったが、もしそうであるとするアラブは猛反対するであろうから、結局はエルサレムの分割に至るであろうとエリアシュは予測する。しかしイスラエルが、自国の征服したエルサレムの部分を国連の信託財産として掌握していると語ってしまうと、エルサレムのユダヤ人部分だけが国際化される可能性がある、とも彼は指摘している。エリアシュの結論は、最善の解決はエルサレムの国際化を主張する事である、というものであった。その理由として彼は、イスラエルが国連分割決議（エルサレムの国際化を定めている）に立脚し続けるべき事に加えて、「エルサレムにおけるアラブ支配を免れる為に我々には他の方法がない」[4:51] 点を挙げている。ここでシェルトクが「国際的エルサレムに到達する最善の方法」[4:51] として「ヘブライ人エルサレムに対する我々の主権を強調」[4:51] すべきであると述べている事が注目されるが、シェルトクのこの逆説的な戦略は7月2日閣議で再出するため、3(2)②(vi)で改めて触れる事としたい。

(2) バルナドット提案をめぐる論議——時系列的概観——

① 6月30日閣議

この閣議（ハイファ出張中のベングリオンに代わりカプランが議長を務める）の特徴は、ベルナドット提案の提示された経緯と内容・停戦の展望・同提案に関するベングリオンの意見、の三点についてシェルトクが概要を説明したほかは、ベルナドットへの回答方法という形式面についての議論が中心であった事である。提案内容についての本格的審議は7月2日閣議へ送られた。

(i) ベルナドット提案に関するシェルトクの概要説明

ベルナドット提案に関するシェルトクの説明を、同提案の英語原文（前篇に掲載）と照合すると、シェルトクが細部まで正確に提案のニュアンスを伝えていた事が判明する。特に彼は、原文では *proposal* ではなく *suggestion* となっている事から「思考の為の提案」であって「行動の為の提案」[4:53] の様な断定的な性格の文書ではないこと、ベルナドット自身も確固たる原則を提示するつもりはなく反対提案があれば話し合うとしていること、「恐らく」等の言葉が多用されており断定的な文面ではないこと、等を客観的に指摘している。

シェルトクによれば、彼は使節の一人（恐らくリードマン）に対して、提案を「決定的に無効化し、ユダヤ人によるその完全な却下を引き起こすのに充分である」[4:56] 項目としてアリヤー条項とエルサレム条項を挙げ、エルサレムについては「ユダヤ人はたとえ、全ての苦々しい経験にもかかわらずエルサレムにおける国際レジームに同意したとしても、それ[エルサレム]をアラブに引き渡す事にはいかなる事があっても同意せず闘うだろう」[4:57]、アリヤーについては経済社会理事会の決定に拘束力を持たせる事によりイスラエル国家の主権を侵害している、と抗議した。

その一方でシェルトクは、ベルナドット提案が国連使節団内部の親イスラエル派と親アラブ派の妥協の産物である点にも閣僚たちの注意を促す。彼によるとイスラエル寄りのリードマンは、アラブの重大な懸念を無視できない事と、修正主義党の様な分派的政党が強硬な行動に出かねない事への考慮から、ベルナドット提案においては制限的な文言になっている部分があり、また「独立国

家が残される事は明らか」であったが「アラブにとって耳障りにならない様にするため」[4:64] それには言及されていないと口頭でシェルトクに説明する一方、イスラエル側にとって有利な点も指摘した。例えば、アリヤーを監視する機関がないという事は移民数が決められてもその決定には強制力がない事を意味し、また連邦を構成する相手国はアリヤー問題を提起できるが、見方を変えると他のアラブ諸国はこの問題に容喙する権利を持たない事になる [4:59]。更にバンチ（彼もイスラエル寄り）とリードマンはシェルトクに、この提案がイスラエルとしては受け入れがたい事を自分達は理解していると語り、アラブが拒否の回答をするまで回答を延期するのがよいとアドバイスしたという。

ベルナドット提案がイギリスの提案ないし「イギリスと、アメリカの誰かの提案だろう」[4:59] と推測するシェルトクは、「ベヴィンの提案」[4:63] と推測するベングリオンと共に、同提案の背後にある英米の支持を感じ取っていた。イギリス外務省の見解に影響されていると見られるロンドンの米大使館員の見解としてシェルトクが紹介している、西ガリラヤとネゲヴの交換・ハイファを自由港とするかその一部をアラブに分与する事、に賛成する見解は、ベルナドット提案中のこれらの考え方が英米外交筋にある程度共有されていた事を示唆する。ハイファを自由港とする件についてはサロニカが前例となっており、イスラエル国家の主権下におかれる・連邦の権限下におかれる・国際的主権の下におかれる、という三つの可能性が想定されているという情報をシェルトクはリードマンから得ていた（戦間期のサロニカはギリシアの主権下にあったが、1923年の条約によりユーゴスラヴィアの自由地帯がその中に設けられていた。詳しくは前篇の註63を参照）。またシェルトクは、イスラエル側が交渉の為にロードス島へは行かず、ベルナドットに来てもらう事を主張した。アラブがロードス島へ来るならイスラエルも行くが、イスラエルがロードス島へ行ってアラブが来なかったら（すなわちベルナドットがアラブの所へ行ったに

もかわらずイスラエルへは来なかったら)、イスラエルの体面が傷つくからであった。

次にシェルトクは、アラブも英米も停戦継続に関心がある故に、ベルナドットとの交渉がたとえ決裂しても停戦は延長されるという見通しを述べ、三者が停戦継続に関心がある理由を次の様に説明する。アラブはイスラエルから打撃を蒙る事を予想しているが、頼みとするイギリスはアメリカ世論の圧力の故に、自分達が望む程には味方をしてくれないだろうとも予想している。イギリスは「アメリカに知られないよう、世界と国連の世論に影響しないよう、[アメリカからの] ローンの見込みとマーシャル・プランに影響しないよう大いに恐れつつ」[4:62] アラブ諸国に資金援助をしており、これ以上援助する事は望んでいないが、戦争が再開されればイギリスは「アラブを裏切るか、アメリカを気にせず精力的に彼らを支援するかせざるを得ない」[4:62] 難しい立場に立たされるため、戦争再開を望んでいない。アメリカは戦争が再開されれば現在援助している以上にイスラエルに援助せねばなくなるため、ユダヤ票を気にしなくてよくなる11月の大統領選の後まで停戦を延長する方がよいと考えている。またアメリカは、戦争継続によってソ連と東欧諸国のこの地域への介入が深まり、英米同盟に亀裂が入るとも予想している。以上からシェルトクは、アラブのみならずイギリスとアメリカも「停戦を延長する事で意見が一致するだろう」[4:63] と結論づけ、停戦継続は确实であると分析するのであった。

(ii) ベルナドット提案に関するベングリオンの意見文書(6月30日文書)

シェルトクは、欠席しているベングリオンが提出したベルナドット提案に関する意見文書(以下「6月30日文書」)を紹介する。その趣旨は、ア)あと4~6週間の停戦が非常に望ましい(第1項)、イ)交渉を拙速に打ち切らない(第2項)、ウ)イスラエル側の回答はアラブより遅らせる(第4項)、エ)「イスラエル国家の完全な主権」[4:63]に対する侵害・アリヤーへの干渉・エルサレ



ムをアラブ支配に委ねること、この三点が含まれるいかなる提案についても話し合わない事をベルナドットに明確に伝える（第5項）、オ「主権（とアリエー）の問題について共通の土台がない限り」[4：64]、この段階では、領土問題など他の諸提案についてのイスラエル側の見解を逐一表明する義務はない（但し表明しないからと言って同意を意味しない）（第6・7項）、カ「アラブとの直接会合の用意がある事を表明」[4：64]する（第8項）、キ ロードス島へ来る様というベルナドットの招請を受け入れる事は望ましくない（第9項）、というものであった。ベングリオンが打ち出したこれらの方針はほぼ全て閣議で受け入れられる事になるが、第8項は、後の7月4日閣議においてシェルトクに支持されたものの、同閣議で改めてベングリオンが提示した回答案では脱落しており、ツイスリングとグリェンバウムも懸念を表明したため、暫定政府回答には最終的に反映されなかった。

ベルナドット提案自体に関しては、ベントヴが、連邦における対外政策の協調とは何を意味するのか、国連加盟について提案の文面やその後の会話の中で何か言われているのか、の二点を質問した。国連加盟が主権国家を前提としているにもかかわらずベルナドット提案は逆に主権の削減を提案している様に見えるため、同提案の帰趨がイスラエルの国連加盟に影響を与える可能性を懸念しての質問であったと推測される。シェルトクはその様な事についての言及はないものの、独立国家が前提である事はリードマンから口頭で伝えられたと説明している。

### (iii) 技術的な点についての話し合い

ロードス島へイスラエル側が出向くかどうかについてはシャピラ、ツイスリング、カプランが今は行かない方がよいというシェルトクの提案に賛意を表明した。本件を暫定国家評議会に持ち込むかどうかについては、ツイスリングが持ち込む事を主張したのに対し、シェルトクはベルナドット案の事前公表を控える様に強く求められているという事情から、事実上の公表を意味する評議会

での審議に否定的であった。シェルトクは評議会の中に「検閲に反して、また指示等に反して、物事が公表される事に民族的な希望を見ている派閥」[4:66]が存在すると述べてツイスリングの党であるマパムの行動を暗に批判する。翌日の評議会を延期するというグリェンバウムの提案が出されたが、政府には評議会を延期する権限がないという秘書官シャレフの注意喚起があり、ツイスリングも「政府が評議会を自らの内部と同然に扱う事に同意しない」[4:68]と抗議したため、投票にかけられた。その結果評議会は延期されない事に決定されたが、閣僚は自党中央ともこの問題を話し合わない、すなわち党内協議も禁じられる事が確認された<sup>(34)</sup>。

## ② 7月2日閣議

ベルナドット提案の内容について話し合われたこの閣議の特徴は、主権とアリアーに対する制限の拒否と、エルサレムをアラブに引き渡す事の拒否についてのコンセンサスが確認された一方、同提案に対する「行動派」と「穏健派」の考え方の相違、及び対外(対アラブ)政策全般をめぐる両者の、より根本的な路線対立が明確になった事である(「終わりに」でも後述)。なお、同提案についての票決は次回に送るという閣議決定[4:118]がなされた。

### (i) シェルトクの報告と現状分析

まずシェルトクが、前回閣議後ベルナドットに、ロードス島へはアラブが行く場合のみ行くこと、今のところ我々の回答は公表しないこと、を伝えた旨を報告する。続いてシェルトクはベングリオン<sup>(35)</sup>の6月30日文書について、その路線の一部は既に自分の報告に含まれていたと補足し、交渉打ち切りにならぬようベングリオンは提案しているのであるが、たとえ打ち切りになったとしても結局は安保理が停戦継続を命じるであろうから打ち切りを自分は恐れていないと述べる。更にシェルトクは停戦についての英米の立場を分析するが、これは6月30日閣議における報告と趣旨は同じであるものの、より詳細にわたる。

イギリスについてシェルトクは、アッザーム・パシャはイギリスの援助を要

求して圧力をかけているが、イギリスはマーシャル・プランの援助とは別にアメリカに新たなローンを要求するつもりでいるため、米世論に対するイギリスの神経質さは増しつつあると指摘し、ワシントン駐箚イギリス大使のベヴィン外相宛て書簡が、アメリカのイスラエル支持は単なる大統領選の問題ではなく、アメリカ社会のより深い部分に根ざす立場であると分析している事例を紹介する。アメリカについてシェルトクは、対イスラエル政策をめぐるトルーマン大統領と国務省の対立を含めて次の様に説明した。——大統領選前で民主党も共和党もユダヤ人問題に神経質になっているため、戦争再開は米政府をイスラエル側に立たざるを得なくさせる事から、国務省（アラブ寄り）は戦争再開を欲していない。トルーマン大統領は国務省の意見に反して（親イスラエルの）マクドナルド大使の派遣を主張した上、イスラエル国家に法的承認を与える事も視野に入れている。しかし、既にアメリカがイスラエルに与えた「事実上の承認」だけでもトランスヨルダンが抗議したのであるから、アメリカが法的承認を与えたら抗議はもっと大きくなると予想され、また戦時にイスラエルにローンを与える事は「アラブに敵対する戦争を融資」[4：82]する事になる。他方アメリカはイスラエルが東側陣営から武器を獲得している事は知っており、戦争再開によってソ連がこの問題に、より実質的に関与してくる事を恐れている。戦争が再開されればアメリカはイスラエルを、イギリスはアラブを援助せざるを得ず、ソ連に対するアングロサクソン戦線を破壊しかねないという懸念もある。故にアメリカにとっての唯一の解決策は停戦継続なのである。

更にシェルトクは、ワシントンからの電報の内容を概略次の様に紹介した。——イギリス（そして恐らくアメリカ）は停戦が失敗した場合には国連憲章第7章を適用する事に同意した。また米国務省は、ある枠組み内でイギリスと共に行動する用意があるとイギリスに通告した。その枠組みとは、領土的に一統きの、言い換えれば「コンパクトな」[4：84]イスラエル国家が樹立・承認される、英米は住民交換に同意する、イスラエルとトランスヨルダンの関税連合

の樹立を加速する、中東へのソ連の浸透の防波堤としてイスラエルを支援する、の四点である。

シェルトクが紹介したこの情報によれば、この時点で米國務省は「コンパクトな」イスラエル国家が望ましい故に11月29日国境線を修正し、住民交換にも同意するという立場をとっていた事が知られる。すなわち住民交換の選択肢は、ベルナドット提案においては採用されなかったが、同案を支持したアメリカの「同意」の下で国際的にも一つの可能性としてまだ命脈を保っていたという事になる。ここで「コンパクトな国家」とは、住民交換によって「アラブが除去された諸部分」[4:84]がユダヤ人国家に編入され、「これの外に残される諸部分」[4:84]がアラブ人国家を構成するという意味であるとシェルトクが補足説明しているが、この箇所は住民交換が事実上のアラブの「除去」「一掃」に等しいものとして、また国家を「コンパクトな」形にする為の〈整形手術〉をどことなくイメージさせるものとして、イスラエルとアメリカの政治外交担当者に解釈・表現されていた事を示す一例として注目されるのである<sup>(35)</sup>。

上記の状況分析を踏まえてシェルトクが提示した今後の行動指針は次の様であった。——アラブの回答の状況を問い合わせ、ベルナドットとの会見が決まった時点で提案を逐一検討する。主権とアリヤーの制限やアラブ人エルサレムは考慮に入らないと伝え、他の諸条項と自由港（空港と海港）については否定的に検討する。我々とアラブの間に体制を課す事に反対し、それは両者のみの交渉の問題であるという立場をとる。停戦継続の場合のアリヤーに関する諸問題を提起する。

シェルトクの発言の後、停戦が続くべきかどうか、11月29日決議の位置づけ、アラブ諸国との関係等をめぐって問題の核心にふれる議論が展開された。

#### (ii) ベルンシュタインの問題提起——戦争継続による損失——

ベルンシュタインは、戦争継続による損失は獲得より多いとして停戦継続の必要性を唱えた。彼は、ベルナドット提案は多くの点で11月29日決議に劣つ

ており、ユダヤ側の大きな放棄と引き換えに受諾した同決議をアラブ側が軍事力で撤廃しようとした戦争によってイスラエルが領土を獲得した、という「事実や軍事的獲得」を同提案が考慮しなかった事は説明しがたいとして、「エルサレムとそれへの回廊はイスラエル国家と結合」せねばならず、11月29日決議の国境線は「重要な諸修正」が施されるべきであると論じた[4:86～87]。彼はアリヤーについては「主権の侵害」[4:87]に反対する立場をとるが、トランスヨルダンとの連合については、背後にあるイギリスの中東支配の意図を懸念しつつもベルナドット案に従って関税連合を結成する事に賛成している。彼が「トランスヨルダンにイスラエル通貨に参入する事を許す用意がある」[4:87]とまで述べている事は注目される<sup>(36)</sup>。

戦争継続による損失についてのベルンシュタインの指摘は、対アラブ戦争について異なった見解を持つ「行動派」の二人、ベングリオンとグリェンバウムの反論を誘発する事になった。

### (iii) ベングリオンとグリェンバウムの強硬論——「力による制圧」——

ベングリオンの長い発言は、「力による制圧」の強調と領土拡大の為の軍事行動の示唆を基調としており、前回欠席した分、閣内多数派を占めるシェルトクから「穏健派」を牽制しておこうという明確な意図が表れていた。彼の議論は後続のグリェンバウムやツイスリングによっても支持され、「行動派」の論理の核心を鮮やかに示している。

戦争の継続による損失は獲得より多い、という理由から停戦継続を唱える「ベルンシュタイン氏の意見に同意しない」[4:89]と述べるベングリオンの議論の根底には、和平会談やエルサレムの国際レジームといった国際的な和平措置はイスラエルの安全保障をもたらさないという、国連や国際社会に対する強い不信感があった<sup>(37)</sup>。彼は停戦をアラブ諸国制圧の為の戦争の準備期間と位置づけ、その準備の為にこそ停戦継続が望ましいとの見方を示した。しかし同時に彼が「何よりもまず我々は、いつでも、できる限り戦争の用意ができていな

ければならない」[4:88]と述べて、停戦継続を「不可欠だという事ではない」[4:87]（下線引用者）と捉えていた事に注意する必要がある。「・・・あと4～6週間で我々は全アラブ諸国に対して決定的に持ちこたえられ、彼らを制圧できる程に戦闘の用意ができていだろう」[4:88]——具体的には、4～6週間停戦が続けば「トランスヨルダン、レバノン、シリアを完全に制圧」し、「エジプトを我々が征服する事はないだろう」[4:89]が、同国を孤立させて戦闘困難な状況に追い込み得る装備を整えられる、という大胆な展望をベングリオンは描いていたのである。

ベングリオンの考えでは、戦争によってイスラエルは損失どころか得るものが大きく、戦争は11月29日決議の不条理を正す絶好の機会でもあったが、それは以下の論理によっていた<sup>(38)</sup>。11月29日決議に定められたエルサレムの国際レジームにはアラブのエルサレム制圧を防ぐ力はなく、国境線についても「ネゲヴ以外、我々の地が狭い諸地帯から構成されている」[4:89]という問題点があったが、「国境線の改善の為に、我々のうちの誰も戦争をする事に同意してはいなかった」[4:89]。それにもかかわらず11月29日決議は遂行されなかった上、イスラエルに対して戦争が布告された。この様に11月29日決議自体にそもそも欠陥があった事に加えて国連が同決議を遂行せず、アラブ側からしかけてきた、すなわち「我々が・・・招いたのではなくそれを望みもしなかった」[4:91]戦争によって領土を削り取られそうになっているという経緯があるため、イスラエルの「力の行使」[4:90]による同決議の内容（主に国境線）の変更は正当化される、と彼は示唆したのである。

この論理を補強するかの様にベングリオンは、歴史の中における決断（後世に影響を与えるものとしての）という観点を打ち出す。「非常に長い年月にわたる歴史を内包している時間」[4:90]を我々は生きているのであり、今の行動が現在のみならず将来を決定する、と述べるベングリオンの言葉は異例の情熱を帯びる。彼は更に、イギリスの現体制が倒れれば状況が変わって平和裡に要

求を達成する事が可能になろうが、その様な展望がない以上「我々自身しかあてにできない。我々が多くの努力と大きな力と大きな情熱を投じる事によって、奇跡は起こり得る」[4：90]と述べた上で一気に「力による制圧」を正当化する。

私は力による制圧 [הכרעה של כוח] なくして国家は創り出されないと考える。当初こそ我々はもっと良い何かを達成する為に力の行使に反対せねばならなかったが、その後は、これ [力の行使] は私の意見では不可欠である。我々は力による制圧を控えてはならず、その上に建設していかねばならないのである。私は何が起こるかを最初から語る事はできないだろう、なぜならこの事は我々の力の程度にかかっているからだ。・・・私は、いかなる事があっても政治的な方法で達成してはならぬ重要な決定、というものがある事を信じる。政治的な方法においては、政治的勢力は目に見える現実に基づかざるを得ず、歴史においてそれらを顕現させたものに基づくのではない。[後略] [4：90]

「力による制圧なくして国家は創り出されない」「政治的な方法で達成してはならぬ重要な決定、というものがある」——ピール委員会報告を引き合いに出しつつ（上記引用の後略部分）展開されたこの議論は、外交的手段の中心性を唱える穏健派への挑戦的牽制であった。それは今日から顧みると、イスラエル政治においてその後深化の一途をたどった行動派と穏健派の路線対立と世界観の亀裂が、6月16日閣議後改めて公然化した場面でもあった。ベングリオンは「我々の戦争における秘密の可能性」[4：91]という言葉で戦争続行による領土拡張の意図を示唆した上で、あと4～6週間の停戦に持ち込めばその間に「我々は制圧に向けて我々の力を準備できるだろう」[4：91]と述べる。彼は、アラブ全体がアッザーム・パシャの様に強硬であるとする、自分としては「我々

が一定の優位を持ち、アリヤーが我々の権限下にあるという条件の下で」なら「アラブとの連合に反対していない」がその実現可能性は今はないため、「力で決定されるよう持って行く用意ができていなくてはならない」[4:91]とする。「私は我々が最大限のものを達成する事を意図していない、なぜなら最大限とは何かを私は知らないからだ」[4:91～92]とベングリオンは続けるが、それは際限なき領土拡張の示唆であった。その「最大限」の領土拡張は、「国を建てる歴史的チャンス」である今こそ「力による制圧によって可能」[4:92]なのであり、我々が「痕跡すら残されていない」[4:92]事態に至る前に行くべきである、という旨を述べて彼は発言を結んでいる。

続くグリェンバウムは「アラブの回答が何であるかを考慮せずに」[4:93]自分達から先にベルナドット案を拒否する事を主張したが、その背景にはアラブに対して宥和的であると彼が信じるベルナドットと国際社会に対する強い不満と被害者意識があった。彼はシェルトク流の、国連や大国の言いなりになる「良い子」[4:92]路線や「政治的自衛」路線を捨てて「政治的攻勢」[4:92]に移るべきであるとした。彼はベルナドット提案の拒否をその様な攻勢の第一のものとして提示したが、同提案の拙速な拒否は交渉打ち切りを意味するとレヴィンに指摘されたのを受けて、我々が拒否すればアラブも恐らく拒否するから、結局はシェルトクの予想通り停戦に至るのだと開き直る。彼の考えでは、ベルナドットとの交渉に於てイスラエルは停戦継続に関心があると見られてはならず、「いつでも〔戦争の〕用意ができて」[4:97] いなければならなかったが、その議論の端々には「全世界が戦争に反対だったが、それにもかかわらず〔ヒトラーという一人の人物の故に〕戦争に至った」[4:97]と自身が振り返るミュンヘン会談から第二次大戦勃発に至るトラウマに満ちた記憶が垣間見える。彼が停戦に否定的であった背景には、停戦が「我々にとって有利に働くよりもアラブにとって有利に働く」[4:97]という冷めた判断もあった。

グリェンバウムがベルナドット提案を拒否すべき理由として挙げたのは、同



提案が「11月29日決議と矛盾」[4:94]するという点であった。彼はその様な矛盾を持つ提案を断固拒否しないシェルトクを批判しつつ、11月29日決議の撤廃は不可能であると主張する。

我々は非常に強力な法的土台を持っており、いつも法的土台を考慮するシェルトク氏が今度は法的土台に留意しなかった事に私は驚いている。11月29日決議は、たとえ[それが]掘り崩されても、そうした全てにもかかわらず撤廃されなかった我々の法的土台である。[中略]この法的土台はベルナドット伯の提案によって撤廃される事はできず、彼自身が自らの全ての提案を11月29日決議に適合させねばならない。そしてもし彼が自らの提案をこの決議に適合させず、我々が彼とこの問題について話し合う事に同意するなら、これはあなたも我々が同決議の撤廃に同意したかの様になってしまう。私が望むのは、彼ベルナドットに次の様に我々が語る事だ。尊敬すべき閣下、あなたは一つの前提——11月29日の国連総会決議——から出発せねばならなかった。あなたは国連の代表であり、この決議があなたを縛るがあなたはそれを完全には考慮せず、11月29日決議と矛盾する事柄を提案している。かくなる故に我々は、これらの問題について全体的に話し合う事ができない。・・・あなたの基本的な前提が我々の間の議論を不可能にしている、と [4:93～94]。

ところがグリェンバウムはこう述べた直後に、11月29日決議にある国際的エルサレムではなく「エルサレムが我々に引き渡される」[4:95]事を要求するという第二の「政治的攻勢」を主張し、シェルトクを再び名指ししつつ、彼の国際的エルサレムの主張に異議を唱えた。更に第三の「政治的攻勢」として「戦争と我々の勝利に基づく、我々の側からの[11月29日決議の]国境線の修正」[4:96]を提案する。ほぼ黙って聞いていたシェルトクはここに至って一

言鋭く反論した。緊迫したやりとりが交わされる。

シェルトク 11月29日に基づくのではないのか？

グリェンバウム 私は11月29日決議を土台として受け入れるが、その全ての詳細においてではない。

シェルトク あなたは自分にとって良い所は選び、悪い所は投げ捨てている [4:96]。

グリェンバウムの議論は、国際的取り決めの中で自国にとって都合のよい部分のみを採用し、都合の悪い部分は無視して行動するという、その後のイスラエルの行動派を特徴づける方向性の原型を示していた。対アラブ戦争の問題は「外交的方法や平和のうちに決定される事はない」[4:93] のであり、国際的決定に縛られず自由に軍事力を行使し、自分達の主導権の下に国境線を変更する事こそ「主権」(リボヌート)の本質である——ベングリオンとグリェンバウムの演説によって明確に姿を現したこの露骨な対外強硬論に、シェルトクを支持する穏健派閣僚の一人、ローゼンブルートが公然と反論する。ここから論争は、外交的努力か武力行使かという対外政策の基本方針の問題も含めて拡大する様相を呈した。

#### (iv) ローゼンブルートの反論とツイスリングの強硬論

議論が拡大したついでに「より包括的な政治的議論」[4:98] をしておいた方がよい、と前置きしたローゼンブルートは「私は、その事が専ら力によって決定されるであろうというベングリオン氏の意見とは異なる意見を持っている」と明言して、こう続けた。

その事は、既にある程度は力によって決定されたが、力によってのみならず政治的努力によっても決定されたのである。そして将来には、我々は力

によって絶対的な決定をする事はできないだろう。なぜなら[彼らは]我々に、力によって決定する事を許容しないだろうからである。私はイギリスとアメリカが我々に、決定的で最終的な勝利を収める事を許容するだろうとは信じない。もし[彼らが]我々に決定する事を許容していたら、我々の物理的な力はその為には充分だっただろう。(シェルトク それに断然同意する。) [4: 98 ~ 99]

更にローゼンブルートは、限界を超えて稼働した軍を4~6週間で修復できるかは分からないと述べ、停戦中に兵力を増強したアラブの正規軍に対峙している現状では「戦争継続には多大な危険がある」[4: 99]と指摘した。その危機意識から、彼は停戦を超えて戦争終結にまで言及する。

我々は効果的な交渉を行う土台を獲得したのだから、停戦のみならず戦争終結にも関心を持ち、そうして政治的交渉に本当に移行せねばならないと私は考える。我々は、我々が獲得した軍事的獲得物〔複数形〕に立脚する必要があるにもかかわらず、今、重心を再び政治的領域に移さねばならない。この土台の上に交渉を行う事ができるのだが、勿論その土台とは11月29日決議であり、これは明白である。誰一人として我々がそれを放棄しているとは語らないだろう、これは自明なのだ。第二には——軍事的獲得物、これこそ十分に効果的な土台であり、かくして我々は交渉を行う事ができるだろう [4: 99]。

11月29日決議と軍事的に獲得した領土、この二つを土台として交渉を行う際にローゼンブルートは、これだけは拒否する事項として閣内に異論のない「エルサレムの〔イスラエル国家からの〕切り離し、アリヤーに対する制限、我々の独立における削減」[4: 98] 以外の問題は未決であるとするシェルトク

の意見を支持した。11月29日決議の国境線の修正については、「筋金入りのガリラヤ主義者」[4:99]を自任する彼はネゲヴの石油を重視しておらず、ネゲヴよりも西ガリラヤの獲得に関心を示す一方、アラブの飛び地はイスラエル国家にとって危険であるとして、11月29日決議に従ってヤッフォをユダヤ領とすべきか否かについては迷いを示した。

他方ローゼンブルートは、住民交換は可能なら望ましいと見ていた。「住民交換——もしその事がアメリカとイギリスによって提案されるなら——これは素晴らしい。そうでなければ、戦争の勃発以来その地を去ったアラブの帰還を防ぐ事をめざす政治を行う事は、我々には禁じられている」[4:100]。すなわちイスラエルは自らこれを行ってはならないため、英米が提案してくれればと期待するのである。戦争の早期終結と外交交渉を重視する穏健派も、軍事的に獲得した領土を編入し、英米が提案する住民交換によって領土をユダヤ化してアラブの帰還を阻止するという願望の点では行動派と本質的に変わらなかった事を示す箇所として注目される。対トランスヨルダン関係については、ローゼンブルートは同国の為のハイファの自由港化に賛成し、アブドゥッラーとの関税連合を唱えるベルンシュタイン案[4:87]を支持した。

ローゼンブルートに続いて発言したツイスリングはベングリオンの「力による制圧」論を支持するが[4:101]、彼は領土について最大限主義的な議論を展開したのみならず、領土以外の点についてもイスラエルの要求をベルナドットに明確に伝える事を主張した点で閣内で最も強硬であった。

ツイスリングは停戦を望ましいとしつつ戦争の用意もできていなければならないとしたが、その主張は「力の行使を控える事が可能なのは・・・合意の見込みがある時」で、合意の見込みがなければ「合意の達成の上ではなく、制圧の上に構築すべきである」[4:101]という信念と、軍事的に「我々にとって有利になっている」[4:101]という現状認識に基づいていた。加えて彼は、閣内でコンセンサスのある「主権・アリヤー・エルサレム」[4:102]の三点に関

する拒否的回答のみならず、アブドゥッラー・ネゲヴ・「この戦争の獲得に由来する諸修正」[4:103] すなわち 11 月 29 日決議の国境線の修正、に関する要求もベルナドットへの回答に盛り込むべきであると強く主張する。主権・アリヤー・エルサレム以外は「未決の諸問題」[4:103] であるとするシェルトクの公的発言が、「ベルナドットによる未決の諸問題の提示を容易にし」[4:103]、それらを改めて議論すべき事柄としてしまったと考えるツイスリングは、入植面で彼自身が死活的と位置づけるネゲヴをユダヤ領から外す可能性をベルナドットが提案している事に危機感を抱いていた。従って領土に関してツイスリングは、西ガリラヤの放棄に否定的である事に加えて、ネゲヴのいかなる部分の放棄も拒否するという最大限主義的な立場をとった。彼は、西ガリラヤを放棄すれば「ユダヤ人ハイファへの危険を含み、これは我々を他の誰かに依存する州 [פרובינציה] の中に立たせる。そしてこれはアブドゥッラーを介したイギリスの政策への結節点になり得る」[4:102] という軍事的・政治的議論を展開する一方<sup>(39)</sup>、ネゲヴに関しては「ガリラヤよりもはるかに大きい入植の可能性」があり、「ネゲヴは入植の土台であり、開発の土台であり、我々がその中におかれる政治的現実を決めるだろう」[4:102] と論じる。「ネゲヴの放棄こそは独立 [עצמאות] の放棄である」[4:102] という彼の断言は、6 月 16 日閣議におけるベングリオンのネゲヴに関する議論と類似し、マパムが包摂するキブツ運動の利害と農業省の立場をも強力に代弁していた。

しかしツイスリングがベングリオンとも、またシェルトクやローゼンブルトとも意見を異にしたのは対トランスヨルダン関係についてであった。「アブドゥッラーはノーだ！」[4:102] というツイスリングの拒絶は、エルサレムやパレスチナの他の領土に野心を持つアブドゥッラー、及びアブドゥッラーの背後にあるイギリスの帝国主義的意図に対するツイスリング自身とマパム全般の強い警戒心を背景としており、その様な警戒心が「我々は全体であれ部分であれ、エルサレムに対するアラブ支配を受け入れない」[4:103] という決意、ひ

いては「[エルサレムの国際化を提示した] 国連決議への回帰」[4:103] という結論を彼の中で論理的に導いた。エルサレムが一旦アラブ州の内部に入ってしまうと、エルサレムとイスラエル国家を結ぶ回廊を設けても無駄であると彼は見ていたのである。

(v) 穏健派の議論 (シトリト、レヴィン、ベントヴ、シャピラ、カプラン)

ツイスリングの発言の後に穏健派<sup>(40)</sup>と目される閣僚の発言が続くが、行動派であるベングリオン、グリュンバウム、ツイスリングが「力による制圧」論に収斂する領土的最大限主義、及び武力行使への積極的な態度を共有していたのに対し、穏健派は武力行使を最小限に抑えるという方向性は共有するものの、領土面では主張のばらつきが見られた。

シトリトの議論はアラブ（特にアラブ諸国）への不信と恐怖、アラブとの分離によるユダヤ人の安全保障（領土のユダヤ化と領土的連続性の確保）への強い願望、それらと一見矛盾する様であるが地元のアラブとの現実的妥協の可能性、というアラブ地域出身のユダヤ人としての特殊な観点からなされている点で注目に値する。シトリトは、イスラエル側が譲れない事で閣内合意のある〈主権・アリヤー<sup>(41)</sup>・エルサレム〉に関する三原則と共に、11月29日決議の国境線の修正が必要である事の「理由」をも、他の閣僚と共有していた。その「理由」についての閣内のコンセンサスを彼は次の様に表現している。

我々は11月29日国連総会決議に従って行動した。我々は我々自身をイスラエル国政府であると宣言し、ここにいる我々は暫定政府であると言った。この暫定性が、我々は11月29日決議に立脚しているという意図を際立たせている。前述の決議によると、国連の遂行委員会が決議を遂行せねばならなかったのだが、遂行しなかった。我々が国連総会決議を遂行したのだ。本件は終わらせる必要があり、我々に要求を持って来てはならない。なぜなら我々は国連総会決議に含まれている諸地域に対してのみ国家を

宣言したのだが、[アラブ諸国が]我々に対して宣戦した時に、我々は戦って前述の決議の領域外にある場所 [複数形] を征服したからである [4: 104]。[中略]

我々には11月29日決議から逸脱する事は禁じられており、我々はこう主張せねばならない。我々が国境線の諸修正を要求するなら、これは我々がこれらの地域を我々の力によって獲得したからなのだ。イギリスの様な大国は我々に対峙し、同国はアラブ諸国を武装させた。そしてもし我々がこうした全てにもかかわらず攻撃に対抗したとすると、我々は土台として11月29日決議に依拠する権利を、また国連総会決議が遂行されなかった後では、戦争における我々の勝利の結果として国境線の諸修正に依拠する権利を持つのである [4: 105] <sup>(42)</sup>。

この様な前提に基づいてシトリトは、西ガリラヤやネゲヴ等の領土問題については、「自分達の領域内にいるユダヤ人に対するアラブ諸国の好意を私はいまだに信じたくない」[4: 106]と述べる程に強いアラブへの不信感から、「我々の諸地域の最小限の連続性」[4: 106]に留意すべきであると主張した。シトリトは、西ガリラヤについてはアラブの村々があり「大規模な入植の可能性があるかどうかは疑わしい」[4: 106]とする一方、水の問題さえ解決できれば「入植の多大な可能性」[4: 106]があり石油の展望もあるネゲヴについては、ベングリオン（6月16日閣議）やツィスリングと同様、「北部であれ南部であれ」[放棄してはならない] [4: 106]と述べる。彼は「西ガリラヤへの我々の道における大きな障害であった」[4: 106]アッコやエツィオン・ブロックの例を引きつつ、西ガリラヤやネゲヴを獲得する際にはその領域のユダヤ人共同体がアラブに包囲されて孤立しないよう、その領域に向かう道や途中の領域の連続性を確保すべきであると強調した。この様な領土的連続性の観点からシトリトは、ヤッフォとそれへの道がユダヤ人国家外におかれた場合の危険性を指摘

し、ヤッフォは「ユダヤ人国家に編入」[4:106]されるべきであるとした。また彼は国際的エルサレムを支持したが、これについても「それへの安全なアクセス」[4:107]を保証すべきであると論じたのである。

シトリトのアラブへの不信と彼らとの分離への欲求は、アラブの帰還や住民交換についての彼の議論にも表れている。アラブの帰還について彼は「戦争が続く限りアラブの帰還の問題はな」い [4:107] という6月16日閣議で確認された立場を繰り返したが、注目されるのはアラブの方にも帰りたいという気はない、と彼が両民族の分離傾向をも指摘している事である。「アラブもこの地へ帰りたいとは全く思わないだろう、と思われる。なぜならここ30年間に彼らは、問題があった全ての場合において、我々が[それらの]問題を駆逐し、この地で我々自身を強化もした事を知ったと確信したからだ。恐らく彼らのうちの誰かは、ここでの自分の仕事をたたむだけの為に来て立ち去りたい事だろう」[4:107]。

アラブの方にも分離欲求があるという前提、またそれに加えてユダヤ人の土地であるエツィオン・ブロックへのユダヤ人の帰還をアラブが許さないでいるという事へのある種の報復感情が、シトリトの中で住民交換を正当化する論理につながっている様に見える [4:107 三段落目]。しかしローゼンブルートと同様に、シトリトはあくまでも外部勢力が住民交換を提案してくれる事を期待した。「バルナドット伯か国連が住民交換を提案するように我々が事を運べるとしたら——これはアラブにとって祝福になるだろうし、我々もこれに安堵するだろう。11行ほど削除」[4:107]。この様に、住民交換が自国のイニシャチヴで行うに値する正当性を持ち得ない事にシトリトも自覚的であったが、彼は次の閣議(7月4日)でも住民交換にこだわり続ける事になる。

シトリトが他の閣僚と比べて特異なのは、地域レベルでのアラブとの現実的妥協の可能性を排除していなかった事である。ただ彼は、アラブの間で妥協的な動きが見られる様になったのは「我々の勝利のお蔭」[4:105]であると冷静



に見てもいた。シトリトが報告する、彼とハキームやアルイーサーとの非公式会談は、ユダヤ人とは交渉しないというアラブ連盟の立場にもかかわらずキリスト教徒アラブの指導者たちが、一定の条件下でイスラエル国家とアリヤーを認めるのと引き換えに、アラブ（主にキリスト教徒）の帰還をイスラエル側に認めてもらおうとハイファ周辺でイスラエル当局者と接触を試みていたローカルな構図を浮き彫りにする。報告からはハキームが、キリスト教徒アラブの帰還を追求しようとしていた事や、国名がユダヤ的でない・アラブ人とユダヤ人が数と権利に於て平等である・アリヤーにユダヤ人移住の性格が与えられないという条件が満たされれば「アラブ・ユダヤ共同国家」を認める用意があると述べるなど<sup>(43)</sup>、妥協的な態度を示していた事が窺われる。しかしシトリトはハキームに「アラブ・ユダヤ共同国家」が「将来にわたっての諸問題を秘めている」[4：105]と伝え、「戦争が続く限りアラブの帰還の問題はな」い[4：107]とハキーム及びアルイーサーに言明するなど共存の困難さを冷徹に見据えていた事が窺われ、アラブ側にそもそも帰還の意志があるのかについて冷めた観察をしていた事も前述の通りである<sup>(44)</sup>。

宗教政党出身官僚であるレヴィンとシャピラは、アラブが自分達を破壊しようとしているという「懸念と恐怖」（シャピラ [4：112]）から、交渉打ち切りを避けて和平を追求する事を主張した点で共通していた。彼らの恐怖感と妥協の背景には、レヴィンが言及するホロコースト関連の記憶がある一方、ディアスポラやゴイーム（異教徒）から受ける苦しみを神から与えられた運命として受動的に捉えてきたユダヤ教正統派の伝統的な精神も垣間見える。レヴィンは「エルサレムなきイスラエル国家は心臓なき体の様なもの」で「我々にとってエルサレム全体が必要であり、我々にとってネゲヴ全体が必要であり、我々にとってガリラヤも必要である」[4：109]と最大限主義的な領土要求を口にし、エルサレムをイスラエル国家から切り離す事やアリヤー制限には決して同意できないとする一方、この問題には「戦略的側面」[4：109]もあるため、停戦に

至る事ができるよう、「交渉打ち切りをもたらさない様な形で回答全体を起草せねばなら」ない [4: 109] とも述べる。レヴィンは、ベングリオンが停戦がなければならないと判断しているならそれ以外の結論はあり得ないとし、シェルトクの語った「新たな諸条件」 [4: 110] (停戦継続の場合のアリヤー関連の問題を提起し、改善を求める事などを指す。4: 85 ~ 86 参照) が停戦を壊さないかと懸念した。同種の懸念はやや後に発言するカプランにも共有されていたが、シェルトクはそれらの諸条件は必須条件ではなく、変化を促す圧力であると説明している。

シャピラはシェルトクが語った主権・アリヤー・エルサレムに関する三原則を受け入れるとし、ツイスリングらの路線をとると停戦は継続できなくなるため、停戦延長に到達できるよう、三原則のほかはガリラヤとネゲヴの領域交換も含めて交渉に委ねる事を提言した。「領域交換、これこそは交渉の問題なのである。……もし領域交換によって我々が平和に到達できるなら、私は勝利の疑わしい戦争に到達するよりも、こちらの方を好む」 [4: 114]。すなわちシャピラは「一定の放棄による平和」 [4: 113] を主張したのであるが、エルサレムに関しても「何かを放棄する方向に傾いているという印象をベルナドットに与えねばならない」 [4: 113] と述べていた点は注目されよう。すなわちシャピラは、ベルナドットやイギリスがエルサレムについて「11月29日決議 [エルサレムの国際化案] に戻る用意があるだろう」 [4: 114] と予想して国際化の方向性も否定しないなど、特にユダヤ教正統派にとってはその完全な保持が死活問題であるエルサレムについてさえ「一定の放棄」の可能性を視野に入れていたのである。

ベントヴは、停戦は望ましいが過信してはならず戦争再開にも備えねばならないとしつつ、ベングリオンの「力による制圧」論には留保を付した。政治的努力的な重要性を強調した点で、彼の議論は自党の同僚ツイスリングより穏健であった。

私は、力が大変重要な要因であるというベングリオン氏 [の意見] に同意するが、これが唯一の要素ではない。それは唯一の要素ではあり得ない。(ベングリオン これこそが唯一の要因だとは私も考えていない。) [4: 110]

放棄する事が不可能な特定の国境線がある。これと共に、全ての勝利には代償がある事を忘れてはならない。政治、これも武器であり、反対を強めたり引き起こしたりするのではなく、逆に——ややそらず政治的プログラムは何百万もの弾丸に匹敵する。〔後略〕 [4: 111]

その上でベントヴは「いかにしてこれらの提案が斥けられ、かつ停戦が存在する状態に持って行くか」[4: 111] という戦略的問題があると指摘する。彼はベルナドット提案を斥けるとする点ではツイスリングと同意見であった。しかし他方でベントヴが「安保理が我々に課すであろう停戦よりも、ベルナドットの現在の形での停戦の方が我々にとって良い」[4: 117] と述べ、またベルナドットへの回答は「一定の変更を加えた11月29日計画」[4: 112] を前提とすべきであると提案している事からも窺われる様に、ベントヴがベルナドット提案に対して、ツイスリングの様な絶対的拒否ではなく、条件付きで交渉の余地を残す柔軟性を示していた事に注意したい。その条件とは、ア) 連邦に関しては、それぞれの国が国連加盟国である事と、アブドゥッラーが外国列強との全ての条約を放棄する事が条件であり、我々は英軍基地の清算を提案する、イ) 連邦評議会は三人のユダヤ人と三人のアラブ人の構成（外部からの参加者はなし）とする、ウ) 西ガリラヤの一部は必要である一方、南ネゲヴは合意の結果放棄する事もあり得る、という三点に概括される。ア) とイ) は反帝国主義というマパム全般の方向性に由来し、ツイスリングの見解とも共通するが、ツイスリングと見解を異にするのはウ) である。ツイスリングがネゲヴと西ガリラヤ両方の領有、特にネゲヴの死守を主張したのに対し、ベントヴはネゲヴを交

換（放棄）する理由は見当たらないとする一方、南ネゲヴは放棄してよいとも示唆しており、実質的に西ガリラヤと南ネゲヴの交換を支持している様に見えるからである。

他方、カプランの「私も平和の道によって解決に至る事を切望しているが、ベルナドット提案はこの希望を非常に小さくした。我々はさんざん欺かれてきたが、これはそれらの〔欺瞞の〕一つである」〔4：115〕という発言は、ベルナドット提案が穏健派にさえ「失望と苦々しさ」〔4：115〕を感じさせた事を示していた。カプランがかくまで感情を害した原因は、ベルナドット提案が「あたかも我々が敗北を喫して、どんな条件でも平和を受諾せねばならないかの様」〔4：115〕な提案であった事、つまり主権国家としてのイスラエルの誇りを傷つける内容を持っていた事にあった。一方カプランは、シェルトクがあまりにも論理的にベルナドット提案に反論してしまうと停戦が成り立たなくなるのではないかとの懸念も示している。シェルトクの交渉の仕方については「国連決議が紙切れにすぎず何にも値しない」〔4：116〕（つまり三原則を除いて全てが交渉に開かれている）という印象を与える発言をシェルトクがしないよう、注意深さが必要であるとも述べる。これは、未決の諸問題についてのシェルトクの公的な発言がベルナドットによる未決の諸問題の提示を容易にしたというツイスリングの懸念〔4：103〕とも共通していた。カプランは他方で「際限ない停戦」〔4：116〕は軍の維持という財政面から不可能である、という蔵相としての見解も示す。

閣内きっての穏健派であるカプランは、主権国家としてのイスラエルの正当な権利（他国に支配されない権利）と尊厳を慎重に守る一方、近隣諸国の正当な権利とその諸国との相互性に配慮する良識的判断に基づいて、ベルナドットの介入如何にかかわらずハイファの自由港化や領域交換に自主的に（「ベルナドットがこの事を要求しているからではなく」〔4：116〕）賛成した。彼は近隣諸国との「連合や、多くの協力」〔4：116〕の用意があると言明したが、アブ

ドゥッラーの背後にあるイギリスの「非常に厳しい監視」[4:116] がイスラエルの主権を侵害する可能性を懸念し、「連邦に関しては非常に多くの注意が必要」[4:116] であるとした。ハイファについては「我々がトランスヨルダンの為、そしてイラクとイランの為にさえも、自由地帯を設ける事に私は賛成」[4:116] であるが、「ハイファ港の治外法権」[4:116] は要注意であるとする。以上のように対トランスヨルダン関係とハイファについてカプランは、一定の留保を付しながらもベルンシュタインやローゼンブルートと共通する善隣友好的な見解を表明している。彼は領土については、戦略的理由や農業開発の観点から「領域の連続性」[4:116] 及びレバノンとの国境線を重視すると述べて西ガリラヤの重視を示唆し、南ネゲヴとの（「或いは他のいかなる形であれ」[4:116]）領域交換はアラブとの交渉上必須であるとして、これに賛成するのである。

(vi) 7月2日シェルトク案——11月29日決議への言及——

最後にシェルトクは、先刻グリェンバウムが自らの国際的エルサレムの主張に異議を唱えた事に対し、自分も「ユダヤ人エルサレムの概念を支持する用意がある」[4:117] と述べ、その理由を、ユダヤ人エルサレムを主張する事によってのみ「国際的エルサレムに到達するのが可能」[4:117] だからであると説明する。それは、ベルナドットには実際よりも強硬な立場を示しておいて初めて実際の目標が達成できる、という外交戦略であった。

続いてシェルトクが提案したベルナドットへの回答内容は、A) 主権とアリエーに対する制限、並びにアラブにエルサレムを引き渡す事の完全な否定、B) 11月29日決議に立脚しつつ、アラブ側から侵攻してきたという経緯とイスラエル側の勝利を考慮し、同決議の諸修正を求める、C) ベルナドット提案には11月29日決議にあった経済連合がないので、パートナーが変わるならそのパートナー（トランスヨルダン）との交渉がなくてはならない、という三点を骨子とするものであった。このうちA) は閣内合意の再確認にすぎなかった。しか

しB)は論争性のある項目であり、11月29日決議の修正を求める事については閣内合意があったが、同決議に「立脚する」か否かをめぐっては7月2日閣議でも意見対立が表面化していた。恐らくこの様な論争性がある事を意識した為に、ベングリオンは6月30日文書でこの点についての言及を避けたのだと思われるが、7月4日閣議でシェルトクが提示する回答案(7月4日シェルトク案、後述)では、B)の内容は他の項目と共に引き継がれている。自らも11月29日決議を尊重しようとしていたシェルトクは、同決議を白紙にしてしまうのではないかというツイスリングやカプランの懸念をよく理解していた。そうであるからこそ彼らの懸念を、「立脚」という文言を含んだB)によって払拭しようとしたのではないか。

### ③ 7月4日閣議

ベルナドット提案に対する暫定政府回答についての票決が行われたが、それに先立ち、閣僚たちが各自の回答案を披瀝した。

#### (i) 7月4日シェルトク案

ローゼンブルートとベルンシュタインによって全面的に支持される事になる7月4日シェルトク案は、「一つ一つの条項に正確にこだわる事なく」[4:121]譲れない原則は堅持し、文面でベルナドット「提案の決定的な却下」[4:121]はしないという方針のもと、7月2日シェルトク案の三点の骨子を以下の様により詳しくし、更に一点(便宜上Dとする)を付加したものであった。

- A) 主権・アリヤーへの制限とエルサレムにおけるアラブ支配に同意しない、という原則を立てる。エルサレムに関しては「彼が提案したものを提案した事によって彼が何をしたか」[4:121]を口頭で説明する。
- B) 「我々にとって土台は11月29日決議であり、我々が11月29日に受け取ったものについては我々の側からのいかなる放棄もあり得ない」[4:121]と言う。しかし現況に照らして我々が主張せねばならない諸事項があるため、この段階では我々の立場を固定せずに「11月29日の土台を守

り、かつ我々にとって望ましい諸修正の前に門を閉ざさない」[4：121] 様にする。

- C) 我々は経済連合のパートナーがパレスチナ・アラブ人であるという前提に基づいて11月29日決議の「経済連合に同意した」ため、ベルナドット提案によってパートナーがトランスヨルダンに変更されたと解される以上、同決議の経済連合についてはもはや義務を負わず、それは我々とトランスヨルダンの「自由な交渉の問題」となる。近隣諸国との経済協力には賛成するが、自由港の類は主権を侵すため考慮されない。「交渉の道筋の中で、近隣国に対して、一定の権利、港における自由地帯を与える用意はある」[4：121]<sup>(45)</sup>。

- D) 「我々にはアラブとの直接交渉の用意がある」と「我々の側から」[4：122] ベルナドットに提案する。

すなわち7月4日シェルトク案は、譲れぬ三原則のみを主張し、残りの事項については実質的に交渉の余地を残すものであった。B) は、11月29日決議のイスラエルに有利な修正は歓迎しながらも同決議で得たものを白紙に戻す事を恐れる前回閣議の空気を考慮したものと見られる。既に得た領土を自分達の側から進んで放棄する事は絶対がないという言明で、最大限の領土を求める行動派の論理に配慮した。C) はイスラエルの主権を侵す危険のある措置をアプリアリに認める事は拒否しつつも、近隣国の権利については交渉の過程で認める可能性があるという含みを持たせる。D) はこの日の閣議で異論が出た点である（後述）。

## (ii) ベングリオン案

ベングリオン案は6月30日文書で彼が提示した方針の中から、ベルナドットに直接回答すべき最小限の事項と彼が見なす四点を厳選したシンプルなものであった。

- ア) ベルナドットが11月29日決議とこの地における現実を無視している事

について遺憾の意を表明する。

イ) エルサレムをアラブに与えるという考え方に抗議する。簡潔に理由（エルサレムはヘブライ都市であり「エレッツ・イスラエルの心臓」[4:122]である）と、エルサレムへの外国の介入について我々は話し合わない、という事も説明する。

ウ) 我々の主権へのいかなる介入についても話し合わない。

エ) 11月29日決議以下の事については話し合わず、「現実には照らしての諸変更」についてのみ話し合う（回答が文書である場合には詳細には立ち入らない）。

以下解説する。まず上記ベングリオン案と彼の6月30日文書との異同についてであるが、ア)とエ)における11月29日決議への言及が、言及が全くない同文書と最も異なる。イ)のエルサレムへの言及は6月30日文書より詳細であり、「エルサレムへの外国の介入」の拒否も言及されている。またこのベングリオン案では、6月30日文書の第8項（アラブとの直接会合の用意があると表明する）が脱落している。

次にベングリオン案と7月4日シェルトク案の異同についてである。まず両案は主権・アリヤー・エルサレムに関する閣内合意を踏まえ、かつ11月29日決議を前提としているという大枠で共通しており、少なくとも印象としてはカプランが言う様に[4:126]大きな違いは認められない。しかしベングリオンとシェルトクのこれまでの見解をも加味・総合して両案を分析的に見ると、領土と対アラブ関係をめぐる以下の点における相違が、言葉の選び方に微妙に露出している。

第一の相違は11月29日決議への言及の仕方である。ベングリオン案では、7月2日・4日のシェルトク案にある、同決議に立脚する（7月2日シェルトク案）とか、同決議が土台である（7月4日シェルトク案）という表現が欠落しているが、その「欠落」は単に言葉の選択や偶然性の問題ではなく、同決議に



立脚するかしないかというシェルトクとの建国以来の根本的な論争を意識するベングリオンが「11月29日決議は死んでいる」（7月4日 [4:135]）<sup>(46)</sup>故にイスラエルはそれに縛られないという強烈な持論を匂わせた、「意識的欠落」であったのではないと思われる。

第二の相違はエルサレムへの言及の仕方である。エルサレムをアラブに与える事に抗議する点では同じであるが、ベングリオン案では更に踏み込んで、理由と共に「エルサレムへの外国の介入」の拒否にも言及している。これは前回7月2日閣議の文脈を踏まえると、同閣議でシェルトクが改めて表明していた国際的エルサレム案への牽制として響く。

第三の相違は経済連合への言及の有無である。シェルトクがトランスヨルダンとの「自由な交渉」により、11月29日決議で想定されたのとは違った形で連合を構築する可能性を否定していないのに対し、ベングリオンは連合にも経済協力にも言及していない。これは、アラブが強硬である限りアラブとの連合を実現する望みは今はない [4:91]（7月2日）というベングリオンの基本的な現状認識から説明されよう。

分析的に見た場合に認められる両案のこれらの相違は、後にベングリオンとシェルトクの深刻な政策的亀裂として表面化するが、この時に争点化しなかった理由としては次の二点が挙げられよう。第一に、両案には文言上目立つ相違がなかった事である。最大限の領土を求める行動派の論理に配慮した結果、7月4日シェルトク案は7月2日シェルトク案に比べてベングリオン案に文言上近づき、またベングリオンが、シェルトクと従来から意見を異にしている〈11月29日決議への立脚〉と〈アラブとの連合〉への言及を欠落させた故に<sup>(47)</sup>、両案は見た目は殆ど変わらぬ印象を与えたのであった。第二に、ベングリオンもシェルトクも他の閣僚も、ベルナドット案がイスラエルの主権や領土の削減を意図しているという危機感で一致し、それを阻止するという当面の対処で手一杯であった事である<sup>(48)</sup>。従ってベングリオンが軍事力による領土拡張を、

シェルトクが領域交換等の外交による妥協を究極的に想定していても、その様な方法論や理念の相違にまで閣議で議論を拡大する余裕はなかった。連立する他党の代表の前での論争を避けた面がある事も否定できないであろう。

### (iii) グリュンバウム・ツイスリング案

グリュンバウムはベングリオン案を「理にかなったもの」[4:122]として支持した。彼はベルナドット提案が11月29日決議と矛盾しこの地の現状やエルサレムにも留意していないと指摘する事と、残りの条項を鋭く批判する事を提案し、あくまでも仲介者であるベルナドットの方から提案せねばならないと強調した[4:122,127]。

ツイスリングも実質的にベングリオン案を支持する。彼は文書での回答の中で、ベングリオン案の「ア」と「イ」の指摘を行う事に加えて、ベルナドット提案が「イスラエルに不可欠な領域を侵害したこと」[4:125]と、「独立していない強力な要因であるアブドゥッラー」[4:125]をイスラエルのパートナーとした事をも指摘する事を要求した。ツイスリングはこちらから提案しないという点でグリュンバウムに「完全に同意」[4:125]し、アラブとの交渉の用意があると述べる事には反対した。アラブとの交渉の用意があると述べてしまうと、仲介の否定、又はアラブへの交渉の要請と解釈されかねないからである。当初「我々がアラブと直接話す用意があると語る事に賛成」[4:127]であったグリュンバウムも、ツイスリングのこの意見を聞いてためらいが生じたとし、「我々とアラブの間の『仲介』という事全体について我々は疑念を持っている」[4:127]と言う方がよいと述べている。その方がアラブに屈していると見られなくて済むと考えたのであろう。

### (iv) ローゼンブルート案

ローゼンブルートは自らの案はシェルトク案と矛盾しないとしつつ、「問題の領域を少々広げ、将来に向けての方針を描こうとする」[4:123]立場から、エルサレムへの支配権をアラブに与えない・独立・イスラエル国家のみの監督

下でのアリヤー、の三点について交渉で粘る事をシュルトクに課し、国境線の修正等の残りの問題については交渉の余地を残す、という柔軟な案を提示した。

しかしグリェンバウムは、ローゼンブルート案は「我々の側からの11月29日決議の放棄」[4:126]であり、11月29日決議の「土台は国境線問題ではなく、根本的に国家の主権性（スヴェレニユート，sovereigntyに該当）」[4:126]であるにもかかわらず、ローゼンブルート案にはこの土台が欠けていると批判した。この批判は、ローゼンブルート案が11月29日決議に触れず、「主権」（リボヌート）の代わりに「独立」（アツマウート）という用語を使った事に向けられていたと考えられる。ローゼンブルートが反論している事から、彼としては「主権」を放棄するという意図はなく、アツマウートと、sovereigntyまたはリボヌートの語を厳密に区別していなかっただけであると思われる。ところがグリェンバウムはアツマウートと言っただけではsovereigntyを意味しないと解釈したため、不満であった。グリェンバウムにとっては、「独立」から一歩進んで何者にも介入されず国家が思うままに振る舞うこと、つまり彼が7月2日閣議で主張した様に「戦争と我々の勝利に基づく、我々の側からの国境線の修正」[4:96]を行う事こそが「主権」であったため、ローゼンブルートが国境線修正を交渉に委ねるとした点を、主権の「土台」が「欠けている」と断じたのである。ローゼンブルートは批判を受けて「誤解を防ぐ為に——私は『独立』の代わりに『主権』と語る用意がある」[4:127]と譲歩した。結局、評議会に提示される政府回答の起草方針として、「エルサレムを放棄しない、主権、アリヤーに対する支配」というローゼンブルート案の基本的な三点が可決されたが、ローゼンブルート案の二点目の「独立」（アツマウート）だけが、可決された文言では「主権」（リボヌート）に置き換わっている。国境線画定の主導権は国際社会ではなく自国が握るのであって交渉に委ねるのではない、という主権（リボヌート）観が7月2日閣議に続いて浮上した場面であった。

(v) ベルンシュタイン案

ベルンシュタインは意見の違いがない三原則以外の諸条項についても「否定的に回答する必要がある」[4:124]とし、ベルナドットが提案している「トランスヨルダンとの取り決め」は、「ユダヤ人とエレッ・イスラエルのアラブ人住民の間でこの地を分けねばならず、トランスヨルダンのアラブ人たちにそれを与えてはならないという前提に基づいて画定された」11月29日決議の国境線と、「同じ前提に基づいて」構想された経済連合の「土台を根本から変え、完全に新しい状況をつくり出している」[4:124]ため、「国境線問題に対する完全に異なるアプローチ」[4:124]すなわち11月29日決議の国境線の修正が必要であるとした。他方で「経済的取り決め」については「トランスヨルダン及び他の全ての近隣国と交渉を行う用意がある」[4:124]と述べて、7月2日閣議に引き続き柔軟な態度を示した。

(vi) シャピラ・レヴィン案

シャピラは放棄できない三原則のみを主張して残りの事項については交渉の余地を残すべきであるとし、同趣旨のシェルトク・ローゼンブルート案を支持した。一方、シャピラはベングリオン案のA)を回答に入れる事には反対し、その理由を、「11月29日決議で画定された国境線に関する問題を我々は持っているのであり、ある領域の交換が我々にとって有利である事もあり得る」[4:123]のに、決議から動いてはならないと言ってしまうと自由な交渉の余地がなくなるからである、と説明した。つまりシャピラによれば「11月29日の土台に立脚する事によって我々は交渉の前に扉を閉ざしてはならない」(下線引用者)[4:123]のであった。この指摘は、ベングリオン案A)のリスクに向けられたものであったが、11月29日決議に立脚しつつ自国に有利な修正を求めるといふシェルトク案にも当てはまる本質的な指摘であった事に注意したい。実際に、暫定政府回答に対する7月6日付ベルナドット回答の第6項は、暫定政府が11月29日決議に立脚しているとしながら同決議の修正を求めている事の

矛盾を指摘している。

レヴィンは「アリヤー問題と非アラブ的エルサレム」[4:124]については妥協せず、残りの問題については交渉を打ち切らぬよう提案した。これはシェルトク・ローゼンブルート・シャピラ案と類似するが、アグダト・イスラエル<sup>(49)</sup>のメンバーである彼の議論においては三原則のうち国家主権の原則が欠落していた。

#### (vii) ベントヴ案

ベントヴは二条件を付けてベングリオン案を支持した。「交換に基づくいかなる領土の変更も考慮に入らない事が明確であること」[4:123]と、ア)の言及に加えてトランスヨルダンとの経済連合の阻害要因の一つが同国が独立国ではなくイギリスの影響下にある事だと前もって言うこと、の二条件である。後者の条件は同日閣議の後半に於て否決される事になる（(x)で後述）。

#### (viii) シトリト案

シトリトは11月29日決議からの逸脱に強く反対し、その理由を、同決議が「イスラエル国家を樹立する我々の権利への承認を我々に与えた土台」[4:124]だからであるとした。彼は、交渉はユダヤ人とエレッツ・イスラエルのアラブ人住民の間でのみというベルンシュタインの意見を支持し、「我々と近隣諸国のアラブの間の話し合いはない——我々にとって彼らは侵略者の範疇に入る」[4:125]と述べてアラブ諸国への拒絶感を示した。彼は「ヘブライ人エルサレムでなければ——国際的エルサレムか分割されたエルサレム」[4:125]に賛成する。領域交換については、ユダヤ人国家内のアラブの飛び地がユダヤ人にとっての恒常的な障害物となる事への懸念から、「他の領域を放棄する事は恐らく可能だが」[4:125]ヤッフォは放棄できないとした。シトリトは「大きな少数派から我々を解放し、東方諸国からユダヤ人を〔イスラエルに〕移住させる可能性をも我々に与える」[4:125]方策として住民交換を執拗に提起したが、東方系ユダヤ人の運命と結び付けた住民交換のこの様な正当化は、1930年

代後半のシオニストの議論との連続性を感じさせるものであった<sup>(50)</sup>。

(ix) カプラン案

カプランは回答をベルナドットに渡す前に国家評議会を開催するというツイスリングの提案に賛成した上で、文書での回答ならベングリオン案（シェルトク案との間に大きな違いはないと付言する）に傾いているとし、口頭での交渉では、ベングリオン案にない残りの諸条項にも触れる事が不可欠であるとした。

(x) ベルナドット提案への回答（文書）の仕方に関する閣議決定と意見陳述

翌日の7月5日に国家評議会（非公開セッション）を開催するというツイスリング案が可決され、ローゼンブルート案の三原則を盛り込んだ暫定政府回答案を評議会に提示するという閣議決定がなされた。その後ベングリオンの提案で、「意見の違いがあった」「原則的な問題」[4:127]について票決を行った。以下、主要な争点（太字）と票決結果（下線部）を簡潔に提示するが、<争点4>のみは回答内容自体には直接関係なく、国家評議会に関する「技術的な問題」[4:140]である<sup>(51)</sup>。

<争点1>回答において領土の変更の問題をいかに扱うか

<争点1A><sup>(52)</sup> (甲) 全く言及しない、(乙) いかなる変更の用意もないと語る（ベントヴ案）、(丙) 未決のままにする、の三案があったが、甲案が7:3で可決された。

<争点1B> 領域交換について、(甲) 「今のところ何も決めない」すなわち「新たな指示を受けるまで我々の代表たちはこの件についていかなる話し合いにも入る権限を持たない」、(乙) 「扉を開けたままにする」（シャピラ案）、(丙) 「話し合いの余地はないという解釈を固定する」[4:130]（ツイスリング・グリュンバウム案）の三案があったが、いずれも賛否半々で可決できなかったため、ベングリオンは、三案とも可決に至らなかった事が意味するところは次の様であると総括した。「我々の代表は領土的諸変更について話し

合ういかなる権限も持たない。しかしこれは彼の前に道を閉ざすのではなく、もし提案が現れれば——それを政府内での話し合いの為に持ち込まねばならない」[4:131]。

#### 〈争点2〉回答において11月29日決議をいかに扱うか

〈争点2A〉ベングリオンが、「11月29日決議から我々は動かないと仲介者に通告する」というシトリト案（ベングリオンの表現 [4:128]）の可否を提起した。これを受けて、グリェンバウムはベングリオン案のA)を支持し、シェルトクは同決議に「立脚していると言う [通告する]」[4:128] という自案を再提示し、カプランは「11月29日決議を土台として受け入れ、現実

に照らして諸修正を要求する事」[4:128]を提案したが、多数派により「我々が11月29日の土台に立脚している事を回答の中で通告しない」[4:128]との閣議決定がなされた。外見上は、ベングリオンがやや不自然にシトリト案の可否を提起してそれが否決された形になっているが、実質的にはシェルトク案の中で最も重要な、11月29日決議を土台であると明言するという項目B)を、ベングリオンが「シトリト案」と銘打つ事によってシェルトクとの直接対決の印象を避けながら、票決でさりげなく葬ったと見る事もできる。ベルナドットを非難する「論法」（ベングリオン [4:128]）として同決議に言及する分には問題ないが、同決議に対する自分達の積極的コミットメントを公言するのは避けねばならないというのがベングリオンの立場であった。その様な公言が、イスラエルに有利な国境線変更の足枷となり得る「危険性」を、ベングリオンは鋭く認識していたからである。

〈争点2B〉「11月29日決議は妥協及び最小限として我々によって受諾されたのであり、現実には [決議の内容の] 諸修正の必要がある事を証明した」[4:128]と通告するか否か（修正は有利な修正を意味し、領域交換も含む）が問われ、「11月29日決議は我々が最小限として受け入れた妥協だったのであり、現実に照らして我々にとって有利な諸修正が必要とされる」[4:129]

と通告する事が決定された。

<争点2C>「仲介者に対して、彼が国連決議から完全に目をそらしており、この地の軍事的現実から目をそらしていると通告する」[4:131]（ベングリオン案）か否か、及び「彼〔ベルナドット〕が強力かつ独立していない要因〔アブドゥッラー〕との連合を我々に提案している」[4:131]と指摘する（ベントヴ案）か否かが問われ、ベングリオン案は可決（ベルナドットが11月29日決議と、この地における現実から目をそらしていると回答の中で通告する）、ベントヴ案は否決（強力ではあるが独立していないトランスヨルダンとの連合をベルナドットが提案している事は回答の中で指摘しない）された。

<争点3>回答において住民交換を提起するか否か

住民交換を提起したシトリトは、住民交換について今は決定せずベルナドットの前には持ち込まないという提案がある、とベングリオンに言われ、取り下げた。

<争点4>国家評議会について

<争点4A>翌日の国家評議会の非公開セッションに記者を参加させるか否かについては、参加させるとの閣議決定がなされた。

<争点4B>グリェンバウムにより、閣僚は評議会で政府決定に反する私見を自由に表明してもよいかという問題が提起された。ベングリオンとカプランは政府の統一的立場を優先させる姿勢を示したが、「政府が決定を採択できなかった諸問題」[4:142]<sup>(53)</sup>については私見の表明を許すべきであるというツイスリングとベルンシュタインの意見があったため、ベングリオンは問題の性質によって私見の表明を許すか否かを決めるという解決案を示した。具体的には、停戦については政府の統一見解を維持してグリェンバウムに反対論の表明はさせない、これに対して閣内の意見が半々に分かれた領土問題（エルサレムや領域交換）については閣僚は私見を表明できる、という



建国期のイスラエル内閣閣議議事録 史料紹介と予備的考察（四）〈後篇〉

ものである。しかし、停戦についてグリーンバウムにいかなる形においても私見表明を禁じるか否かをめぐっては意見が分かれたため、閣議では結局、「停戦について閣僚が私見を表明できるか否かについては決定せず、この件について政府と論争しないようグリーンバウムに要請する」というツイスリング案が採択された。エルサレムについては閣僚に私見表明を許し、国境線問題についてはシェルトクが口火を切る事が決定された。

#### (xi) ベルナドットとの交渉（口頭）で予想される質問への回答に関する閣議決定と意見陳述

文書での回答方針が定まった後、口頭での交渉でベルナドットから質問が出そうな5項目（太字）についての回答をシェルトクが提案し、他の閣僚も意見を述べた。以下、項目ごとに主な意見と結論（下線部）を簡潔に掲げる。

##### <想定質問 A> 近隣国とのいかなる経済連合の概念をも否定するのか否か

シェルトクは、ベルナドット提案にある連合は11月29日決議の「経済連合」とは別物であると答えるべきである、としたが、交渉の結果「二つの政府間の恒久的な提携」[4:133]につながる可能性は否定しないとした。ベングリオンは経済連合以上の「政治連合の用意がある」[4:134]とまで述べるが<sup>(54)</sup>、あくまでも「合意の為の諸条件を決める独立国家として」であり、「我々に課される」[4:134]いかなる連合にも反対するとした。イスラエルの主権国家としての自立性を前提とするこれらの意見に異論は出なかったため、ベングリオンは基本的な意見の相違はないとして票決を見送り、ベルナドット提案で提案されている連合は斥ける [4:139]と結論づけた。

##### <想定質問 B> ヤッフオの将来について語るべき事があるか否か

シェルトクは和平交渉で話し合うべき問題としてヤッフオの件を未決のままにする事を主張し、シャピラとレヴィンがこれに同調した。ベングリオンはヤッフオのイスラエルへの編入を主張し、シトリトとベルンシュタインがこれに同調した。意見が二分したため、閣議決定はなされなかった。

＜想定質問 C＞アラブの帰還問題について語るべき事があるか否か

シェルトクは和平合意に達する時にこの問題について語るべきである、と回答する事を提案した。戦争中はアラブの帰還は考慮されないという6月16日閣議の了解事項にベングリオンも含めて異存はなく、閣議決定はなされなかった。

＜想定質問 D＞いまだに国際的エルサレムに同意しているか

シェルトクは国際的エルサレムについて肯定的に回答する事を提案し、シャピラも同調した。国際的エルサレムについてこの時に否定的な発言をしたのはベングリオン、グリェンバウム [4: 139]、ベルンシュタインであった。閣内の意見が分かれたため、国際的エルサレムについては採決を見送る、との閣議決定がなされた [4: 140]。つまりエルサレムについては意見の違いがある事を確認するととどめて無理に見解を統一せず、従ってベルナドットに対しても国際的エルサレムへの同意如何は答えないというコンセンサスが成立したのである。

＜想定質問 E＞現在の諸条件の下で停戦を継続する用意があるか

シェルトクは「停戦の延長には同意するがアリヤーの諸事項については変更を要求する」[4: 131]と回答する事を提案した上で、それにもかかわらずアリヤーの諸問題の修正を停戦の条件にはしない、という旨を述べ、ベングリオンも全面的に同意した。これに対してグリェンバウムは、監視と検問においてアラブとの間に完全な平等がないなら、またその点で改善されなければ停戦に反対する、という意見であった [4: 135]。他の閣僚も発言したが、結局アリヤーの条件の修正を要求する点では意見の相違がなかったため、アリヤーの条件を含めて諸条件が修正できない場合でも停戦継続に同意するか、という問題について採決した。6:4と意見は二分されたが、ベルナドットへの修正の要求が受け入れられなくても4～6週間の停戦継続に同意する、という閣議決定がなされた。

(3) アラブ帰還に関わる諸問題

① アリヤー推進と農業入植

6月30日閣議ではアリヤー関連のツイスリングの提案（6月27日閣議で提示）が話し合われた。その一つは、訓練が禁じられている動員年令の移民を農業入植地に移す事についてであり、移民相・外相・農業相の三閣僚の委員会がこの提案が遂行可能かを話し合い、満場一致で結論に達するなら彼らに最終決定権があるとされた〔4：70〕。ツイスリングの提案の第二項は、移民の為の船舶の購入や借り入れの為にヨーロッパ諸国へ使節を派遣するというものであり、彼は更に移民相の要求通りの船舶購入費用を直ちに割り当てるべきであると主張した。費用の件については蔵相カプランが反対し、票決で斥けられた。これらの審議はベルナドット提案をめぐる審議のはざまにあって多くの時間が割かれたわけではなかったが、ツイスリングの要求は、アラブが放棄した土地にヨーロッパからのユダヤ人移民が大量に入植する事によって<sup>(55)</sup>アラブの帰還が不可能になりつつあった時期のマパムと農業省の方針を反映していたと言えよう。

② 残留アラブ人の登録

6月30日閣議では「外国臣民の登録」についても話し合われている。ベントヴは、全ての非ユダヤ人（主に残留アラブ人）が登録し、その後「適切と見なされる人々」〔4：73〕にとどまる許可が与えられるという意図でこの問題を提起したが、グリェンバウムが外国籍のユダヤ人の話と勘違いして応じたため、残留アラブ人の国籍については話し合われずに終わった。外国籍のユダヤ人については、シェルトクが「エレッツ・イスラエルに居住する全てのユダヤ人」は「自動的に」「国の臣民」となるが、一定期間中に前の国籍を保持するかどうかを届け出る選択肢が与えられ、保持しないと決めた者だけが「イスラエル国家の臣民たるべく登録される事になる」〔4：73〕と説明している。国籍登録問題

については、政府が原則的決定を行い詳細は外相・法相・内相から成る委員会に委ねるというベントヴ案と、問題全体を委員会に移管し委員会が提案を持ち込むというカプラン案があったが、後者が採択された。

6月30日閣議で残留アラブ人の国籍登録が議題にならなかった事は偶然ではなく、アラブ人口の急激な減少すなわち「ユダヤ化」の進行によって「残留アラブ人」の権利保障の問題が緊急性を持たなくなったという情勢変化を反映していた。建国後のイスラエル政治指導部におけるアラブ問題の位置づけのこのようなラディカルな変質は、本議事録では彼らの権利に関する肯定的な議論の欠落という消極的な形で表れている事に注意すべきである<sup>(56)</sup>。また議論の中で、ユダヤ人は国籍の如何にかかわらず本人が拒否しなければ「自動的に」イスラエル国籍が付与されるのに対し、残留アラブ人がイスラエル国籍を付与されるにあたって「適切」か否かの判断はイスラエル当局にかかっている、とされている点に注目したい。当然の様に交わされたこのやりとりは、「イスラエル国民」があくまでもユダヤ性を要件とする概念であり、特別な判断（「許可」）によるのでなければアラブを包含するとは想定されていないという、その後のイスラエル国家の性格を規定する事になる暗黙の前提を照射していた<sup>(57)</sup>。

### ③ ハイファをめぐるアラブの動き

6月30日閣議でカプランが、近隣諸国のアラブ人がハイファからアンマン等に莫大な金額を移していると報告したところ、ローゼンブルートが蔵相の権限で規則を制定する必要があるとし、規則の起草が蔵相と法相に委ねられた。

## (4) その他（主要な議題のみ）

### ① 予算

暫定政府はあと一か月間、承認された予算のないまま資金を拠出する権限を、国家評議会に要請する事となった（6月30日）。

### ② ユダヤ教関連

政府における明確化と決定までは安息日に電車を運行させない、との閣議決定がなされた（6月30日）。

### ③ アルタレナ号事件関連

アルタレナ号事件と関係して投獄された被拘禁者のうち取り調べに引き渡されなかった人々がいる、というグリェンバウムとローゼンブルートの指摘に対し、ベングリオンは関知していない旨を示唆した（7月2日）。

## 4. 予備的考察（二）

### ——ベルナドット提案への暫定政府回答とベルナドットの反応——

前節での検討を踏まえ、本節（1）ではベルナドット提案をめぐる閣議での議論の内容が、ベルナドットに対する7月5日付暫定政府回答にどの様に反映されているかを考察し、（2）では暫定政府回答に対する7月6日付ベルナドット回答を検討する事によって、暫定政府とベルナドットの主権をめぐる理解の相違に注目する。

### （1）閣議における議論と7月5日付暫定政府回答との整合性

#### ① 暫定政府回答の基調

暫定政府回答<sup>(58)</sup>の全体的に否定的なトーン背景には、ベルナドット案はイギリスの提案ではないかという党派を超えた疑念があった（シェルトク [4：59]、ベングリオン [4：63]、ベルンシュタイン [4：87]）。内容から判断すると、回答全体はベングリオン案（7月4日）と7月2日・4日シェルトク案を基軸とし、他の閣僚も含めて全体で議論された内容と閣議決定によって肉付け・補足ないし削除などの微調整が施されている。

#### ② 暫定政府回答の逐条的考察——閣議内容との整合性——

以下、暫定政府回答の英語原文を掲げ、各条項と閣議内容の整合性について

検討する。

<第1項>The Provisional Government has noted with surprise that your Suggestions appear to ignore the Resolution of the General Assembly of 29th November 1947, which remains the only internationally valid adjudication on the question of the future government of Palestine. The Provisional Government also regrets to find that in formulating your Suggestions you do not appear to have fully taken into account the outstanding facts of the situation in Palestine, namely, the effective establishment of the sovereign State of Israel within the area assigned to it in the Assembly's Resolution, and other territorial changes which have resulted from the repulse of the attack launched against the State of Israel by Palestinian Arabs and by the Governments of the neighbouring Arab States. 第1項は、「[バルナドットが] 11月29日決議と、この地における現実から目をそらしていると通告する」という7月4日の閣議決定[4:131]（この閣議決定自体はベングリオン案のA）[4:121]とツイスリング案のC）[4:125]を下敷きとする）を反映している。「この地における現実」とは、国連分割決議で割り当てられた領域内でのイスラエル主権国家の実効的な樹立と、アラブの攻撃の撃退がもたらしたその他の領土の変更を指す旨も第1項に明記されており、これはツイスリング案のC）[4:125]の文章を直接の下敷きとする。「領土の変更は、アラブの侵攻の結果生じたという経緯がある故に考慮されて当然である」という第1項の示唆は、より根本的には5月下旬以来の同趣旨の閣内共通認識<sup>(59)</sup>を背景としたものである。留意すべきは、「11月29日決議の土台に立脚している事を回答の中で通告しない事を決定する」[4:128]という7月4日の閣議決定により、国連分割決議への立脚を公言するというシェルトクの提案が否決されたため、回答の起草者であるにもかかわらずこの点に関する彼の国際協調的な信念は回答に反映されず、相手が決議を無視している事への非難のみが打ち出された強いトーンの文面になっている事である。

<第2項> The Provisional Government begs to recall that the Jewish people ac-

cepted the settlement laid down in the General Assembly's Resolution as a compromise entailing heavy sacrifices on its part, and the territory assigned to the Jewish State as an irreducible minimum. It is, indeed, the conviction of the Provisional Government that the territorial provisions affecting the Jewish State now stand in need of improvement, in view both of the perils revealed by Arab aggression for the safety and integrity of Israel and of the results achieved by Israel in repelling this aggression. In this connection the Provisional Government desires to point out that the territorial settlement laid down in the Resolution was based on the partition of Western Palestine between the Jewish people and the Arab population of Palestine. The inclusion of the Arab portion of Palestine in the territory of one of the neighbouring Arab States would fundamentally change the context of the boundary problem. 第一文は、「11月29日決議は我々が最小限として受け入れた妥協だったのであり、現実には我々にとって有利な諸修正が必要とされる」と回答の中で「仲介者に通告する」、という7月4日の閣議決定 [4:129] を反映している（この閣議決定そのものは「当時我々は最小限計画として・・・我々に有利な諸修正を義務づける」[4:125] というツイスリング案のC）の文章を直接の下敷きとする）。「重い犠牲を伴う譲歩」という表現は閣議決定にはなかったが、閣内の空気を強調して代弁した文言と言えよう。領土的諸条項の「改善」を必要とする理由については、イスラエルがアラブの侵攻を撃退した際に領土を獲得したという前項で挙げた経緯に加えて、「イスラエルの安全と一体性にとっての危険」を挙げるが、これは閣議で頻出した領土的連続性の議論を踏まえている。第2項は続いて、トランスヨルダン領にパレスチナのアラブ部分を包含するというベルナドットの提案はユダヤ人とパレスチナのアラブ住民との間で西パレスチナを分割するという国連分割決議の前提を根底から変えるものである、という旨を述べて領土的修正が正当化される事を強く示唆するが、この部分は7月4日のベルンシュタインの発言（「11月29日国境線は・・・自ずと強いる」[4:124]）を直接の下敷きとし、経済連

合についての7月4日シェルトク案のC)、及びそれと同趣旨の閣内合意(国連分割決議の前提が変更されたため、決議に定められていた領土や経済連合の修正は正当化される)<sup>(60)</sup>を反映したものである。なお第2項は領域交換には触れていないが、これが交換の拒否を意味するものではなく、先方から提案があれば交換も含めてイスラエルに有利な領土の変更を検討するとされていた事は本議事録が示す通りである(関連する閣議諸決定[4:130~131]とベングリオンの総括「その事の意味するところは、・・・という事である」[4:131]を参照)。しかし第2項の文面だけからはその機微を窺い知る事はできない。

<第3項> The Provisional Government cannot agree to any encroachment upon or limitation of the free sovereignty of the people of Israel in its independent State. While it is the basic aim and policy of Israel to establish relations of peace and amity with her neighbours on the basis of the closest possible collaboration in all fields, the international arrangements which may be necessary to give effect to this policy cannot be imposed upon Israel, but can only be entered into as a result of an arrangement negotiated between the interested parties as free and sovereign States. 主権へのいかなる侵害や制限にも同意できないという部分は、直接的には、ベルナドットへの回答における譲れぬ三原則についての7月4日の閣議決定[4:127]を反映している。「全分野における可能な限り緊密な協力に基づく近隣諸国との平和友好関係を樹立する事がイスラエルの基本的な目的かつ政策である」一方、その為の国際的合意は「イスラエルに押し付けられる事はできず」主権国家同士の間で交渉した結果としてのみ締結され得る、という部分も、7月4日閣議でベングリオンが強調した内容(「我々は全ての近隣国との連合を結成する用意がある、・・・強調するだろう」[4:134]や、「私はアラブ民族との最大限の協力・・・連合を課す事に我々は同意しないだろう」[4:135])を反映している。

<第4項> The Provisional Government would be ready to accept the provisions of the Economic Union as formulated in the Assembly's Resolution if all their ba-



sic premises were to materialise. This is not, however, the eventuality envisaged in the Suggestions. The partner State whom Israel is invited to join in a Union is, both in its political identity and in its geographical dimensions, wholly different from the Arab State provided for in the Resolution. Jewish consent to the Economic Union in the context of the Resolution cannot therefore be binding in the new situation. It must now be left to the free and unfettered discretion of the Government of Israel, in the exercise of its sovereign rights, to determine what arrangements should govern Israel's relations with her neighbour or neighbours in the field of economic cooperation. 第4項の内容は、ベルナドット提案の「連邦」におけるイスラエルの相手国は国連分割決議で規定されていたアラブ人国家ではないため、国連分割決議における経済連合へのユダヤ人の同意は拘束力を失い、近隣諸国との経済協力についてはイスラエルの主権的な意思に委ねられるというものであり、7月2日シェルトク案のC) [4: 118]、7月4日シェルトク案のC) [4: 121]、7月4日閣議におけるベルンシュタイン案（「11月29日決議に沿った経済連合について語る余地はない、・・・交渉を行う用意がある」[4: 124]）等を下敷きとしている。なお「アラブとの直接会合の用意がある事」（ベングリオン [4: 64]）については、ベングリオン（6月30日文書）とシェルトク（7月4日シェルトク案のD）が触れる事を主張していたが、7月4日閣議でツィスリングとグリェンバウムから強い反対論が出た故に触れられておらず、アラブ諸国との直接交渉の用意が暫定政府にあった事は文面から示唆される程度である。

<第5項> The Provisional Government must be particularly emphatic in its opposition to any infringement of Israel's independence and sovereignty as regards her immigration policy. Complete and unqualified freedom to determine the size and composition of Jewish immigration was the very essence of the Jewish claim to Statehood. The recognition of the moral validity and practical urgency of that claim in connection with the issue of immigration lay at the roots of its acceptance by the international world. There can be no question of any Israeli Government

accepting the slightest derogation, in favour of any joint or international body, from Israel's sovereignty as regards control of her immigration policy. 「ユダヤ人移住の規模と構成を決定する完全かつ制限されない自由こそユダヤ人の国家への要求の正に本質であった」という箇所は、アリヤーに関する決定権こそが主権の核心であるという閣内の統一見解を反映している。他方、この第5項は、7月4日閣議でシェルトクが提案し（「我々はこれを最後通牒的に要求するのではなく・・・」[4:133]）ベングリオンが同意した内容（「停戦の継続に関しては・・・条件とはしないだろう」[4:134]）を踏まえて、アリヤーに関する決定権を停戦受諾とは連動させずに要求している。最後の一文は、連邦の相手国としてベルナドットが提案してきたトランスヨルダンや国連が、アリヤー政策に干渉する可能性を警戒して機先を制したものである。

<第6項> The Provisional Government was deeply wounded by your suggestion concerning the future of the City of Jerusalem, which it regards as disastrous. The idea that the relegation of Jerusalem to Arab rule might form part of a peaceful settlement could be conceived only in utter disregard of history and of the fundamental facts of the problem: the historic associations of Judaism with the Holy City; the unique place occupied by Jerusalem in Jewish history and present-day Jewish life; the Jewish inhabitants—two-thirds majority in the city before the commencement of Arab aggression—a majority greatly increased since then as a result of Arab evacuation; the fact that the whole of Jerusalem, with only a few minor exceptions, is now in Jewish hands; and not least, the fact that after an exhaustive study of the problem and as a result of an overwhelming consensus of Christian opinion in its midst, the General Assembly resolved that Jerusalem be placed under an international regime. The Provisional Government must make it clear that the Jewish people, the State of Israel and the Jews of Jerusalem will never acquiesce in the imposition of Arab domination over Jerusalem, no matter what formal municipal autonomy and right of access to the Holy Places the Jews of Jerusalem might be allowed to enjoy. They will resist any such imposition with all the force at their command. The Provisional Government regrets to have to

say that your startling suggestion regarding Jerusalem, by encouraging false Arab hopes and wounding Jewish feelings, is likely to achieve the reverse of the pacifying effect which you undoubtedly had in mind. 第6項はエルサレムをアラブに渡すという提案への強力な抗議であり、単に危機感のみならず、屈辱的な提案に対する閣内の無念の感情を幅広く代弁している。この提案が暫定政府とユダヤ人の感情を傷つけたという表現やその他の拒絶的表現は、直接的にはシェルトクの発言「仲介者に対しては強硬な立場を表明せねばならない」[4:117]（7月2日）、7月4日シェルトク案における「エルサレムに関しては・・・彼[バルナドット]に、彼が提案したものを提案した事によって彼が何をしたかを説明せねばならないだろう」[4:121]、ベングリオン案（7月4日）における「第二に、エルサレムをアラブに与えるという考え方に対して・・・説明すること」[4:121～122]等を反映しているが、それにとどまらず他の閣僚によっても表明された党派横断的な憤り（7月2日閣議でのカプランの「シェルトク氏がバルナドットと会う時に・・・失望と苦々しさの感情を」[4:115]、レヴィンの「エルサレムなきイスラエル国家は心臓なき体の様なものだ」[4:109]等）をも広く背景とする。

アラブにエルサレムを渡す事が論外である理由としては、ユダヤ教・ユダヤ人とエルサレムとの歴史的結び付き、エルサレム人口の2/3をユダヤ人が占めておりアラブの退去により更にユダヤ人口が増加したという人口の現況、エルサレムが国際レジームの下におかれるという国連分割決議の存在等が挙げられているが、この項目で表明されているのはあくまでも「アラブにエルサレムを渡す事への絶対的反対」という最小限のコンセンサスのみであり、実は閣議決定を行う事が不可能なほど意見が大きく割れて国際的エルサレム擁護論も健在であったという「意見の幅」は、文面からは窺い知る事ができない。

<第7項> The Provisional Government does not find it necessary at this stage to comment upon other points raised in the Suggestions, as it hopes that the ex-

amination of its present observations on the major aspects of the scheme of settlement tentatively outlined by you may cause you to reconsider your whole approach to the problem. 第7項は「三原則以外については回答で逐一コメントしない」という方針（ベングリオンの6月30日文書の第6項 [4:64] とシェルトクの7月2日閣議での発言「我々にはベルナドットに対していかなる通告の義務もないし、・・・実際に検討するだろう」[4:85]）を反映し、ベルナドットの「問題に対するアプローチ全体」こそが問題であるため提案の各論を検討する段階にない、という否定的ニュアンスを強くにじませる。

総括すると、暫定政府回答では抗議が強く前面に打ち出されている為に、その背後に柔軟な議論を含めた意見の幅が存在していた事が想像されにくい文面となっている。特に、11月29日決議への立脚・アラブとの直接交渉・国際的エルサレムや領域交換、の諸点については閣内で賛否が分かれた故に、暫定政府回答では一切言及されていない。暫定政府のこの様な「妥協の余地」をベルナドットが付度する事は不可能であったため、彼は回答の強硬さに驚いて強く反論する事になる。

## (2) 7月5日付暫定政府回答に対する7月6日付ベルナドット回答

暫定政府回答を7月6日に受け取ったベルナドットはバンチらスタッフの協力を得て回答書（以下「ベルナドット回答」）をホテルで作成し、1時間半後にシェルトクに手交した<sup>(61)</sup>。ここではベルナドットの回想録<sup>(62)</sup>に基づいて暫定政府回答に対する彼の受け止め方と、7月6日付ベルナドット回答を概観しつつ、主権をめぐる暫定政府とベルナドットの解釈の相違に焦点を当てる事としたい。

ベルナドットは、暫定政府回答は自らの提案の拒否であり、彼らが抗議しているのはイスラエル国家が完全に自治的にならない、二年たつとユダヤ人移住

がある程度規制される様になる、エルサレムがアラブ領になる、という三点に対してであると理解した旨を<sup>(63)</sup>回想録の中で述べている。すなわち主権・アリヤー・エルサレムの三点について強く抗議するという暫定政府の意図は正確に伝わっていた事になる。但し上記下線部において、ベルナドットは「主権的」(sovereign)ではなく「自治的」(autonomous)という語を使っており<sup>(64)</sup>、これはイスラエル国家の「主権」に対する彼の解釈が暫定政府の解釈と決定的にずれていた事を示していた。しかし彼自身はその「ずれ」がイスラエルにとって看過し得ない性質のものであった事に気付いていなかった事が分かる。ベルナドット回答の第5項で彼は、暫定政府が主権の扱いについて強く抗議してきた理由が理解できないと当惑を隠していないからである<sup>(65)</sup>。

ベルナドットは暫定政府回答の第5項（移民制限は主権侵害であると主張）について、「完全な主権の制限内であっても移住の問題はその国の吸収能力に関係している」という、委任統治領パレスチナに対するイギリス政府の立場を踏襲する見解を述べた上で、この観点から国連の経済社会理事会が最終決定権を持つのは正当化できると思われるし、移住が周辺アラブ世界に影響する事も無視できない、とする（ベルナドット回答の第7項）<sup>(66)</sup>。すなわちイスラエル側が、新国家の「国民」となるべきユダヤ人の生存とアリヤーを結び付けて考えるが故にアリヤーのコントロール権をイスラエルの主権の死活的な一部と見なしたのに対し、ベルナドットは係争地の国家主権を、紛争解決という至上命題の為であれば国連や国際社会の制限下におく事を当然と考え、その様にする事が「調停者として」とる事を義務づけられている中立的措置である<sup>(67)</sup>と信じたのであった。

しかしベルナドットのこの様な考え方の奥には、本人の善意の意図や使命感とは関わりなく、欧米が非欧米地域に歴史的に抱いてきた根強い偏見もまた潜んでいた様に見える。「主権」の語が暫定政府の閣議でキーワードとなっており、暫定政府回答でも sovereign 又は sovereignty の語が六回使われているのに

対し、ベルナドット提案では皆無、ベルナドット回答では一回しか使われておらず、回想録では sovereign とあってもおかしくないと思われる箇所であutonomous という語が使われている事は象徴的である<sup>(68)</sup>。ベルナドットはパレスチナにおけるユダヤ人とアラブ人の「主権」を、「パレスチナのユダヤ人共同体とアラブ人共同体の別個の政治的・制度的存在」<sup>(69)</sup> (ベルナドット回答の第3項) という「自治」に近いものとして想定し、その観点で連邦やアリヤーを考えたが故に、国家の形態やアリヤー諸事項に対する自国の完全な決定権を主張する暫定政府の「主権」理解と齟齬を生じたと考えられるが、ベルナドットが想定したその様な「自治的」なパレスチナの体制が、国際連盟下の委任統治やそれを継承した国連の信託統治の発想に強く影響されていた事は否定できないであろう<sup>(70)</sup>。信託統治制度の前身である委任統治制度は、後進地域の「人民発達ノ程度」によって先進国によるそれらの地域の統治の方式に「差異」を設けるといふ発想に基づいており<sup>(71)</sup>、人々の文明化の程度と統治能力は連動するものとして想定し、それらが低ければ欧米基準の主権を認めるにはあたらぬとする、欧米の非欧米地域に対する差別的視線を含んでいた。この様な視線を引き継ぎつつ、イスラエルは欧米基準の「主権」を享受するに値しないと云っているかの如きベルナドット提案の論法こそが<sup>(72)</sup>暫定政府の最も穏健な閣僚たちをさえ憤らせた事をベルナドットは理解しておらず、反論によって誤解を解こうと必死になった。しかし彼の反論そのものが逆に、両者の「主権」理解の溝を一層浮き彫りにする結果となったのである。

暫定政府回答は、その本質に迫るとすれば、イスラエルの「主権」を「自治」程度に捉えるベルナドット提案の背後に、欧米の植民地的思考の残滓を暫定政府が感じ取った故の超党派的反撥、ホロコーストを経てさえ欧米基準の「主権」をイスラエルに与えようとしない国連とその背後にある英米への超党派的抗議であった。ポスト・コロニアルな<sup>(73)</sup>文脈に於てはこの様な根源的な瑕疵を持つ提案は、新興独立国であるイスラエルにとって初めから全く説得力を持ち得

ず、その意味でベルナドット提案の失敗の原因は提案内容そのものに内包されていたと言ってよい。この様な本質から考えれば、「エルサレムはユダヤ人国家の一部であると意図された事は一度もなかった」<sup>(74)</sup>というベルナドット回答の弁明は、火に油を注ぐものでしかなかったのである。しかし暫定政府回答の核心に上記の様な反撥があった事を、そしてその反撥の更に根底にあったく欧米は我々の運命を恣にした、であるならホロコーストを経た今、そして多くの犠牲によって独立を勝ち得た今、欧米が我々に対して彼らの主権の名においてとってきたのと同じ恣の政策を、我々が自国に関して取る事を阻止されねばならぬいわれはない>という、暫定政府の行動派を中心にいよいよ形をとりつつあった第三世界的な「リボヌート」の概念——欧米の植民地的軛から解放され、それまで抑圧されていた分、思い通りに行動する事が許されるという「主権」観——が、紛争の「中立的」解決という名目の下に当事国の主権を制限しようとする欧米主導の国連の方針と激突する時代が到来しつつあった事を、ベルナドットは旧時代の価値観を体現する欧米側に身をおいていた同時代人としての宿命的制約の故に、非業の死を遂げるまで明確には気付いていなかった。

ベルナドットは悲劇的なまでに調停任務に誠実であった。それ故にこそイスラエルの反応を、その「総論的」本質に於てではなく、自らの提案への「各論的」反撥や個人攻撃として捉える事に終始したのである。

終わりに——アツマウートからリボヌートへ 暫定政府の「主権」概念の世界史的文脈——

前篇の「はじめに」で提起した四つの論点を、順不同となるが考察して本論考全体を締め括りたい。

まず「論点三」についてである。「論点三」は、暫定政府の内部では主権・アリヤー・エルサレムに関する三原則が共有されつつも細かい点については意見

が分かれ、主要争点が話し合われる中で「穏健派」と「行動派」の相剋が際立つ事になった、というものであった。

穏健派と行動派のアプローチの相違は、ベングリオンの「力による制圧」論とそれへの賛否両論が展開された7月2日閣議に於て特に際立った。ここで注意すべきは両派が、11月29日決議は放棄しないが、その後の経緯と現状を考慮して自国に有利な国境線の変更がなされるべきである、という見解を共有していた事である。しかし同決議の根本的な位置づけは穏健派と行動派で異なっていた。行動派の中心的見解は、「11月29日決議は死んでいる」[4:135] (7月4日) というベングリオンの言に凝縮される様に、同決議の効力を事実上否定し、軍事力による国境線の変更を正当化するものであった。但し、同じ行動派でもツイスリングはベングリオンらと解釈を異にした。彼は同決議を「最小限」と見なす事によって、同決議に立脚した上でそれ以上の領土を求める最大限主義をとったのであり、この論理は両派の論理の一部ずつを切り取って合成した巧みなものであったため、シェルトクが起草した暫定政府回答にも反映される事になる。以上の様な行動派の立場に対して、シェルトクやローゼンブルートは同決議を立脚点、かつ国際的に相互性のある基本原則と見なし、同決議から外れる何かを獲得した場合には、代わりに何かを放棄してバランスをとろうとした。穏健派の領域交換支持は獲得と放棄のバランスをとるこの論理に由来する面があり<sup>(75)</sup>、この点で一方向的な獲得を正当化する行動派と発想を異にしていたと言えよう。

しかし獲得すべき領土の詳細に関しては、両派の区別は必ずしも明確ではなかった。具体的には、行動派が最大限主義と(その論理的帰結として)領域交換反対で一致していたのに対し、穏健派は主張にばらつきがあり、行動派と同様の最大限主義的な主張をする者(ベルンシュタインとシトリト)もいたため、領域交換については賛否が分かれていた。以下、穏健派のばらつきに注目しつつ領土の詳細についての両派の主張をまとめておきたい。その際に念頭におく



べきは、両派が「領有」で一致したのがガリラヤのみで、ヤッフォ・エルサレム・ネゲヴについては意見が分かれていたという基本的構図である。特にヤッフォとエルサレムの問題は、国家のユダヤ化と安全保障、更には主権に関わる原理的なレベルで論争性をはらんでいた。

ヤッフォについては、ベングリオンはイスラエル領とする事を主張したが、穏健派は、イスラエル領にする（ベルンシュタイン、シトリト）・今は未決とし交渉に委ねる（シェルトク、レヴィン、シャピラ）・放棄した方がよいかも知れない（ローゼンブルート）、という三つの意見に分かれた。ベングリオンとベルンシュタインが以前から領有論を唱えていた一方<sup>(76)</sup>、シェルトクの見解の変化が注目される。6月16日閣議でシェルトクはヤッフォへのアラブの帰還とヤッフォがアラブ領となる事に否定的な発言をしていたが [3: 49～50]、7月4日閣議では「この問題 [ヤッフォの領有問題] は未決」[4: 133] としているのである。他方、ローゼンブルートの逡巡はアラブの飛び地をイスラエルが抱える事への懸念に発しており<sup>(77)</sup>、シェルトクの見解の「穏健化」の背景にも同様の考慮が一要素としてあったと見るのが自然であろう。

エルサレムについては、〈ヘブライ人エルサレムが理想であり、少なくともエルサレムをアラブには渡さない〉という原則論に誰も異存はなかったが、エルサレムをアラブ領にするという提案がなされている中、ヘブライ人エルサレムを要求する事が得策か否かが問われた。あくまでもヘブライ人エルサレムを要求する事を主張した中には、行動派のベングリオンとグリェンバウムのほか、穏健派のベルンシュタインも含まれていた事が注目される。それに対してエルサレムの国際化を主張したのがシェルトク、シャピラ、ツイスリング<sup>(78)</sup>、国際化を否定しなかったのがシトリトであった。

ネゲヴについては領有論が、行動派のベングリオン<sup>(79)</sup>とツイスリングのみならず、穏健派のシトリトとレヴィンによっても唱えられていた事が注目される。ツイスリングは6月16日閣議では、「内部的観点」からはネゲヴを放棄し

ないというベングリオンの見解に賛成するものの、「国際的考慮」からするとネゲヴ全土を放棄しないというベングリオン路線は「友好を遠ざける」[3: 77～78]と述べていたのに対し、7月2日閣議では「ガリラヤよりはるかに大きい入植の可能性」という観点から「我々はネゲヴのいかなる部分であれ放棄する事はできない、・・・ネゲヴの放棄こそは独立の放棄である」[4: 102]とまで述べて立場を強硬化させている。これらの絶対領有論者に対して、領有しなくてよいとしたのがローゼンブルート、南ネゲヴについては放棄し得るとしたのがシェルトク<sup>(80)</sup>とベントヴ(7月2日[4: 112])であった。ガリラヤについては不要論を唱えた者はおらず、行動派は最大限主義の立場から領有を当然視し、穏健派も西ガリラヤの保持を主張、或いは示唆した(シェルトク<sup>(81)</sup>、ローゼンブルート、シトリト、レヴィン、ベントヴ)。

ネゲヴとガリラヤについては、ネゲヴをより重視する「ネゲヴ主義者」(ベングリオン、ツイスリング、シトリト)と、ガリラヤをより重視する「ガリラヤ主義者」(ローゼンブルート、シェルトク、シャピラ)とも言うべき二派があり、前者が行動派、後者が穏健派とほぼ重なっていたと総括しても間違いではないであろう<sup>(82)</sup>。ガリラヤ主義者は11月29日決議でアラブ領に割り当てられていた西ガリラヤをイスラエルが征服したため、それを領有できるなら代償として、重要性が劣るネゲヴ(特に南ネゲヴ)を放棄してもよいと考えたのであり、従って領域交換に積極的な穏健派であった。これに対してネゲヴ主義者は、ネゲヴを放棄せずに、征服した西ガリラヤも併せて領有したいという最大限主義的な行動派であり、従って(南)ネゲヴの放棄が前提となる領域交換には反対であった。なお上記分類では「ネゲヴ主義者」に入っているシトリトは、武力行使に抑制的である点から本稿では穏健派に分類してきたが、西ガリラヤとネゲヴに関しては最大限主義的立場をとっている事が注目される[4: 106～107]。しかし他方でヤッフォ以外の「領域を放棄する事は恐らく可能」[4: 125]とも述べており、行動派と同じタイプの領土拡張主義を奉じているわけではな

い面にも留意すべきである。

行動派と穏健派の相違が最も少なかったベルナドット提案中の項目が、トランスヨルダンとの連邦の提案であった。両派に共通していたのは「イスラエル国家の完全な主権に対するいかなる侵害であれ、それが含まれる」[4: 63] 連邦案は考慮に入らないという考え方であり、従ってベルナドット提案における連邦案は斥けられたが、11月29日決議に定められたパレスチナ・アラブ人国家との経済連合に代わるトランスヨルダン等のアラブ諸国との何らかの連合や協力を実現する事への異論は殆どなく、全面的に反対したのはアラブ諸国を「侵略者」[4: 125] と見るシトリトのみであった。主権国家同士の自由交渉を前提とした上で行動派ではベングリオン、グリェンバウム、ツイスリングが、穏健派ではシェルトク、ローゼンブルート、ベルンシュタイン、ベントヴ、カプランがアラブ諸国との何らかの連合や協力を賛成している。

本議事録によれば、ベルナドット提案のIIの9項にあるパレスチナ・アラブ人の帰還と財産の再取得についての審議は行われていないが、戦争中はアラブの帰還は認められないという6月16日閣議以来のコンセンサスが存在していたため、この点について改めて審議する必要性がなかったからであった。またベルナドット提案にない住民交換については、英米や国連が提案するののであればこちらから提案する事はできない<sup>(83)</sup>と認識されていた。住民交換に関しては本議事録でそれに言及している三人が全員穏健派であり、アラブへの独特の恐怖感を持っているシトリトを除くと他の二人（ローゼンブルートとシェルトク）が領域交換の強力な支持者である事は偶然ではない。穏健派は、領土のユダヤ化（アラブの帰還阻止や住民交換による）を、領土の一部を放棄する「代償」と位置づける論理的傾向を持っていたからである（6月16日閣議におけるシェルトクの〈「内部的領土」による補償〉論<sup>(84)</sup>を参照）。

この様に見てくると、「〈難民・国境・エルサレム〉の三大問題についてさえ状況がいまだ流動的であった」（前篇、271（206）頁）と「はじめに」で述べ

だが、「流動」の性質が変化した事は見落とせない。結論が定まらない事には変わりはないが、〈結論があり得る範囲〉は確定されてきていた。本議事録の時点では、難民については〈少なくとも戦争中の帰還は認めない〉、国境については〈11月29日国境線で囲まれた領土を最小限と見なし、その上でイスラエルに有利な国境線修正を求める〉、エルサレムについては〈アラブ支配に渡さない〉という三条件だけは暫定政府内で明確に定まっていたのである。他方、ベルナドット提案の審議の過程では三大問題のうち、特に国境とエルサレムについての譲れぬ条件が再確認され、更に主権についての譲れぬ条件が追加的に明確化された。その主権についての譲れぬ条件とは、イスラエルが国連や英米によって連邦やアリヤーの詳細を押し付けられる事なく自国の形態や他国との関係を決定する事のできる主権国家であること、であった。そして、以上の譲れぬ四条件——難民・国境・エルサレム・主権の四点に関する——が暫定政府の対国連・対英米政策を決定する主要な要因になったと共に、閣内穏健派にとっての〈最も外側のライン〉、すなわちいかに「穏健」であっても絶対に踏み越えてはならぬ政治的境界線を画定したのであった。他方でベルナドット提案の内容はこの許容ラインを大幅に越えていた。すなわちカプランが示唆した様に[4:115] 穏健派にとってさえ同提案は主権侵害で、シオニズムの一線を越えていたのであり、ここにこそ同提案がイスラエルに最初から拒絶された本質的原因があった。

アラブ帰還問題と共に本議事録で審議が欠落しているのが、残留アラブ人の権利保障の問題である。この問題は、彼らの数の減少と、一旦流出したアラブ人を戦争中には帰還させないという閣内合意の論理的帰結として本議事録の時点では既に議題から消えていたのであるが、それと共に、残留アラブ人の権利について以前は顕著な考慮を見せていたツイスリングとシトリト<sup>(85)</sup>がこの問題について沈黙し、領土的な最大限主義とユダヤ化<sup>(86)</sup>の方向に「右傾化」しているのが観察されるのである。

残留アラブ人の減少に伴って彼らの権利保障の問題が議題から消えた事と連動させつつ、「イスラエルの国連加盟がアラブ問題との関わりで持った政治的含意」という「論点二」を考えてみたい。選挙法と国籍法に関するエリアシュの発言は、国連加盟要件である通常政府の樹立の為に、「アラブの困難」が「多かれ少なかれ解決に至った」今こそ選挙法を「彼ら〔アラブ〕を巻き込む事なく」拡大して有権者リストを準備し〔4：44～45〕、立ち遅れている国籍法の制定も急がねばならない〔4：47〕という趣旨であり、アラブ人の帰還や残留アラブ人の権利との関連で重要である。国連加盟は肯定的現象として見られるのが通常であるが、建国期イスラエルの政治的文脈においては、国連加盟プロセスはその様なく光の部分>と共に、法の整備による「有権者」や「国民」の確定作業によってアラブを実質的に排除し、その排除を選挙の実施等によって既成事実化し、かくしてアラブの帰還が事実上不可能となったイスラエル国家の現状を国際社会に承認させるという<影の部分>をも伴っていたのであり、イスラエル代表团と暫定政府がこの政治的意味を認識していた事が本議事録から窺われる。しかもそのアラブ排除の含意を認識しつつ国連加盟を推進しようとした人々が「穏健派」とされる人々であった事実も注目されよう。またパレスチナに住むユダヤ人は「自動的に」国民と見なされるが、非ユダヤ人は「適切と見なされる人々」のみがとどまる事を許可されるとされ、しかもその「選別」は問題視されていない〔4：73〕。本議事録に見られる残留アラブ人の権利に対するこの様な暫定政府の関心の鈍化と沈黙は、残留アラブ人の激減と共に彼らへの関心（或いは彼らに関心を持つ必要性）が消え、建国直後には残っていた「市民国家」の可能性が1948年6月末までに政治的にも思想的にも終熄していた事を示すものである。

イスラエルや国連側の政策決定の際の重要な参照基準の一つが戦間期を含む過去30年間にあった、という「論点四」についてはどうか。イスラエルに関しては、住民交換の発想が戦間期のギリシア・トルコ住民交換やピール委員会報

告、第二次大戦後のズデーテン・ドイツ人のチェコスロヴァキアからの追放等に影響されている事は前に指摘したが<sup>(87)</sup>、本議事録では特にサフェド、ホロコースト、エツィオン・ブロック等をめぐる被害の記憶<sup>(88)</sup>が結合して、ユダヤ人が敵に包囲され虐殺される恐怖感と、その事態を防ぐ力を欠いた国際社会や国際的合意への不信感を改めて喚起し、必ずしも全て口に出されるわけではないこうした恐怖と不信が、領土的連続性への固執とアラブの飛び地への懸念、エルサレムをアラブに引き渡す事への強い反対、「力による制圧」論に見られる行動派の攻撃性、などの基底を流れている様に見える。ベングリオンを例にとると、「歴史を内包している時間」[4：90]やピール委員会報告の論理にも言及する7月2日閣議での彼の長い発言は、過去の事例や経験が国連や国際社会への不信感に<sup>(89)</sup>、その不信感が「力による制圧」という決断につながったという論理的連関を強く示唆する。

私はベルンシュタイン氏の意見に同意しないし、和平会談によって理にかなう何かを我々が達成するだろうとは信じない。もし戦争がなかったなら、そして11月29日に決定されたものを我々に与える力が国連にあったなら、国連の完全な支持と共に——我々はこれを受け取っていただろうし、これは非常に大きな事だったろう。しかしその事を遂行するには諸国民には力も意志も欠けている事が判明する、という事が起こった。我々に対して戦争が布告された。戦争の最中に幾つかの点が明らかにされたが、それらは我々が最初から見る事ができたが今や誰でも目で見える事である。ユダヤ人エルサレム——それは殆ど実体がない。それは完全に麻痺している。それは国際レジームの中で理論的には実体を持ち得る。しかし我々は国際レジームの力がどの様なものかを思い知った。・・・もしアラブが旧市街を制圧した様に新市街を制圧したとしても——彼らに対して何もなされないただろう。[後略] [4：89] (下線引用者)

ベングリオンの「和平会談」や「国際レジーム」へのこの様な不信感、ユダヤ人にとって英仏の裏切りを意味したミュンヘン会談とその帰結についての記憶とも関係している様に思われる<sup>(90)</sup>。この不信感、上記発言の続きに於て彼が表明している「決定的に独立国家として」[4:92]（7月2日）という決意に直結していく様に見えるが、自国が国際的合意に振り回されず思うままに行動する事を正当化するその主権観に於ては、1930年代まで社会主義シオニストの理念であった「連邦制」は既にその輝きと意味を失っていた。シオニストが直面した過去の事例と経験の文脈を念頭において初めて、何故ベルナドットが提案した「連邦」が、1948年のベングリオンと暫定政府にとって過去の遺物でしかなかったのかが理解される。

国連側に関しては、ベルナドットがエルサレムを国際化から外した理由の一つに第二次大戦後のベルリンに関する失敗例があり<sup>(91)</sup>、ハイファ自由港の提案が戦間期のサロニカをモデルとしていた事<sup>(92)</sup>は既に述べた。しかしベルリンやサロニカにも増して国連側の思考を規定したのは、ベルナドット提案の冒頭に記されている委任統治であったのではないかと考えられる。そうであるとする、同提案の本質的発想は、委任統治下にあったユダヤ人とアラブ人はいずれも「発達ノ程度」<sup>(93)</sup>から見て欧米基準の「主権」には値せず、連邦という形での「共同主権」（単独主権ではなく）程度で充分であるというものではなかったか。更に同提案は、国連分割決議の想定したパレスチナ・アラブ人国家を白紙に戻してトランスヨルダンが主要な役割を果たす連邦に置き換える事を提案したのであったが、その置き換えの根底にあったのは、〈パレスチナ・アラブ人はユダヤ人との「共同主権」さえ享受するに値しない、それは彼らがトランスヨルダンのアラブ人に比べると重要性の面で劣るからである〉という、欧米にとっての利害と、「国際連盟規約」第22条（「人民発達ノ程度」によって彼らが享受する政治形態に「差異」を設ける）に影響された論理ではなかったか<sup>(94)</sup>。

同提案の中でパレスチナ・アラブ人は、帰還という「人権」を認められるべき「難民」ではあっても、ユダヤ人と対等の、「主権」という集団的尊厳の享受に値する「国民」として位置づけられてはいなかった。同提案が暗黙のうちに内包していた「主権」付与におけるこの様な差別は、我々を、本論考最大の焦点である「論点一」へと導く。

「論点一」は次の様な問題提起であった。イスラエル暫定政府の「主権」理解は、ベルナドット・国連・英米の「主権」理解と異なっていたのではないか。またイスラエル指導部の政治的思考の中で主権概念の変容（力点の変化）が生じていたのではないか。

この問題を考察するにあたり、主権が暫定政府に於ていかに捉えられていたかを総括しておく。まず主権（sovereignty 又はリボヌート）は、＜アリヤーの管理＞・＜国家形態や対外関係の決定＞・＜エルサレムへの権利の主張＞の三点に関わる排他的な権利であると解されていた。またリボヌート（主権）はアツマウト（独立）と相互互換的にも使い得るが、厳密にはアツマウトはリボヌートを十分に意味しない事があり、逆にリボヌートはアツマウトを大前提とするより包括的な概念（sovereignty により近い）として認識され、相互互換の非対称性がある事も観察された（前篇の註7）。以上を踏まえ、考察の結果を以下に述べる。

本議事録の時期には独立が揺るぎないものとなっていたため、暫定政府の思考に於てはイギリスからの独立を意味するアツマウトから、自国の諸事項に対する完全な決定権（主権）を意味するリボヌートへと力点が移った。以前の議事録と比べて本議事録では二つの語の使用頻度が逆転している（リボヌートの方が圧倒的に多くなっている）事からそれが裏付けられる。閣議ではリボヌートの語が sovereignty と等置されて用いられたが、そこでの共通認識は、sovereignty とは普遍的・中立的な政治概念であり、独立したイスラエルにも適



用されるべきであるというものであった。しかしベルナドット提案には sovereignty 又は sovereign の語が使われておらず、それに相当する概念も欠落していたため、この点が暫定政府にとって最大の懸案となった。本稿ではベルナドット提案に主権概念が欠落していた原因として、委任統治・信託統治の発想の影響を指摘した<sup>(95)</sup>。

更に委任統治という思想の淵源をたどれば、委任統治条項を含む「国際連盟規約」はウィルソン米大統領とその側近、及び英米の政府関係者らにより起草されたが<sup>(96)</sup>、彼らの発想は深く英米的で帝国主義的思考の域を出ない面があり、インド植民地を形成しつつあった18～19世紀イギリスの政治思想の影響と無縁ではなかった<sup>(97)</sup>。その様な政治思想の一例としてJ.S. ミル(1806～1873)の思想を挙げる事ができる。彼は個人の侵されざる自由の価値を説く一方、同様の侵されざる自由を持つとされる主権国家への介入が正当化される要件とは何かを考察したが、その際に「野蛮人」は国民(nation)としての権利を持たない故に、文明化された国民同士の関係に適用される不介入(独立・主権の不可侵)の原則は「野蛮人」に対しては適用されないと論じた。『自由論』と同年に発表された「不介入についての小考察」(1859)で展開されたその議論は、東インド会社に勤務するミルの擁護した「自由」や「主権」が、真の意味で万人に等しく適用される普遍的・中立的な政治概念ではなく、西洋文明の尺度に基づく適用のダブルスタンダードを内在させていた事を衝撃的なまでに示している。

.....nations which are still barbarous have not yet got beyond the period during which it is likely to be for their benefit that they should be conquered and held in subjection by foreigners. Independence and nationality, so essential to the due growth and development of a people further advanced in improvement, are generally impediments to theirs. ...To characterise any conduct

whatever towards a barbarous people as a violation of the law of nations, only shows that he who so speaks has never considered the subject. A violation of great principles of morality it may easily be; but barbarians have no rights as a nation, except a right to such treatment as may, at the earliest possible period, fit them for becoming one. ....<sup>(98)</sup>

長期的視野で見ると、イスラエル暫定政府が1948年7月初にベルナドット提案を全面的に拒絶したのは、同提案の内容が暫定政府の目から見て、ミルが上記引用で述べた様な論理を暗黙の土台とする、委任統治・信託統治型の<主権の否定>にほかならなかつたからであると言えよう。「独立国家が残される事」[4:64]は口頭で伝えられてはいたが、同提案は本質的に<独立以上、主権未満>の提案であり、この点では例えば、1922年に形式的な独立を果たすものの、スエズ運河地帯における英軍駐留によって主権を踏みにじられていた、隣接するエジプトの運命を彷彿とさせるものであった。グリェンバウムがローゼンブルートの使った「独立」の一語に強く反応して「主権」でなくてはならないと両者の区別を強調した事の意味も、当時のその様な文脈の中で初めて理解されるのである。

すなわち「主権」が万人に適用される中立的な概念であるのか、それとも、建前としては中立的であるが現実には欧米の尺度で測った「文明」基準を伴う概念であり、これをクリアしないと適用されない概念であるのか、という「主権」の適用の問題をめぐってイスラエルと、ベルナドット・国連・英米の間には理解の相違が存在した事になる。しかし「主権」の内容についても、両者の間には理解の相違が存在した様に見えるのである。sovereign 或いは sovereignty も、リポニ或いはリポヌートも、至高の権力と結び付く語義を共有しているが<sup>(99)</sup>、現代ヘブライ語が成立する19世紀後半に注目するなら、sovereign 或いは sovereignty が英米の自由主義思想の隆盛を背景として個人の「至高の」

自由に関わる文脈で使われている用例がある事は見落とせない<sup>(100)</sup>。このような用例は19世紀後半を最後に途絶え、現在では国家主権に関わる用法のみが残っている<sup>(101)</sup>。しかし一時期ではあっても英米的な個人の「至高の」自由を語る文脈で sovereignty の語が使われる用例の積み重ねは、個人の「至高の」自由とのアナロジーで国家の sovereignty をイメージする思考回路を開き、sovereignty が国家主権に関連する文脈に限局して使われる様になってからも、sovereignty の語感に消し得ぬ「自由」の刻印を与えた様に思われる。これに対して19世紀後半以降に聖書ヘブライ語の用法を参考としつつ創られた現代ヘブライ語の成立事情からすると、リボヌートは形式的には sovereignty の訳語であったが、sovereignty に歴史的に刻印された英米的な自由の含意や文脈をもってパレスチナのユダヤ人社会で用いられる必然性を持たなかった。むしろ逆に暫定政府内には、自国が主人（リボン）であるかの様に国際社会の意志を無視して決定する権利や住民を思いのままに支配する権利として、リボヌートをそのヘブライ語の語源に忠実に解釈する傾向が見られたのである<sup>(102)</sup>。他方、前篇の註79等で指摘した様に、リボヌートの他にもマムラフティユート（王国的であること）、ナティン（原義は「臣民」）或いはニティヌート（「国籍」）など支配と従属に関わる語が、当時のイスラエルの政治的言説（閣議事録はその主要な一部を記録にとどめている）の中でも散見される。これらの語と併せ考えると、リボヌートは住民への「支配」の側面を強調する政治観・主権観を表す政治的語彙の一つと位置づける事も可能であると思われる。そうであるとすればリボヌートは、辞書的には sovereignty の訳語であっても、二つの語が使われてきた社会の文脈の相違を反映して、sovereignty が19世紀以降の英米の人々に想起させてきた「自由」とどこかで深く結び付いた「主権」概念とは力点の異なる「主権」概念を指し示していた、とは考えられないであろうか。

住民を「支配」しようとする方向性を顕著に持つ主権観の起源をここで包括的に論じる事はできないが、前近代のユダヤ教における王国的伝統（王と神の

間には関係があるとされ、王権が制約はありながらも至高とされた伝統で、タルムード文献と中世の文献に於ては王国の制度とその正統性は疑問の余地なきものとされた<sup>(103)</sup>と、歴史的に重ねられたユダヤ人の「王国」の経験——リトアニア＝ポーランド王国<sup>(104)</sup>、ロシア帝国、オーストリア＝ハンガリー帝国、オスマン帝国、大英帝国などによって支配された経験——とが相俟って、「支配」の側面を強調する主権観の源流を形成したのではないか、というのが私の仮説である。暫定政府の主要閣僚がロシア帝国・オスマン帝国・大英帝国への従属を何らかの形で経験しているが、その様な彼らの中に、大英帝国から本格的に独立した後も「支配と従属」以外の視点から国家や国民というものを真に構想し得なかった人々がいたとしても不自然ではないであろう<sup>(105)</sup>。しかしこのような「国家は国民を臣民として思いのままに支配する権利を持つ」という帝国の思考法を引きずった主権観の形成は、イスラエルだけの問題ではなく<sup>(106)</sup>、程度や状況の差こそあれ、一党独裁や軍事政権などの強権体制による国民の圧迫という形で、独立後のアジア・アフリカの多くの地域が経験してきた問題でもある。コロニアルな<sup>(107)</sup>政治の影響を多分に受けてこれらの地域が持つに至った、専ら「支配と従属」の枠組みで政治を捉えようとする精神構造が、他国に支配された時代に踏みにじられた集団的尊厳の回復を国民個人の人権より優先させる方向性によって強められ、独立後、宗主国に代わって支配を確立した集団による、個人としての国民（住民）の圧迫という形をとる事になったと見る事も不可能ではないであろう。コロニアルな政治やそれに準ずる圧迫<sup>(108)</sup>を経験したアジア・アフリカに今も広く見られる、個人を国家権力の思いのままにできるという根強い発想を伴った強権的な主権観を<コロニアルな政治の精神的後遺症>として地域横断的・長期的に考察する視点を、地域ごとの特性や短期的要因の分析に追われがちな地域研究は過小評価してきた面があるのではないかと思われる<sup>(109)</sup>。

国際社会の合意を無視して思いのままに行動し、国家は国民（住民）を思い

のままに支配できるというこの主権観が、その後の数次にわたる対アラブ戦争につながるイスラエルの行動派の国家意識と、パレスチナ・アラブ人に対する苛烈な政策を貫く一要因となっている事は否定できない。しかし注目すべきは、国連や国際社会と摩擦を生じてきたこの主権観が、1948年6月末から7月初にかけての暫定政府の内部議論に於て、欧米基準の主権を認められない事に対する、またその様な形で集団の尊厳を傷つけられた事に対する無念さと憤りを背景に、改めて強く表明されているという「文脈」である。〈自分達は西洋に翻弄され苦しめられてきたにもかかわらず、何故彼らが持っているのと同じ「主権」——イスラエルの理解によると自国が思いのままに対外的・対内的に振る舞う権利——を独立後も否定されねばならないのか〉という、イスラエルのユダヤ人の、コロニアルな記憶及びホロコーストを防ごうとしなかった国際社会への不信に基づく不公平感、中国から中東・アフリカまで広がるポスト・コロニアルな第三世界に於て観察されてきた、必ずしも政治的に明言されない欧米への暴力的感情と共通する。その感情は上記の主権観を正当化し、イスラエルを含めてこの世界の人々が、国連や欧米の「人権」擁護の立場からの批判や圧力を、自国の「主権」への不当な介入として拒絶する一因ともなってきた。

前篇と後篇にわたった本論考を次の様に総括する事ができよう。本議事録では、ベングリオンの「力による制圧」論がシェルトクの外交重視の路線を牽制し、11月29日決議に立脚するか否かをめぐる両者の確執が審議中に閃くなど、行動派と穏健派の間に改めて顕在化した「不穏な綻び」<sup>(110)</sup>が一つの重要な要素であった。それと共に本議事録は、暫定政府がベルナドット提案を拒否した本質的原因が、対アラブ関係における暫定政府の非妥協性よりはむしろ、同提案におけるイスラエルの「主権」の否定に対する超党派的な反撥にあった事を、またその意味で暫定政府の拒否は合理的な結論にほかならなかったという事実を明らかにする。イスラエル側の非妥協性の表れとして簡単に片付けられがち

な「ベルナドット提案拒否」の真因について本議事録が克明に浮かび上がらせる「逆説」——アラブへの非妥協性よりは国連や英米への反撥の方が拒否の原因であったという逆説——は、アラブ・イスラエルの二者間対立という視点からパレスチナ問題を見る事に集中してきた観のある従来の研究の方向性に補整を迫るものである。本議事録の虚心坦懐な検討は、イスラエル政治に於て明らかになりつつあった国防と外交の乖離という個別地域的要因に注目させるばかりではない。その検討は、建国期イスラエルの「主権」意識と対外行動を、例えば1952年革命後のエジプトや、更に視野を広げて中華人民共和国のそれとの比較をも可能にするポスト・コロニアルな地域横断的文脈に改めて定位する必要があるのではないかという、より広い問題意識にも、分析者をして直面せしめる<sup>(111)</sup>。

- 1 「財務的」の部分は、タイプのかすれにより判読がやや困難であるが、前後の文脈によりこの様に推定される。
- 2 本議事録では1947年11月29日の国連パレスチナ分割決議を「11月29日決議」と称している場合が多いため、原則として本稿全体に於て「11月29日決議」という用語を用いる。
- 3 ヤッフォは国連分割決議によると、ネゲヴと同様にユダヤ人国家領とされていた。
- 4 A) は欠落しB) から始まっているが、A) は直前の事柄を指すと思われる。他にもこの様な箇所があるが、A) がどの部分を指すか明らかな場合以外は、原文通りに欠落させたままとした。
- 5  $\pi\pi\eta$  は「教訓」という名詞、又は「取る」という動詞である。この箇所について文法的に無難な読み方をすると「この戦争の教訓に由来する諸修正」と訳せるが、文意がやや通じない。そこで「取る」という動詞の意味を汲んで「この戦争の獲得に由来する諸修正」と訳しておいた。この方が意味は通じるが、文法的には破格である。但しツイスリングやシトリトに関しては、他の閣僚と異なり、ヘブライ語の話し言葉に文法的な破格が散見される。
- 6 ジョージ・ハキーム (جورج حكيم, 1908 ~ 2001) はハイファのギリシア・カトリックの大司教。エジプトのタンターに生まれ、バイルートに没した。1948年以前にバ

レスチナ民族運動においてはムスリムとキリスト教徒の対立が深刻化しており、ギリシア・カトリック共同体の指導者であったハキームはムスリムとの関係の調整を担う事もあった。例えば1947年2月8日にハイファ近郊で起きたムスリムによるキリスト教徒名士の暗殺事件の際には、ムスリム側の主要指導者であるハーヅジ・アミン・フサイニーがハキームをエジプトへ呼んでこの問題について話し合っている（Benny Morris, *The Birth of the Palestinian Refugee Problem Revisited*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004, p.24）。1948年以降ハキームはユダヤ人側との交渉により、イスラエル国家への協力と引き換えにパレスチナのアラブ人キリスト教徒の帰還を実現すべく奔走した。1948年7月2日閣議のこの部分でシトリトが言及しているハキームとの会談は6月26～27日に行われたものであり、シトリトの発言にもある様に、アラブ人キリスト教徒の帰還問題もこの会談で話題に上っていた。シトリトらの別の報告書によると、ハキームはイスラエルが少なくともハイファのキリスト教徒だけでも帰還する事を許して欲しいと懇願し、ムスリムなしでキリスト教徒のアラブだけがハイファに帰還したらムスリムとキリスト教徒の一体性を傷つけないのかというシトリトらの質問に対して、ハキームは、自分はそれには悩まされないし、いずれにせよ公的にはキリスト教徒のみの帰還を求めているという姿勢はとらないであろうと答えたという（*Ibid.*, p.321）。更に1949年夏には、ハキームはイスラエル外務省の政治局アラブ課長バルモンとの間に、イスラエル国家に対する自らの将来にわたる好意と引き換えに、数千人のガリラヤのキリスト教徒アラブ人の帰還をイスラエル政府に認めてもらう合意を結んだ。この合意により、例えばレバノンに逃れていた数百人のアイラブーン（عليون, 主にマロン派が居住する村でイスラエル国防軍の残虐行為の対象となり、イスラエル国内でも問題化していた）出身の難民が帰還した（*Ibid.*, p.480）。しかし、イスラエル国家への協力と引き換えにキリスト教徒アラブ人のみの帰還を促進するハキームのこの様な行為は、パレスチナ民族運動への裏切りとして論争と批判的になり続けた。

- 7 イーサー・ダーウード・アルイーサー（عيسى داود العيسى, 1878～1950）は、正教徒のパレスチナ・アラブ民族主義者、ジャーナリスト。ヤッフォに生まれ、ベイルートに没した。パレスチナ・アラブの民族主義的新聞「フィラスティーン」を創刊・編集し、アミン・フサイニーと政治的に対峙する立場ではあったが、シオニズムとパレスチナへのユダヤ人移住に強く反対した。しかし7月2日閣議のこの部分で言及されているシトリトとの会談の様態からは、アルイーサーが非公式的ではあるが、一定の条件下にイスラエル国家を認め、その内部にキリスト教徒アラブ人が居住するという現実的な妥協の方向性も視野に入れていた事が窺われる。

- 8 エツィオン・ブロックはベツレヘムとヘブロンの上に位置するユダヤ人入植地群。エルサレム攻防戦が激しさを増す中、孤立したエツィオン・ブロックはアラブ軍団・アラブ解放軍・地元民兵の激しい攻撃を受けて多くの犠牲者を出し、1948年5月13日に陥落した（森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（一）」『東洋文化研究所紀要』第165冊、東京大学東洋文化研究所、2014年3月、196（167）頁、及び史料紹介部分を参照）。
- 9 「適切」の部分は、タイプのかすれにより判読がやや困難であるが、ראוי と読める。
- 10 「問題」は複数形で פורעניות となっているが、文脈からすると פרעות（「暴動」「騒擾」の意で、委任統治期のアラブの抗議行動を指してシオニストがよく使った語）でもおかしくない。その様に置き換えて読むと、後続の「問題を駆逐した」と訳した箇所（הדפנו את הפורעניות）は「暴動を鎮圧した」と訳す事ができ、更に後続の「我々自身を強化もした」という部分に、より自然につながると思われる。
- 11 アッガダー（אגדה, 「伝説」「物語」の意）は、タルムード等に記載された古典的ラビ文献の中の法学的ではない聖書解釈学的テキストを指し、伝説や逸話を含む。
- 12 「ヨハネの黙示録」第20章7～8節に「千年の期間が終わると、サタンはその獄から解放される。そして出て行き、地の四方にいる諸国民、すなわちゴグ、マゴグを惑わし、彼らを戦いのために召集する。その数は、海の砂のように多い」とある。なおマゴグについては「創世記」第10章2節、ゴグについては「エゼキエル書」第38章と39章にも記載がある。
- 13 「神」や「奇跡」を持ち出し、「ああ」（הליה）という感嘆詞を挟みながら自己陶醉したような宗教的議論を延々と続けるレヴィンの発言に少々うんざりしたベングリオンが、レヴィンの口癖を真似て揶揄したのである。
- 14 1939年にイギリスが出した白書（マクドナルド白書）。パレスチナへのユダヤ人移民を制限し、パレスチナにおけるユダヤ人の土地購入を規制した。
- 15 原文には「第7条」とあるが、「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」（侵略行為があった場合の安保理の対処の仕方）を規定した国連憲章第7章を指す。
- 16 英語では慣用的にサフェド（Safed）と呼ばれるが、ヘブライ語名はツファット（צפת）、アラビア語名はサファド（صفد）である。オスマン帝国時代からユダヤ人とアラブ人の混住する町であり、イギリス委任統治下では両者の民族的緊張が高まった。1929年のエルサレムの「嘆きの壁」をめぐるユダヤ人とアラブ人の民族的・宗教的衝突はヘブロンやサフェドにも波及し、サフェドでもアラブの隣人に殺害されたユダヤ人が出た事から、アラブ人によるユダヤ人の「虐殺」の代表例の一つとし



てパレスチナのユダヤ人に語り継がれ、彼らの被害者意識と「加害者」であるアラブへの敵意を強める民族的記憶の一つとなった。

- 17 ホロコーストの全貌が判明した後、国際社会がユダヤ人の運命に同情的になり、欧米のキリスト教社会に反ユダヤ主義への反省の気運が生まれたため、欧米諸国がエルサレムをめぐるキリスト教徒の権利を強く主張しにくくなった事を指すと思われる。
- 18 前註にもかかわらず、「ユダヤ人エルサレム」を主張する事は欧米諸国の間に（ユダヤ教側が）キリスト教側の権利を侵すという印象を与える可能性があるため、イスラエルがユダヤ人エルサレムを主張するのはあくまでも「アラブ人エルサレム」になる事を阻止するという民族的意図からであって、反キリスト教的な意図（宗教的意図）からではない事を国際社会（特に欧米諸国）に対して明確にしておく必要がある、という意であろう。
- 19 記録者の署名と思われる。
- 20 「声明」の部分の原語は הודיה (感謝) となっているが、文脈から הודעה (通告、声明) 或いは הוכחה (証拠) の誤記と思われる。
- 21 「(反応が) 逆のものになろう」の部分の原語は פוכה תהיה となっており、(このままでは意味が通じないので) 誰かの手書きで הפוכה の語頭の ה が付け加えられているが、この様に読むと「(反応が) 逆のものになろう」となって文法的には意味が通じる。文意がやや不明瞭であるが、恐らく「期待するところとは逆の反応が返ってくるであろう」という意味であろう。
- 22 「スヴェレニユート」(sovereignty に該当するヘブライ語) が使われている。
- 23 「アツマウト」。
- 24 「リボヌート」。
- 25 ローゼンブルートがグリェンバウムの批判を受けて「アツマウト」の代わりに「リボヌート」の語を使ってもよいと発言したため、閣議決定では「リボヌート」の語が用いられている（「前篇」註7も参照）。
- 26 この次の行に「(公式会合の終わり S.R)」または「(S.R. が記録した会合の終わり)」と読める一文があるが、ヘブライ語として意味をなさない（いずれに解釈するにしても文法的誤りがある）ためか、誰かが手書きの線で消している。「公式会合」(原文では הישיבה הרשמית とあるが「公式会合」を意味するなら הישיבה הרשמית とあるべきである) と解釈すると、これ以降は「非公式会合」である事になるが、議題も予定通りであり機密性の高い話題に変化しているわけでもないため、「(S.R. が記録した会合の終わり)」の意であると思われる。

- 27 4:118 参照。シャレフ秘書官が指摘する通り、前回7月2日閣議では日曜（次回）の定例閣議で仲介者提案について票決する、と決定したのみである。
- 28 この7月4日閣議の議事録の中で5:5に意見が割れたと明記されているのは、領域交換についての交渉への道が開かれているという提案を拒けた決定 [4:130] と、領土的諸変更についての交渉を一切行わないという提案を拒けた決定 [4:130] である。5:5かどうかは明記されていないが、意見が真二つに分かれて決定を採択しなかったもう一つの件は国際的エルサレムをめぐる問題 [4:140] である。
- 29 シトリトはスファラディーム党。本議事録における閣僚の出身政党の詳細については、「前篇」1 (2) ② (iv) を参照（本稿では再掲せず、本文中或いは註に必要な限りで記す）。
- 30 「控えたが」とあるが、接続詞  $\text{רק}$ （しかし）では文意が通じにくいので、 $\text{כי}$ （なぜなら）等の接続詞に置き換えて読むべきところかと思われる。その様に読むと、「・・・私は議論を控えた、なぜなら政府の現れ方はできる限り統一的でなければならないと私は理解していたからだ」と訳せ、より自然に文意が通る。
- 31 ローゼンブルートの言葉の意味するところは、政府の一員として評議会では意見を控えねばならず、この様な「劇」を自分は好まないが、一方では進歩党の党首として評議会で自党の立場を代表する責任もあるため、二つの立場の板挟みになって葛藤を感じる、という事であろう。これを受けてベングリオンは、ローゼンブルートは政府でも評議会でも進歩党からのただ一人の代表であるため、現実には評議会で自党の立場の代弁をする事はできないとコメントし、ローゼンブルートがその様な葛藤を感じるには及ばないと示唆する。
- 32 アグダト・イスラエルの指導者であるレヴィンは、党員がベルナドットと個別に会見するのを、自分は事前に知り得た限り阻止する努力をした、と言いたいであろう。
- 33 優先的審議事項が立項されている順番について付記する。(1) と (2) の重要性が高い以外は ((3) も客観的には重要であるが議事録では多くの紙幅を占めていない) 明確な優先順位がつけられないため、後に挙げられているものほど重要性が低いという意味ではない。
- 34 党内協議の禁止については、7月2日閣議でベントヴが党内協議を可能にして欲しいという要望と受け取れる発言をしている [4:110]。
- 35 この段落は私の解説である。
- 36 ベルンシュタインの構想は、1990年代のシモン・ペレスの中東経済圏構想を想起させる (Shimon Peres, *The New Middle East*, New York: Henry Holt and Company,

- 1993)。逆に言えばパレスの構想の原型となる様な構想は、1948年に既に暫定政府内で穏健派を中心に提起されていたという事である。
- 37 「私はベルナドット氏の意見に同意しないし」に始まる一段落 [4 : 89] を参照。
- 38 ベングリオンの論理についてのこの前後の叙述は、彼の発言の行間にある真意も含めて、できる限り原文に即してまとめたものである（類似の発言をまとめて提示している部分もあるため、必ずしも実際の発言順ではない）。明示こそしないがその示唆するところは明確である、というのがベングリオンの政治的発言の一貫した特徴であった。
- 39 ツイスリングが西ガリラヤの放棄に否定的な発言をする際「私はガリラヤ主義者ではないが」[4 : 102] と断っている事にも表れている様に、彼にとっては、西ガリラヤは放棄するのは政治的にためらわれるものの、アラブ村が多数あり入植上の困難があったため人口の希薄なネゲヴに比べて入植上の優先度が低かったので、ローゼンブルートの様に「ガリラヤ主義者」を自任するほど西ガリラヤに固執すべき理由があるわけではなかった。
- 40 本論考では武力行使を最小限に抑えようとする人々を「穏健派」、武力行使に積極的である人々を「行動派」に分類している。この分類によると、本議事録で「行動派」はベングリオン、グリェンバウム、ツイスリングであり、「穏健派」はシェルトク、ベントヴ、ベルンシュタイン、レヴィン、シャピラ、カプラン、ローゼンブルートである。
- 41 シトリトはアリヤーの重要性を「シオニズムの瞳孔の中にある」[4 : 106] と表現している。
- 42 この論法は、ベングリオンによって先刻展開されたものと同じである（本節 (2) ② (iii) 三段落目を参照）。すなわち一言で言えば< 11月29日決議が実現されない場合には、イスラエルは同決議の国境線に縛られない > という事であるが、このコンセンサスは5月20日から6月2日にかけての諸閣議で言及され、更に6月16日閣議でシェルトクによっても確認されている（森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（三）」『東洋文化研究所紀要』第169冊、東京大学東洋文化研究所、2016年3月、4 (1) ①四段落目を参照）。
- 43 これら三条件のうち一点目については、5月12日夕の閣議に於てイスラエルのアラビア語名に関して同一化を強いる様な名称は避けるべきだとの意見があり、「西パレスチナ」案も出ていたため（森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（一）」2 (10) ④）現実性がなかったとは言いきれないが、二点目と三点目については主流派シオニストのコンセンサスの完全な範囲外にあっ

- た。従ってこの申し出の実現可能性は、初めから皆無に等しかったと言うべきであろう。
- 44 5月3日閣議でのシトリトの報告によると、シトリトも現地関係者（ユダヤ人当局及びアラブ人）もアラブの退去は一時的であると想定していた。それに比べるとかなり後退した態度であると言える。
- 45 シェルトクはパレスチナ・アラブ人やトランスヨルダンと特定せずに婉曲な言い方をしているが、意味するところを汲んで要約した。
- 46 ベングリオンは同種の発言を6月16日閣議でもしている。「11月29日決議は死んだ」[3:59]。
- 47 アラブとの連合については、同日の議論の後半でシェルトクがこの件を提起したため、ベングリオンは「文面を変える事を提案する」[4:134]項目の一つとして「我々に課される」いかなる連合にも反対する、と改めて意見を表明している（後述）。
- 48 ベントヴ「諸変更とは・・・」からベングリオン「エルサレムの件は・・・」までのやりとり [4:122] を参照。
- 49 アグダト・イスラエルはシオニズムに反対するユダヤ教正統派の組織で、宗教問題における現状維持と引き換えにイスラエル国家を支持した。森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議議事録 史料紹介と予備的考察（一）」、註22を参照。
- 50 一例として、1937年夏のポアレイ・ツィオン世界連合大会における東方系ユダヤ人のエリヤフ・ハカルメリの議論を参照（森まり子著『社会主義シオニズムとアラブ問題』岩波書店、2002年、201頁）。なお本文中の「東方諸国」とは中東イスラーム諸国を指し、「東方系ユダヤ人」とは中東イスラーム諸国のユダヤ人を指す。
- 51 この争点については議論の最後に票決されているが、便宜上この項目において整理する。
- 52 争点1の下位区分として争点1A・1Bとした。以下の争点についても同様に下位区分を設けた。
- 53 停戦・ヤッフォ・エルサレムの問題を指す。次項(xi)を参照。
- 54 ベングリオンは「全ての近隣国との連合」[4:134]や「アラブ民族との最大限の協力」[4:135]に言及しているが、実際にはアラブが強硬である限り連合の実現の見込みはないと見ていた。逆に、実現の見込みが今はないという確信があったからこそ、アラブとの融和を欲しているかの如き＜仮定法的発言＞をし得たという解釈も成り立つ。本心をカムフラージュするこの様な語り方は建国前からのベングリオンの政治的言説の一貫した特徴であり、後にシェルトクとの確執を深める一因とな

- る。
- 55 1948年5月～1949年7月にかけて建設された57の新キブツのうち、2／3がディアスポラのユダヤ人によって建設されたが、主にヨーロッパ系のそれらのユダヤ人入植者は、ホロコーストの影響で戦前と大分出身地を異にしていた。戦前はドイツ系及びポーランド系ユダヤ人が圧倒的多数を占めていたのに対し、1948～49年の新入植者の中ではホロコーストを免れたハンガリー系ユダヤ人の割合が増加してポーランド系を上回り、残りのユダヤ人入植者の出身地も多様化していた（Henry Near, *The Kibbutz Movement: A History, Vol.II*, London: Vallentine Mitchell, 1997, p.147）。この様な人々が当時、アラブが放棄した土地に大量に入植しつつあったのである。
- 56 本議事録には1（1）（前篇に掲載）で示した様に削除部分があるが、いずれの削除部分も残留アラブ人の権利保障に関する肯定的な事柄が扱われている可能性はない。なぜなら対外的に見て肯定的な事柄であれば、削除されるはずがないからである。
- 57 その前提は、本議事録における住民交換への度重なる言及とも深く関わっており、建国直後の二週間に暫定政府内に残存していた「市民国家」的な方向性とは明らかに異なるものであった（「終わりに」を参照）。
- 58 暫定政府回答の原文は、Folke Bernadotte, *To Jerusalem* (Translated from the Swedish by Joan Bulman), London: Hodder and Stoughton, 1951, pp.149-152.
- 59 その共通認識は、7月2日のシトリト発言 [4 : 104 ~ 105] (3 (2) ② (v) の解説でも引用) に凝縮されている。
- 60 この閣内合意は5月20日・5月26日・6月1日・6月2日の諸閣議を通じて形成されていた。森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（三）」、223（340）頁を参照。
- 61 Bernadotte, *op.cit.*, p.153.
- 62 刊行年はベルナドットの死後の1951年であるが、序文によるとこの回想録は日記に近いものであり、死の約1か月前の1948年8月に彼がストックホルムに戻った際に日記のかなりの部分を後の出版を意図して関係者に渡していた。日記の残りの部分と併せて彼の死後編集され、刊行されたものである。ベルナドットは1948年9月17日にエルサレムで暗殺された（Ragnar Svanström, “Foreword,” in Bernadotte, *op.cit.*, pp.vii-viii）。
- 63 Bernadotte, *op.cit.*, p.152.
- 64 *Ibid.* スウェーデン語からの翻訳であるが、他の箇所では sovereignty の語が出てく

るため、ベルナドットの言説の中で「主権」と「自治」の語は使い分けられている事が推測される。

65 *Ibid.*, p.156.

66 *Ibid.*, pp.156-157.

67 *Ibid.*, p.159 を参考としつつ私の言葉でまとめた。

68 本項(2)の第二段落で指摘したのと同一の箇所である。“As will be seen, the points to which the Israeli Government took exception were, above all, that the State of Israel would not be completely *autonomous*; .....” (イタリックは引用者。*Ibid.*, p.152.)

69 *Ibid.*, p.155.

70 「国連憲章」第78条は「国際連合加盟国の間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟国となった地域には適用しない」と規定する(横田喜三郎・高野雄一ほか編『国際条約集』1989年版、有斐閣、1989年、27頁)。この様な文脈からすれば、国連に加盟しようとしているイスラエルにとって、ベルナドット提案にある委任統治の延長の様な「連邦」は、主権国家としての尊厳の無視に等しかった。

71 「国際聯盟規約」第22条3項(前掲『国際条約集』、39頁)。

72 しかし欧米基準の「主権」を与えられない事に関してはアラブも同じであった。その意味ではこの提案は「中立的」であったのである。

73 本稿における「コロニアル」の語の意味については註107を参照。

74 Bernadotte, *op.cit.*, p.157.

75 但し領域交換、すなわち領土の一部を放棄するという穏健派の「国際協調路線」は、アラブ人の放棄した土地の獲得とそこへのアラブ人の帰還の阻止という「補償」の論理にも支えられていた点に注意すべきである。この様なシェルトクの内「内部の領土」による補償論については、森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察(三)」、217(346)～216(347)頁。

76 ベングリオンはヤッフォからアラブが「逃亡」(6月8日閣議[2:163])して町を「放棄」(5月19日閣議[1:33])したと強調し、その延長線上にヤッフォへのアラブの帰還に対する(ひいてはヤッフォがアラブ領となる事に対する)否定的な議論を展開している(6月16日閣議[3:69など])。

77 「ヤッフォに関しては、我々が国連決議に正確に立脚せねばならないのかどうか、私には分からない。この飛び地は、我々にとって危険を構成し得る」(ローゼンブルート[4:100]、7月2日)。

78 ツイスリングは本議事録では国際的エルサレムについて特に見解を表明していな

- いが、6月16日閣議では、エルサレムの半分が「外国軍の手中に与えられるという、エルサレムに対する国際的支配」によって「エレッツ・イスラエルにおける恒常的な戦争の緊張に備え」、かつ「エルサレムの一部におけるアブドゥッラーの支配」を阻止するという戦略を提唱している [3: 79～80]。エルサレムの国際化を主張したのは主に穏健派であるが、彼のみは行動派である。
- 79 ベングリオンは6月16日閣議に於ても、南部であれ北部であれネゲヴを放棄できない旨を主張している [3: 66～67]。
- 80 シェルトクは本議事録ではネゲヴについて特に見解を表明していないが、6月16日閣議では、南ネゲヴをイスラエルに放棄させる事を考えている英米との関係を考慮し、「南ネゲヴの放棄と引き換えに西ガリラヤにおける権利の可能性がある」[3: 53] なら南ネゲヴの放棄は真剣に検討し得る、という見解を示していた。
- 81 シェルトクは本議事録では西ガリラヤについて特に見解を表明していないが、6月16日閣議では、11月29日決議でユダヤ側に割り当てられた領土に付加すべき領土として、西ガリラヤとエルサレム（及びエルサレムへの道）を挙げ、西ガリラヤを放棄すべきでない理由を論じている [3: 48～49]。
- 82 この中で「筋金入りのガリラヤ主義者」[4: 99] を自称しているローゼンブルートを除くと、自分がいずれかの主義者である事を明言している閣僚はいない（ツイスリングが自分は「ガリラヤ主義者ではない」[4: 102] と発言しているのみである）。しかし諸閣僚の主張の趣旨を汲み取ればこの様に分類してあながち間違いではないと思われるため、便宜上この様に分類した。なおシャピラはガリラヤとネゲヴのいずれを重視するか明言していないが、（ガリラヤとネゲヴの）領域交換も選択肢の内に入れている [4: 114] という意味で、事実上の「ガリラヤ主義者」という事になる。ベントヴは南ネゲヴを放棄してもよいと示唆しつつ西ガリラヤの一部は必要であるとして [4: 112]、交換を示唆している様に見えるが、「交換に基づくいかなる領土の変更も考慮に入らない」[4: 123] と断言しているため、ネゲヴ主義者・ガリラヤ主義者のいずれにも分類しがたい。
- 83 「住民交換——もしその事がアメリカとイギリスによって提案されるなら——これは素晴らしい。そうでなければ、戦争の勃発以来その地を去ったアラブの帰還を防ぐ事をめざす政治を行う事は、我々には禁じられている」（ローゼンブルート [4: 100]、7月2日）。「ベルナドット伯か国連が住民交換を提案するように我々が事を運べるとしたら——これはアラブにとって祝福になるだろうし、我々もこれに安堵するだろう」（シトリト [4: 107]、7月2日）。
- 84 註75を参照。

- 85 ツイスリングとシトリトはアラブ問題にもともと関心が深く、建国後の二週間(1948年5月後半)には、ユダヤ人と、残留或いは帰還したアラブ人が平等な権利を持つ市民として生活するイスラエル国家を前提として、イスラエル国家に最終的に残留するアラブ人の権利の保障に関わる様々な提言を行っていた。詳しい内容については、森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察(二)」『東洋文化研究所紀要』第167冊、東京大学東洋文化研究所、2015年3月、3(6)⑤と「終わりに」を参照。ツイスリングの右傾化は、マバムの理念であった二民族国家論が、領土の急激な「脱アラブ化」とユダヤ人移民の新たな流入に直面して変質した過程とも関わっており、マバム党内史料の検証を伴って初めて深く分析され得る。またシトリトはハイファでのキリスト教徒アラブとの接触に見られる様に、本議事録の段階でも地域レベルでのアラブとの共存の展望を完全には失っていなかったが、共存の困難さを彼らに示唆する[4:105]など、以前に比べて冷めた態度が感じられる。なお二人の変化は1948年6月を通じての漸次的なものであった事も強調しておきたい。1948年6月前半における「市民国家」理念の後退については、森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察(三)」の「終わりに」を参照。
- 86 「ユダヤ化」の方向性は、ツイスリングの場合はユダヤ人移民を組織化して入植地に送る事の推進として、シトリトの場合は領土的連続性の確保の主張や住民交換提案等の形で表れた。
- 87 ギリシア・トルコ住民交換とズデーテン・ドイツ人の事例への言及については、6月16日閣議のシェルトクの発言[3:54~55]と註65、及びこの箇所について私が解説した218(345)頁(森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察(三)」)を参照。ピール委員会報告はユダヤ人国家とアラブ人国家の住民交換を提案していたが、その提案がシオニストの同種の発想に与えた影響については森まり子著『社会主義シオニズムとアラブ問題』、198頁などを参照。
- 88 サフェドについてはシャピラ[4:113]が言及しており、前篇の註13も参照。ヒロコーストについては、宗教政党出身であるレヴィンとシャピラがアラブの手による同種の事態の再来への恐怖感を表明し、妥協の必要性を説いている(レヴィンの見解[4:108~109]の段落)や、シャピラの「アラブがイギリスの影響下に、我々を戦争で破壊しようとする更なる試みを行うかも知れない」という「懸念と恐怖」[4:112]の表明と妥協の主張など)。エツイオン・ブロックについては、領土的連続性の教訓を与えたという評価を含めてシトリト[4:106・107]が言及している。
- 89 バングリオンの表明する「不信心」には自国の軍事力行使を正当化する政治的レ



トリックの部分もあると思われるが、東欧系シオニストの多くの言説に共通して見られる西欧への不信感や精神的隔絶を忠実に反映する部分もあると思われる。議事録で見ると、彼と同郷（ロシア領ポーランドのプウォンスク出身）のグリュンバウムにも顕著に類似した西欧への不信と反撥が認められる。シオニストの西欧への不信を強めたミュンヘン会談については、註90も参照。なおベングリオンが『力による制圧』論を正当化する根拠として引き合いに出しているピール委員会報告の該当箇所の原文は、以下の通りである（[ ]は引用者）。“It has sometimes crossed our minds that this conversion [of Palestine into a Jewish State] might conceivably have been accomplished, once for all, as an act of war. In terms of *Realpolitik* the British had conquered the country from the Turks and were entitled to do what they liked with it. If any Arab contribution to victory had been ignored and any undertakings to them brushed aside and if the new frontier had at once been drawn and the new Jewish State at once established, it is possible, perhaps, that the Arabs would by now have acquiesced. But it is far harder to imagine the conversion of Palestine into a Jewish State in the present circumstances as, so to speak, an act of peace.” (“Palestine Royal Commission Report,” Presented by the Secretary of State for the Colonies to Parliament by Command of His Majesty, July 1937. London: Printed and Published by His Majesty’s Stationery Office, 1937, Cmd. 5479, p. 147.)

- 90 ミュンヘン会談後ほどなくベングリオンは「我々の生きている時代は『力の政治』、パワー・ポリティックスの時代だ。道徳的価値は何の力も持たないものとされ、公正と正義の要求の力は取り除かれてしまった」と書き残している（1938年10月7日の妻への手紙。244 עמ' 1968, עם עובד, תל אביב: תל אביב: עם עובד, 1968, 244 עמ'）。国際社会の正義へのこの様な絶望は、当時ベングリオンの中で、シオニズム運動が自力でユダヤ人国家を樹立せねばならないという決意と共に、もはや国際社会の道義的規範を意識せず行動してもよいという論理につながった様に思われる（森まり子著『社会主義シオニズムとアラブ問題』219頁）。ミュンヘン会談は国際社会の裏切りとしてシオニストに左右を問わず衝撃を与え、国際社会を信用すべきではない根拠としてイスラエル右派の言説などでもその後しばしば言及される事となった。

91 前篇の註38と関連する本文を参照。

92 シェルトクの発言[4:58]と、それに関わる前篇の註63を参照。

93 「国際聯盟規約」第22条3項（前掲『国際条約集』、39頁）。

94 ベルナドット提案は、ベルナドットの意図に即して言えばパレスチナのアラブ部分をトランスヨルダンと結合させる提案であり、従ってパレスチナ・アラブ人の主

権を積極的に否定したわけではなく、かつ当時はアミン・フサイニー率いるパレスチナ・アラブ民族指導部が弱体化していたという事情もあった。しかしベルナドット自身は単なるたたき台のつもりでも、国連分割決議に定められていたパレスチナ・アラブ人国家を、トランスヨルダンが関わる連邦に置き換える提案を行った事は重大な政治的含意を持った。実際にイスラエル暫定政府、トランスヨルダン、アッザーム・パシヤはこの提案がトランスヨルダンによるパレスチナのアラブ部分の併合を是認するものと解釈したのであった。他方ベルナドット自身の動機の中にアブドゥッラー王重視の要素もあった事は否定できない。ベルナドットは回想録の中で、1948年戦争における軍事的勝利を取めたアブドゥッラー王が領土的褒賞を必要とすると考えた、と述べている。この考え方は事実上、パレスチナ・アラブ人の主権国家よりもアブドゥッラー王への懐柔の方が重要であるという判断に等しかった。しかしこの様な見解は当時の英外務省（イギリスはトランスヨルダンを軍事的に支援）や米國務省にも共有されていた点に注意すべきである。前篇、258(219)～257(220)を参照。

95 4(2)を参照。

96 篠原初枝著『国際連盟』中公新書、2010年、30～37頁。

97 ウィルソン大統領がジェレミー・ベンサム(1748～1832)の思想的影響を受けていたと考えられる事については同上書、4～5頁。後出のJ.S.ミルはベンサムの盟友であるジェイムズ・ミル(1773～1836)の息子である。ベンサム、ジェイムズ・ミル、J.S.ミルらに主導された18～19世紀イギリス政治思想がヴェルサイユ体制を構築したウィルソンら英米の政治家に深い影響を及ぼしていた事については、E.H.カー著『危機の二十年』(原彬久訳、岩波文庫、2016年[原著は1939年])62～105頁などが示唆に富む。

98 John Stuart Mill, "A Few Words on Non-Intervention," *Fraser's Magazine*, 1859 (in *Foreign Policy Perspectives No.8*, London: Libertarian Alliance, pp.4-5. [www.libertarian.co.uk](http://www.libertarian.co.uk) より入手). この論考が『自由論』(*On Liberty*) が刊行されたのと同年、かつインド大反乱(1857年に勃発)の終熄した頃に発表された事や、J.S.ミル自身が父のジェイムズ・ミル(*The History of British India* という大部な本の著者でもあった)と同様にイギリス東インド会社の社員であった事は偶然ではなく、むしろミルの「自由」概念の前提を考える上で深い意味を持つ。但しミル自身は、この論考の中で sovereign 又は sovereignty の語を一回も使用しておらず、今日であればそれらの語に置き換えてもよいと思われる箇所に free 又は freedom の語を使用している(この含意に関する私の考察を述べる事については別の機会を待ちたい)。

- 99 前篇の註5を参照。ここでの sovereign は形容詞・名詞の両方である。
- 100 その様な用例として、“Over himself, over his own body and mind, the individual is Sovereign,” “What, then, is the rightful limit to the sovereignty of the individual over himself?” (J.S.Mill, *On Liberty*, 1859), “I am a free-born sovereign, sir, an American” (Mark Twain, *The Innocents Abroad*, 1869) 等がある。最後の例では sovereign は “a free citizen or voter of America” を意味し、既に廃された用例である (*OED, Vol.XVI*, p.77, 書誌情報は前篇の註5に掲載)。ミルの『自由論』に於ては、個人の freedom が侵しがたい価値を持つ状態を強調する文脈で sovereign 或いは sovereignty が用いられている。
- 101 *OED, Vol.XVI*, pp.77-79.
- 102 ベングリオンやグリェンバウムの主張、有権者リストにアラブを含めない展望への言及、国籍登録の際に非ユダヤ人については「適切」な者のみを（当局が）選別するという議論などを参照。
- 103 “King, Kingship” 項、*Encyclopaedia Judaica, Vol.10*, Jerusalem: Keter Publishing House, 1996, pp.1011-1021 を踏まえて要約。ユダヤ教思想における王権概念が神と結び付いている事は、「臣民」を、ヘブライ語で「神殿に仕える者」という意味もあるナティンと称する事（前篇の註8）を説明すると思われる。なお上記 *Encyclopaedia Judaica* の解説は、この様な王権概念が古代近東に於て、古代エジプトやメソポタミア等の地域差こそあれ共有されていた事を指摘している。
- 104 ヤゲウオ朝（1386～1572）。15世紀に最盛期を迎えた。
- 105 私はロシア帝国・オスマン帝国・オーストリア＝ハンガリー帝国・大英帝国と関わった経験がシオニズムの民族分離主義に与えた影響を思想的に概観した事があるが、そこでの考察が本文中に述べた「仮説」の土台の一つとなっているため、詳しくは以下を参照されたい。森まり子「第3章 民族自治から主権国家へ——帝国解体期のシオニズム運動における民族分離主義の変容1881～1948——」赤尾光春・早尾貴紀編『シオニズムの解剖』人文書院、2011年、74～97頁。紙幅の制約のためこの論考に入れられなかった要素も含めてより具体的・包括的に議論した拙論としては、同タイトルであるが、北海道大学スラブ研究センター編『比較地域大国論集』第7号（2012年1月）、31～51頁を参照されたい（これは日本国際政治学会2010年度大会、部会4「地域からの帝国論——比較史と現在」におけるパネリストとしての講演のフルペーパーである）。なおこの問題を考える上では、第一次大戦後に主流となった民族自決概念の影響も重要であるが、英米など自由主義・民主主義の伝統が長い地域の例が示す様に、ナショナリズムや民族自決概念が必ず自国の国

民（植民地の住民は除く）への「支配」を強調する強権的な主権観に帰結するとは限らない事に注意したい。オスマン帝国支配に対するユダヤ人の歴史認識については、ベンツヴィの著作『エレッツ・イスラエルとその住民——オスマン支配時代——』が重要な一次史料となり得る。

יצחק בן-צבי, ארץ-ישראל ויישובה: בימי השלטון העותמאני, ירושלים: מוסד ביאליק, 1955.

- 106 ここで注意すべきは、国家に対する個人の服従という主権観は、西欧における初期の主権論にも顕著に見られた事である。西欧型の「主権」を初めて体系的に論じたとされる16世紀の政治哲学者ジャン・ボダン（1530～1596）の出発点は、統治者の権力を国家の「主権」と同一視する理論であった（詳しくは佐々木毅著『主権・抵抗権・寛容——ジャン・ボダンの国家哲学——』岩波書店、1973年、第3章第3節などを参照）。しかしボダンの論じる「主権」のあり方自体、様々な面でユダヤ教思想における王権観に類似している様に見える。ユダヤ教思想における王権観は『聖書』（キリスト教では『旧約聖書』）の「申命記」「サムエル記上」「サムエル記下」「列王記上」「列王記下」等に由来するため（前掲 *Encyclopaedia Judaica* の解説による）、ボダンの王権観や主権論への影響も少なくとも間接的にはあったのではないかと思われる（佐々木氏前掲書、83～84頁に「ボダンのユダヤ教（思想）への傾斜」が指摘されている）。そうであるとする近代西洋的な主権概念の起源の一つが古代近東に共有された王権概念にあるという重要な含意が引き出されるが、この点についてこれ以上深く論じ得る学殖を私は持たない。
- 107 本稿では「コロンIALな」という語を、植民地のほか、領土の併合や編入による住民の支配（ユダヤ人が経験したロシア帝国・オーストリア＝ハンガリー帝国・オスマン帝国等の支配もこれに該当）、保護国、委任統治等の列強（帝国）による住民支配の諸形態を総称して形容する際に用いる事とする。
- 108 「それに準ずる圧迫」とは例えば、中国が経験した様な半植民地化などを念頭におく。
- 109 ここで「これらの地域に見られる強権的な主権観を＜コロンIALな政治の精神的後遺症＞等の精神的要因に帰するのは実証的ではない」等の反論も予想するため、予め私の見解を記しておきたい。勿論、独立後の混乱と国家建設の緊急性の中で「開発独裁」の形態をとらざるを得なかった地域の個別の社会経済事情はつとに指摘される所であり、その様な個別の、直接的・可視的な現地要因を決して無視するものではない。しかし私が最近の研究傾向（イスラエル研究も含めて）で気になるのは、「直接の証拠がない」故に「存在しない」と結論づける思考法である。目に見える直接の証拠だけで論証するこの思考法でいくと、コロンIALな支配を受けた経

験がその地域や人々の以前からの政治的・思想的伝統（王朝支配の伝統や王権観など）と相俟って強権的な主権観を形成した可能性がある、という様な人間の精神構造の長期的な継承や連鎖に取って注目しようとする研究に、「目に見える証拠がない」故に「実証的ではない」という評価を常に与える事になる。下線部の反論が説得的である為には、〈これらの地域に見られる強権的な主権観をコロニアルな政治の精神的後遺症に帰する事はできない、という実証的な証拠〉を反論者はまず示さねばならないと私は考える。一方、下線部の反論の背後にある、より根源的な問題は、地域研究そのものがアメリカ合衆国の戦略的必要性と連動して生まれた比較的新しい学問分野であるため、その基底に「実証性」というものについてのアメリカ的思考法が先天的に内包されている可能性である。また、そもそも旧宗主国であった欧米で発展した地域研究に於ては、コロニアルな支配の長期的後遺症を基本的視点とする研究が生まれにくいと思われるにもかかわらず、「現地の短期的要因」に焦点を当てる研究が脚光を浴びる傍らで、地域研究という学問分野のその様な根本的前提や限界を自己批判的に検証する試みは決して多くはなかった。欧米的刻印を先天的に帯びる地域研究に於て、また特にそれを「新しい学問分野」として深い批判を伴わずに急いで受容してきた日本に於て、研究者の視点にア priori にバイアスがかかる危険性を意識するからこそ、〈コロニアルな政治の精神的後遺症〉に改めて注目する意味はある、と私は考えている。なお他国の権力が及ばない主権国家内における個人の抑圧や殺戮の可能性は、アジア・アフリカ諸地域に限定された問題ではなく、ロシア等のヨーロッパを含む他地域でも将来的に起こる可能性が皆無であるとは言えない（現代の主権国家がはらむこの潜在的な危険性については、アメリカの東欧史研究者がポーランドとウクライナに焦点を当てた最新のホロコースト研究を通じて警鐘を鳴らしている。Timothy Snyder, *Black Earth*, New York: Tim Duggan Books, 2015.）。

110 森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（一）」、133（230）頁。

111 前篇冒頭で述べた様にイスラエルは「ヨーロッパ的」と見なされがちであったため、またイスラエルは共産圏ではなかった事も関係して、共産主義が独立後のナショナリズムと不可分に結合して影響力を持ったアジアの他地域（中国・北朝鮮のほかインドネシア・ヴェトナム・カンボジア等の東南アジアも含む）と比較される事は少なく、従ってイスラエルの対外行動や意識における英米への反撥の要素が取り上げられる事は少なかった。しかし共産主義がかつての勢力を失った今日では、ポスト・コロニアルな地域横断的比較は、以前は資本主義対共産主義という対立軸に妨

げられて見えにくかったイスラエルと他のアジア地域との主権観や対外意識における共通性に新たな光を当てる。

An Introduction to and a Preliminary Review of the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings at the Time of the Establishment of the State of Israel (4), Part II: The Debates over Bernadotte's Peace Suggestions and over the "Sovereignty" of the State of Israel in *The Proceedings of the Provisional Government Meetings Vol.4* (30 June to 4 July 1948)

by Mariko MORI

Due to limited space, this study, *An Introduction to and a Preliminary Review of the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings at the Time of the Establishment of the State of Israel (4)*, is divided into two parts, *Part I* and *Part II*. Following *Part I* (including Introduction, Section 1, and part of Section 2), which appeared in this journal in the previous year, this study is *Part II* (including the rest of Section 2, Section 3, and Conclusion).

This study as a whole gives an introduction to the first half of *The Proceedings of the Provisional Government Meetings, Vol.4* (30 June to 4 July 1948) and gives a review of its main contents, the Arab question. As a follow-up to my previous papers published in this journal in March 2014, March 2015, and March 2016, it is also intended to be a preliminary step toward revisiting the formative years of Israel, this time focusing on the short but critical period from late June to early July 1948. It was during this period, with the First Truce nearing its end, that Count Bernadotte's peace suggestions were presented to Shertok, the Foreign Minister of the Israeli Provisional Government, and to Nuqrashi, the Egyptian Prime Minister and the Chairman of the Arab League Committee on the Palestine question, and were seriously debated within the Provisional Government. The Provisional Government rejected these suggestions mainly because it thought that "sovereignty" of the State of Israel was not explicitly recognized in these

suggestions. This study analyzes the process of this decision-making by focusing on the cabinet proceedings during this period.

The main conclusion of this paper, *Part II*, is as follows:

In the mind of the Provisional Government, the center of gravity had shifted from *atzmaut*, which in Hebrew means “independence,” to *ribonut*, which means “sovereignty” or “the country’s perfect right of decision in its own matters.” Since the cabinet members shared the view that sovereignty was a universal concept to be applied to independent Israel, they were seriously concerned about the lack of the word “sovereignty” in Bernadotte’s suggestions. I mentioned in *Part II* the influence of ideas of mandate and trusteeship as cause for the absence of the concept of Israeli or Arab sovereignty from Bernadotte’s suggestions. From a long-term perspective, the reason why the Provisional Government rejected Bernadotte’s suggestions may well be that it was hurt by the fact that these suggestions denied the sovereignty of the State of Israel on the basis of the logic of mandate or trusteeship, which in turn was based on the tacit idea that neither sovereignty nor freedom, as J.S. Mill argued in his essay “A Few Words on Non-Intervention” (1859), is to be applied to non-European, backward peoples.

There also seem to be differences of understanding of the concept of sovereignty between the Provisional Government, on the one hand, and Bernadotte, the United Nations, Britain, and the United States, on the other. The word *ribonut*, a Hebrew equivalent for “sovereignty,” emphasizes a country’s domination over its population, while the word “sovereignty” in English is somewhat connected with the nineteenth-century type of ultimate freedom of individuals, as J.S. Mill’s usage of sovereignty or sovereign in his *On Liberty* indicates. It might be assumed that the two streams of Jewish tradition—the monarchic tradition in pre-modern Judaism and the historical experiences of the Jewish people in gentile kingdoms or empires (such as the Lithuanian-Polish Kingdom, the Russian Empire, the Austro-Hungarian Empire, the Ottoman Empire, and the British Empire)—joined to create the conceptual origin of *ribonut*, which implies sovereignty emphasizing the aspect of “domination.” In fact, the main members of the Provisional Government themselves had experienced political subjection to the Russian, Ottoman, and British Empires



and consequently it would not have been unnatural for some of them to imagine the nation or state in terms of domination and subjection. However, the question regarding the formation of the concept of sovereignty as domination over a people is not limited to Israel, but can also be seen in many countries in Asia and Africa after their independence. Therefore, the question of *ribonut* may well be analyzed within a more comprehensive, cross-regional, and comparative framework of the legacy of colonial politics.

In sum, in the present proceedings of the cabinet meetings, two aspects are noteworthy. First, Ben-Gurion's demand for "Domination by Force" challenged Shertok's policy of giving priority to diplomacy, thereby reviving during the debates an old confrontation between the two statesmen as to whether Israel based itself on the November 29 Resolution or not; thus the division between the activists and the moderates became conspicuously visible again. At the same time, the present proceedings show that it was the Provisional Government's unanimous opposition to Bernadotte's denial of Israeli sovereignty rather than the government's intransigence toward the Arabs that led to the government's rejection of Bernadotte's suggestions; therefore, the rejection by the Provisional Government was a "rational" conclusion. That the Provisional Government rejected Bernadotte's suggestions mainly because of its opposition to Bernadotte, the United Nations and Britain reveals a bias in the basic orientation of Israeli studies which emphasizes the bilateral nature of Arab-Israeli conflicts, a bias that calls for some reexamination. It also leads us to put Israel's consciousness of sovereignty and its actions toward other countries in a broader, post-colonial, and cross-regional context which enables us to compare Israel's consciousness of sovereignty and its actions with, for example, those of Egypt after the 1952 Revolution or with those of the People's Republic of China.